

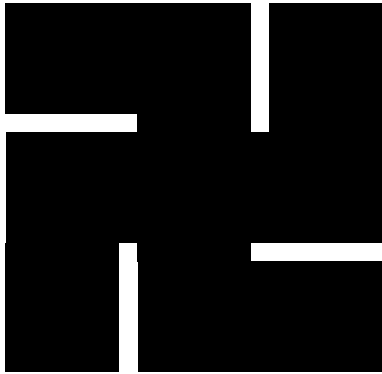
令和7年度版

環境保全の概要

(令和6年度実績)



弘前市市民生活部環境課



市章

卍（まんじ）は、藩政時代に津軽氏の旗印として用いられた由緒あるもので、功德・円満の意味で、吉祥万徳の相を表すといわれ、明治33年6月から旧弘前市の市章として用いられてきました。

そして、平成18年2月27日の市町村合併に伴う新たな市章として、平成18年11月15日に新たに制定されました。



地名の由来 弘前（ひろさき）

弘前は、以前「高岡」や「鷹岡（鷹ヶ岡）」と呼ばれていたそうです。

これは、城地が高台にあることや、昔は鷹が多く生息していたということに由来があるようです。高岡が弘前に改称された理由は、はっきりしておりません。ひとつには、北海道への海上交通の要地で、その地勢が広大なところから「広崎」と呼び、それが「弘前」になったという説や、十三岬から松前（北海道）までの海を「尾閭（びろ）」と呼び、十三岬を「尾閭ヶ崎」と呼んでいたのをとって「弘前」としたという説のほか、イギリス人チェンバレンが唱えたアイヌ語に起源があるという考え方などがありますが、いずれも明らかではありません。

「信枚君一代之自記」には、「弘前」という名称が用いられたのは、寛永5年（1628年）の8月20日からと記録されています。

参考：「弘前市史 藩政編」

目 次

第1章 弘前市の概況

1. 弘前市の概況	1
2. 位置	1
3. 人口	1

第2章 清掃事業の概況

1. 清掃事業の機構	2
2. 弘前市の位置及び廃棄物処理施設の位置	3
3. 職員の配置状況	4
4. 清掃事業関連の施設及び車両	5
5. 廃棄物減量等推進審議会	6
6. 清掃費決算額	9
7. ごみ処理原価	10

第3章 ごみ処理の状況

1. ごみ処理の状況	11
2. 許可業者の状況	14
3. 再生資源回収運動	15
4. 古紙類行政回収の実施状況	16
5. 弘前地区オフィス町内会	17
6. 電動式生ごみ処理機貸出し事業	18
7. 生ごみ堆肥化容器の斡旋・補助	18
8. 河川清掃美化運動	19
9. 廃棄物減量等推進員	21
10. カラス対策用防鳥ネット貸与事業	22
11. ごみ集積ボックス設置事業補助制度	23
12. 使用済小型家電の回収について	24
13. 衣類回収ボックス設置事業	26

第4章 し尿処理の状況

1. し尿処理の状況	27
2. し尿処理実績の推移	27
3. し尿の収集運搬	27
4. 浄化槽設置について	28
5. 公衆トイレの管理	28

第5章 弘前地区環境整備事務組合の概要

1. 組合概要	29
2. 施設の概要	30
3. ごみの処理実績	31
4. 処分手数料の推移	32
5. 組合のあゆみ	32
6. 組織機構図	35

第6章 環境保全の概要

1. 環境保全の概要	36
2. 公害苦情・生活環境に関する苦情の状況	39
3. 大気汚染	43
4. 水質汚濁	47
5. 騒音	49
6. 振動	52
7. 悪臭	54
8. 地盤沈下	55
9. 身近な環境調査	56
10. 土壌分析調査	57

第7章 公害関係規制基準

1. 大気汚染規制基準	58
2. 水質汚濁規制基準	59
3. 騒音規制基準	63
4. 振動規制基準	69
5. 悪臭規制基準	72

第8章 環境施策の推進

1. 環境パートナーシップ協定	74
2. ひろさき環境パートナーシップ21 (HEP21)	77
3. エコスタア・エコオフィス認定制度	86
4. 弘前市地球温暖化防止率先行動計画	89
5. 熱中症対策	91

第9章 弘前の名水

1. 「名水」の選定	92
2. 名水保全の施策	92
3. 各名水の概要	93

第10章 弘前市斎場の概要

1. 施設の概要	96
2. 斎場の利用状況	97
3. 斎場使用料	97

第11章 弘前霊園の概要

1. 施設の概要	98
2. 分譲の状況	98
3. 墓地分譲状況図	99

第12章 参考資料

1. 清掃事業のあゆみ	100
2. 環境保全のあゆみ	111
3. 公害関係用語の解説	124

第13章 関係条例及び規則

1. 弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	128
2. 弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	133
3. 弘前市一般廃棄物処理業許可取扱要綱	138
4. 弘前市一般廃棄物処理業者に対する行政処分に関する要綱	143
5. 弘前市再生資源回収運動推進報償金交付要綱	147
6. 弘前市電動式生ごみ処理機貸出要領	149
7. 弘前市廃棄物減量等推進員設置要綱	150
8. 弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例	152
9. 弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例施行規則	155
10. 弘前市環境保全基本条例	159
11. 弘前市生活環境をよくする条例	161
12. 弘前市生活環境をよくする条例施行規則	166
13. 弘前市斎場条例	169
14. 弘前市斎場管理運営規則	173
15. 弘前霊園条例	177
16. 弘前霊園管理運営規則	182
17. 弘前市共同墓地の管理に関する規則	186
18. 弘前市墓地等の経営の許可等に関する規則	187
19. 弘前市化製場等に関する法律施行細則	192

第1章 弘前市の概況

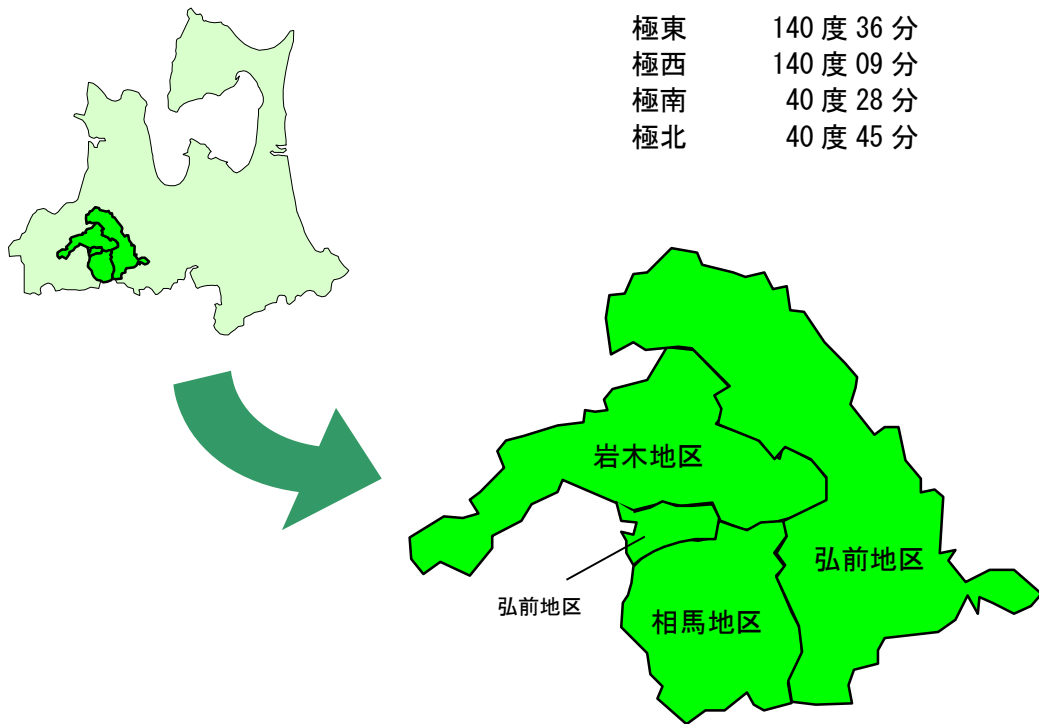
1. 弘前市の概況

弘前市は青森県の南西部に位置し、総面積 524.20km² の内陸型地域です。

東には奥羽山脈の八甲田連峰を望み、西には「津軽富士」と呼ばれる青森県最高峰の霊峰岩木山を有し、南には世界遺産に登録されている白神山地が秋田県にまたがり連なっています。これらの山々に抱かれた津軽平野では、白神山地に源を発し、県内最大流域面積を有する岩木川が約 30km にわたって緩やかに北上しながら日本海へと注いでいます。

この一級河川である岩木川には平川や浅瀬石川が合流しており、その流域には県内屈指の水田地帯が形成されています。また、津軽平野周辺の小高い丘陵地帯には、青森県の基幹農産物であるりんごの園地が広がり、県内の約 4 割のりんごが生産されています。さらに、その地域を取りまくように山林地帯が伸び、緑豊かな自然環境に恵まれています。

2. 位置



※平成 18 年 2 月 27 日 弘前市、岩木町、相馬村が合併

3. 人口

令和 7 年 1 月 1 日現在

区分	世帯数	人口
弘前地区	74,765 世帯	146,844 人
岩木地区	4,391 世帯	9,751 人
相馬地区	1,251 世帯	2,893 人
合計	80,407 世帯	159,488 人

資料：「弘前市住民基本台帳」

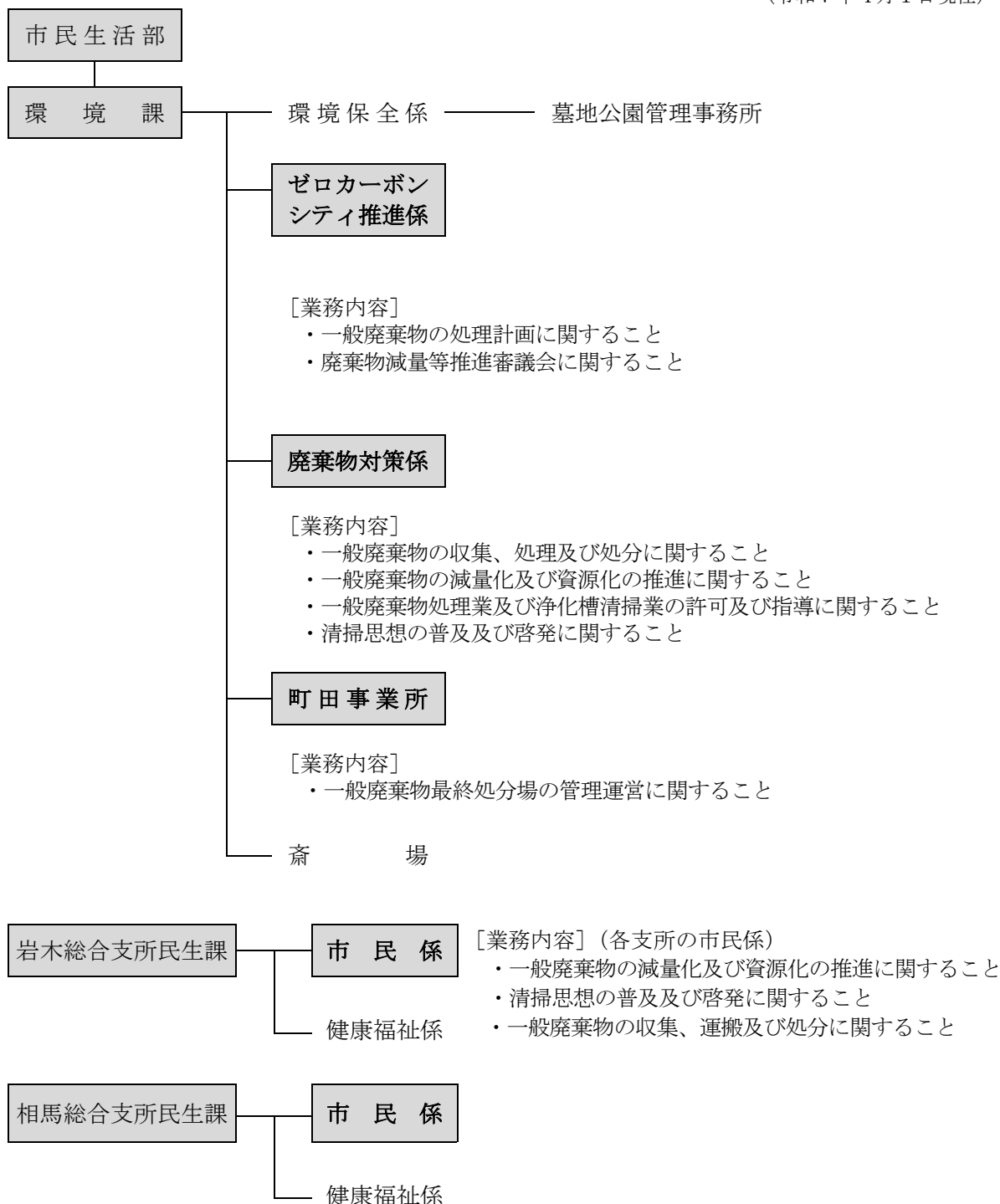
第2章 清掃事業の概況

1. 清掃事業の機構

弘前市における清掃事業の機構は、弘前市が一般廃棄物（ごみ）の収集運搬業務及び最終処分業務を所管しており、中間処理（焼却）業務については、弘前市と周辺の1市3町1村で構成する弘前地区環境整備事務組合で、し尿処理業務については、弘前市と周辺の2市3町2村で構成する津軽広域連合でそれぞれ広域的な共同処理を行っています。

弘前市の清掃事業に係る機構及び業務内容

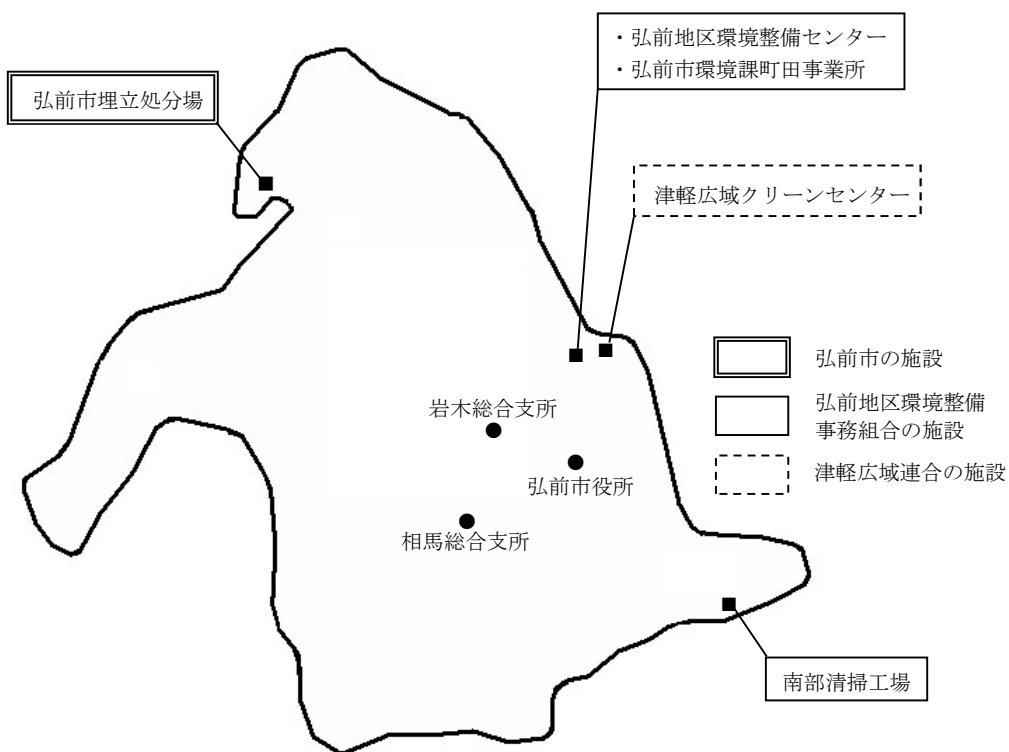
(令和7年4月1日現在)



2. 弘前市の位置及び廃棄物処理施設の位置



弘前市の位置



廃棄物処理施設等の位置

4. 清掃事業関連の施設及び車両

(1) 弘前市埋立処分場第2次施設（一般廃棄物最終処分場）

(令和7年4月1日 時点)

所在地	弘前市大字十腰内字猿沢 2397 番地		
規模	総面積 : 138,000 m ² (全体計画)	第1区画	埋立面積 : 40,000 m ² 埋立容量 : 222,000 m ³
		第2区画	埋立面積 : 39,400 m ² 埋立容量 : 224,000 m ³
埋立工法	セル方式とサンドイッチ方式との併用		
埋立期間	第1区画 : 平成8年6月～ 第2区画 : 平成30年6月～		
水処理施設	処理方式 : 生物処理(酸化+脱窒)+凝集沈殿処理+高度処理(砂ろ過+活性炭ろ過)+滅菌処理		
	処理能力 : 処理水量 : 400m ³ /日	処理水質	
		pH (水素イオン濃度)	5.8～8.6
		BOD (生物化学的酸素要求量)	10mg/ℓ 以下
		COD (化学的酸素要求量)	30mg/ℓ 以下
		SS (浮遊物質量)	10mg/ℓ 以下
		T-N (全窒素量)	10mg/ℓ 以下
		大腸菌群数	3,000 個/mℓ 以下

※弘前市埋立処分場の第1次施設は、平成20年5月に廃止している。

(2) 清掃事業に供する車両

(令和7年4月1日 時点)

用途	車種	最大積載量	台数	備考	
最終処分場関連	ダンプ	3.45t	1		
	トラック	3.45t	1	キャブオーバ	
	油圧ショベル	—	1	クローラ式	
	ホイールローダ	—	1	トラクターショベル (ホイール式)	
	ブルドーザ	—	1	トラクターショベル (クローラ式)	
	ワンボックスカー	—	1	ステーションワゴン (職員連絡用)	
	塵芥車	2t	1		
ごみ収集関連	ごみ収集運搬用	トラック	1.5t	1	キャブオーバ
		軽トラック	0.35t	2	キャブオーバ
		軽バン	—	2	
	パトロール用	ステーションワゴン	—	1	町田事業所
	職員連絡用	バン	—	1	廃棄物対策係
		軽乗用	—	1	メール便

5. 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律および弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき任意で設置している審議会であり、以下の事項を審議します。

- (1) 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進等に関する事項
- (2) その他廃棄物処理に関し市長が必要と認める事項

弘前市廃棄物減量等推進審議会名簿

(令和8年3月31日時点)
(五十音順)

番号	審議会 役職名	ふりがな 氏名	性別	任期	連続 期数	選任方法	役職名等
1	会長	ひぐち ともゆき 樋口 智之	男	R7.12.18 から R9.12.17 まで	3	特定分野	弘前大学農学生命科学部 食料資源学科 水産科学博士
2	職務 代理者	おおた ゆうぞう 太田 雄三	男	R7.12.18 から R9.12.17 まで	4	特定分野	青森県エコ・リサイクル事業協同組合 代表理事
3	委員	あぼ てつゆき 阿保 鉄幸	男	R7.12.18 から R9.12.17 まで	4	特定分野	弘前環境管理協同組合 理事長
4	委員	あんどう げんた 安東 元卓	男	R7.12.18 から R9.12.17 まで	5	特定分野	弘前資源再生事業協同組合 代表理事
5	委員	いいた てつやす 飯田 哲康	男	R7.12.18 から R9.12.17 まで	3	公募	自営業
6	委員	いしづか のりこ 石塚 紀子	女	R7.12.18 から R9.12.17 まで	3	特定分野	弘前商工会議所女性会 副会長
7	委員	かとう こ 加藤 とし子	女	R7.12.18 から R9.12.17 まで	3	特定分野	ひろさき環境パートナーシップ21
8	委員	くどう なおき 工藤 直樹	男	R7.12.18 から R9.12.17 まで	1	特定分野	弘前地区小学校社会科教育研究会
9	委員	さとう やつみ 佐藤 八美	女	R7.12.18 から R9.12.17 まで	5	特定分野	弘前市町会連合会 保健衛生委員会委員長
10	委員	じん たけと 神 毅統	男	R7.12.18 から R9.12.17 まで	2	特定分野	青森県弘前環境管理事務所 所長
11	委員	みつはし かずあき 三橋 一晃	男	R7.12.18 から R9.12.17 まで	6	特定分野	弘前環境整備事業協同組合 理事長
12	委員	みやかわ いみ 宮川 いみ	女	R7.12.18 から R9.12.17 まで	1	公募	—

審議会開催状況等（直近3年度）

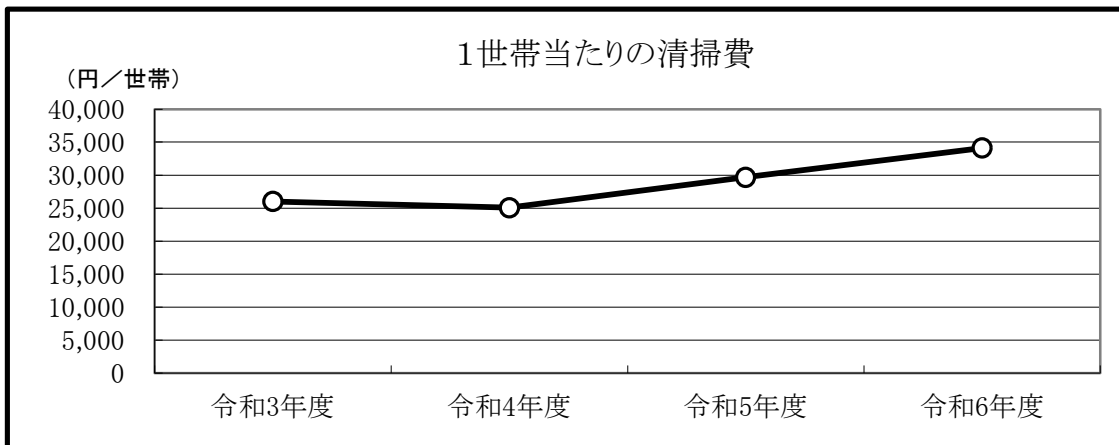
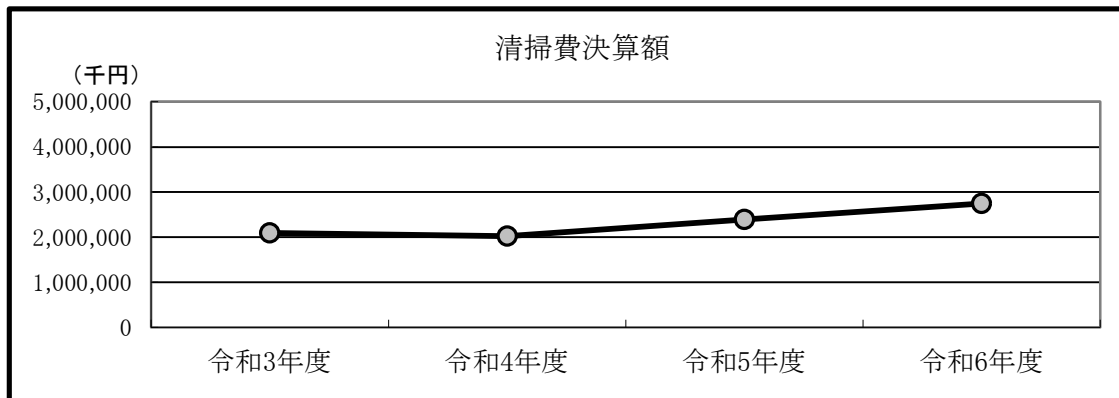
開催日時	内 容
令和4年7月21日	令和4年度第1回審議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度第3回会議（書面会議）の結果報告 ・ごみの排出状況について ・ペットボトルの排出方法について ・組成分析調査と組み合わせた「キエーロ」活用モデル事業について
令和4年11月9日	令和4年度第2回審議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・弘前圏域自治体のごみの排出状況について ・プラスチック資源の分別について ・組成分析調査と組み合わせた「キエーロ」活用モデル事業の結果について ・エコ容器活用モデル事業について
令和5年3月20日	令和4年度第3回審議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度廃棄物施策の実施状況について ・令和5年度一般廃棄物処理実施計画について ・危険・有害ごみの分別について
令和5年7月26日	令和5年度第1回審議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出状況について ・危険・有害ごみの分別について ・その他
令和5年12月1日	令和5年度第2回審議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付（委員：14名、任期：R5.12.1～R7.11.30） ・組織会（会長の選出、職務代理者の指名） ・弘前市のごみの現状と施策について ・弘前市一般廃棄物処理基本計画の改定について ・弘前市分別収集計画の改定について ・令和8年度からのプラスチック資源リサイクル（案）について
令和6年3月27日	令和5年度第3回審議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度廃棄物施策の実施状況について ・令和6年度弘前市一般廃棄物処理実施計画について ・今後の分別区分の変更予定について ・事前にいただいた質問について
令和6年7月30日	令和6年度第1回審議会開催

	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の状況について ・有害ごみの収集について ・ごみ減量化・資源化に向けた取組について ・その他
令和7年3月26日	<p>令和6年度第2回審議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弘前市一般廃棄物処理基本計画の改定について ・令和7年度弘前市一般廃棄物処理実施計画について ・次期弘前市一般廃棄物処理基本計画の策定について ・弘前市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

6. 清掃費決算額

(単位:千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
一般会計決算額		87,485,495	87,842,223	86,969,968	90,562,179	
清掃費決算額(ごみ+し尿)		2,095,482	2,023,091	2,394,781	2,746,541	
内訳	ごみ処理費	弘前地区環境整備事務組合負担金	1,225,815	1,155,653	1,299,503	1,447,780
		その他	808,718	806,950	1,033,132	1,229,649
		ごみ処理費計	2,034,533	1,962,603	2,332,635	2,677,429
		し尿処理費	60,949	60,488	62,146	69,112
一般会計に占める清掃費の割合		2.4%	2.3%	2.8%	3.0%	
人口(各年10月1日現在)		166,813	164,636	162,342	159,841	
世帯数(各年10月1日現在)		80,532	80,653	80,618	80,446	
一人当たり	ごみ処理費 (円/人)	12,196	11,921	14,369	16,751	
	清掃費 (円/人)	12,562	12,288	14,751	17,183	
一世帯当たり	ごみ処理費 (円/世帯)	25,264	24,334	28,934	33,282	
	清掃費 (円/世帯)	26,020	25,084	29,705	34,141	



7. ごみ処理原価（令和5年度）

1. 基礎情報

人口（人）	162,342	世帯数（世帯）	80,618
-------	---------	---------	--------

2. ごみ排出量

	家庭系	事業系	合計
ごみ総排出量（t）	39,731	22,544	62,275
1人1当たりのごみ排出量（g/人日）	669	379	1,048

3. コスト・収益情報

経常費用（円）	2,045,996,217
処理原価	1,922,726,617
管理費用	123,269,600
経常収益（円）	27,491,000
使用料及び手数料	20,723,000
その他	6,768,000
経常行政コスト（差引・円）	2,018,505,217

	住民1人当たりのコスト（円/人）	1世帯当たりのコスト（円/世帯）
経常費用	12,603	25,379
経常収益	169	341
経常行政コスト（差引）	12,434	25,038

（処理原価の内訳及び単位当たり処理原価）

	家庭系	事業系	合計
処理原価（円）	1,429,073,799	493,652,818	1,922,726,617
内訳（円）			
収集運搬	597,029,631	0	597,029,631
中間処理	677,688,117	406,908,883	1,084,597,000
最終処分	154,356,050	86,743,936	241,099,986
単位当たりの処理原価（円/kg）	36.9	21.9	31.4

4. ごみ処理原価の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住民1人当たりのコスト（円/人）	12,330	12,046	12,434
1世帯当たりのコスト（円/世帯）	25,540	24,589	25,038

5. その他

- ・家庭系、事業系の内訳が不明なものは搬入量より按分して算出しています。
- ・賞与引当金等、一部計上を省略しているものがあります。
- ・端数処理の関係で、計と内訳が一致しない場合があります。
- ・令和5年度より（改訂）一般廃棄物会計基準を参考に作成しております。

第3章 ごみ処理の状況

1. ごみ処理の状況

ごみ排出状況

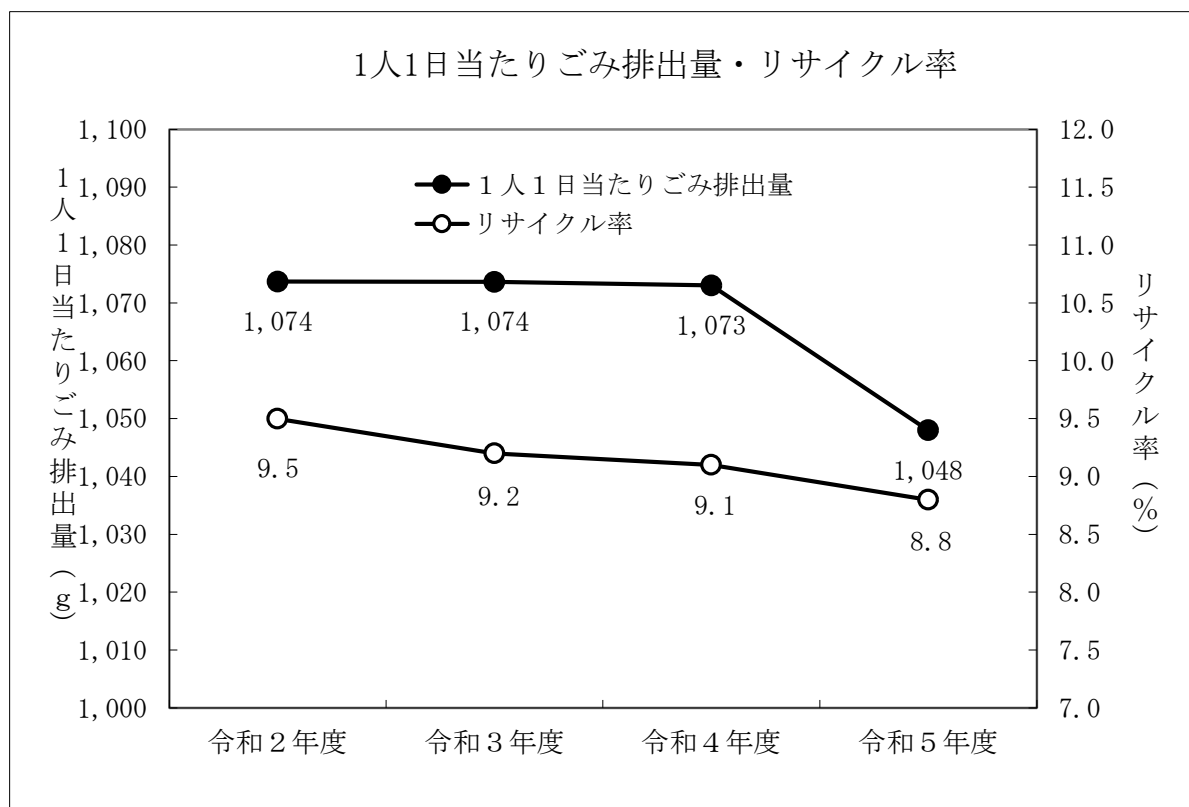
(単位：t)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
家 庭 系 ご み	一 般 ご み	可燃ごみ	34,818	34,247	32,956	31,437	
		不燃ごみ	1,423	1,363	1,319	1,256	
		大型ごみ	2,187	2,094	2,115	2,004	
		一般ごみ計	38,428	37,704	36,390	34,696	
	資 源 ご み	容 器 包 装	缶	624	561	554	522
			びん	1,258	1,222	1,174	1,095
			紙パック	30	28	26	25
			ダンボール	680	677	675	629
			その他の紙	0	0	0	0
			ペットボトル	511	532	538	524
			容器包装計	3,103	3,020	2,967	2,794
	古紙類	1,239	1,217	1,231	1,147		
	家庭系ごみ計		42,770	41,941	40,588	38,638	
事 業 系 ご み	一 般 ご み	可燃ごみ	20,779	20,751	21,051	20,974	
		不燃ごみ	41	51	55	43	
		大型ごみ	940	1,142	1,223	1,119	
		一般ごみ計	21,760	21,944	22,329	22,137	
	容器包装計	391	360	414	408		
	事業系ごみ計		22,151	22,304	22,743	22,544	
そ の 他	再生資源回収運動（資源ごみ）		1,207	1,088	1,102	989	
	拠点回収等（資源ごみ）		0	0	0	0	
	小型家電（資源ごみ）		4	4	4	4	
	公共回収（可燃ごみ）		18	28	35	48	
	公共回収（不燃ごみ）		1	1	2	2	
	公共回収（大型ごみ）		2	2	2	2	
	公共回収（資源ごみ）		0	0	0	4	
	埋立（不燃ごみ）		3	3	3	45	
市 全 体	可燃ごみ		55,615	55,026	54,042	52,459	
	不燃ごみ		1,468	1,418	1,379	1,347	
	大型ごみ		3,129	3,238	3,340	3,125	
	資源ごみ（容器包装等）		5,944	5,689	5,718	5,346	
	総排出量		66,156	65,371	64,479	62,277	

※端数処理により、データの数字と合わない場合がある。

・市民1人1日当たり・1世帯1日当たりごみ排出量、リサイクル率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口（10月1日現在）	168,810	166,813	164,636	162,342
世帯数（10月1日現在）	80,520	80,532	80,653	80,618
家庭系ごみ量（t）・・・①	42,794	41,975	40,588	38,742
事業系ごみ量（t）・・・②	22,151	22,304	22,743	22,544
総ごみ排出量（t）・・・③（=①+②）	64,945	64,279	63,331	61,286
集団回収, 拠点回収量（t）・・・④	1,211	1,092	1,148	989
総ごみ処理量（t）・・・⑤（=③+④）	66,156	65,371	64,479	62,275
1人1日当たりごみ排出量（g）	1,074	1,074	1,073	1,048
1世帯1日当たりごみ排出量（g）	2,251	2,224	2,190	2,116
リサイクル率（%）	9.5	9.2	9.1	8.8



※令和5年度は速報値

令和6年度 ごみのゆくえ

品 目		再商品化業者等	再商品化物	
①	かん	アルミ缶 (株)大紀アルミニウム工業所白河工場 (福島県白河市)	アルミ製品の原料	
		スチール缶 エムエム建材(株) (宮城県仙台市)	鉄製品の原料	
②	びん	無色のびん (株)ウイズウェイストジャパン久喜工場 (埼玉県久喜市)	無色びんの原料	
		茶色のびん (株)ウイズウェイストジャパン久喜工場 (埼玉県久喜市)	茶色びんの原料	
		その他の色のびん 八戸リサイクルセンター(株)五戸アスコン工場 (青森県五戸町)	地盤安定用保護砂、アスファルト骨材等	
③	ペットボトル	(株)青南商事プラスチックリサイクル工場 (青森県青森市)	繊維(衣服)、再生シート(たまごケース、フルーツ容器等)	
④	古紙類	(株)伸和産業 (株)青南商事 (株)大同紙業 各業者が契約する再商品化業者へ引渡し	古紙類の原料	
⑤				新聞
⑥				雑誌・雑がみ
⑦				紙パック
⑧	燃やせるごみ	焼却施設にて焼却処理	焼却灰は埋立処分	
⑨	燃やせないごみ	資源化施設で破碎処理後に、鉄・アルミを回収。 鉄 → エムエム建材(株) (宮城県仙台市)	鉄製品の原料	
⑩	大型ごみ	アルミ → (株)大紀アルミニウム工業所 (福島県白河市)	アルミ製品の原料	

2. 許可業者の状況

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者一覧（R7.4.1現在）

No.	業者名	住所	電話番号	許可番号	備考
1	(有)青森クリーンチーム	弘前市大字植田町47	38-1414	1011	
2	(有)岩木浄化センター	弘前市大字五代字早稲田456-2	82-2012	1022	
3	岩崎 政俊（ライヴズ）	弘前市大字常盤坂1丁目5-1	38-3315	1029	
4	AIA環境科学術	弘前市大字小沢字広野179	89-1414	1018	
5	(株)HCSホームケアサービス	弘前市大字和泉2丁目20-1	26-9988	1034	
6	(有)エコ・ネット	弘前市大字清水森字清水野2	87-0188	1016	
7	(有)小笠原紙業	弘前市大字土堂字早川276-5	36-2193	1027	
8	(株)兼建興業	弘前市大字兼平字猿沢26-1	82-2145	1025	
9	(株)弘南運輸	弘前市大字藤野2丁目8-4	38-2990	1008	
10	便利屋かねきゅう	弘前市大字高田2丁目2-3 CITYビル2F-G室	090-6680-2171	1032	
11	(有)さくらクリーン	弘前市大字西城北1丁目7-1	36-0678	1015	
12	佐藤 豊（赤帽佐藤運送）	弘前市大字石渡4丁目3-1	33-7618	1031	
13	(株)産交	弘前市大字藤野2丁目9-3	36-5165	1014	
14	(株)伸和産業	弘前市大字堅田1丁目4-2	35-5255	1013	
15	(株)第一ビル管理センター	弘前市大字撫牛字宮本728-4	28-3206	1009	
16	(株)大同紙業	弘前市大字川先4丁目10-1	27-5425	1012	
17	(株)津軽衛生公社	弘前市大字向外瀬字豊田357-1	37-3338	1007	積替え保管を含む
18	(有)T・N・C	弘前市大字川合字下川原2-2	55-5169	1023	
19	(有)東北環境開発	弘前市大字撫牛字5丁目6-5	27-8644	1003	
20	(株)東北クリーン	弘前市大字土堂字早川276-1	33-1919	1002	積替え保管を含む
21	(有)東洋美装	弘前市大字清水3丁目1-5	34-3011	1005	
22	弘前環境管理協同組合	弘前市大字和徳町223	33-0467	1001	
23	(有)弘前重機	弘前市大字品川町170-4	27-4001	1019	
24	弘前清掃機	弘前市大字樹木3丁目6	34-6471	1006	積替え保管を含む
25	(有)平和運輸	弘前市大字兼平字猿沢26-1	82-2241	1026	
26	北彩クリーン(有)	弘前市大字松木平字富永50-3	89-1200	1021	
27	マルワ小型運送(有)	弘前市大字取上1丁目12-2	34-8961	1004	
28	吉田 仁（吉田べんりサービス）	弘前市大字千年4丁目5-19	88-3739	1024	
29	(株)ライフイン	弘前市大字撫牛字2丁目9-23	37-7571	1035	
30	(有)リサイクル・システムズ	弘前市大字堅田1丁目4-1	88-7452	1017	
31	(有)リズメント	弘前市大字清水森字野田11-4	050-8881-1275	1020	
32	渡邊 洋子（青山便利サービス）	弘前市大字城西3丁目13-1	32-7519	1030	
33	(有)衛生便利社	弘前市大字相良町30-1	32-0910	2001	手術摘出物のみ
34	(有)桂田美掃	西目屋村大字大秋字鶴住91	85-2788	2002	相馬地区のみ
35	赤帽アヲヤ運送	弘前市大字松原東三丁目12-35	87-5341	2005	業務限定
36	(株)合祥	弘前市大字小沢字広野108	88-6021	2003	業務限定
37	(株)設備技研イワキ	弘前市大字土堂字長瀬252-2	38-4111	2004	業務限定
38	(株)千葉商会	弘前市大字小栗山字小松ヶ沢245	87-2917	2006	業務限定
39	(有)成田建材	弘前市大字真土字大川22-5	82-2051	2007	業務限定

一般廃棄物（ごみ）処分業許可業者一覧（R7.4.1現在）

No.	業者名	住所	電話番号	備考
1	(有)エコ・ネット	弘前市大字清水森字清水野2	87-0188	生ごみ
2	(株)兼建興業	弘前市大字兼平字猿沢26-1	82-2145	木くず、がれき類、廃プラスチック
3	(株)津軽衛生公社	弘前市大字向外瀬字豊田357-1	37-3338	生ごみ
4	(有)弘前重機	弘前市大字品川町170-4	27-4001	木くず
5	(株)東北クリーン	弘前市大字土堂字早川276-1	33-1919	生ごみ

3. 再生資源回収運動

ごみの減量化・資源化を推進するため、町会や学校PTA等が実施する再生資源回収運動に対し、回収量に応じ1kg当たり4円の報償金を交付しています。

・回収実績

(円)

品目		年度			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回収量 (kg)	新聞紙	402,698	406,461	362,602	328,682
	雑誌類	232,792	232,956	194,132	184,567
	ダンボール	343,677	355,615	334,211	305,590
	紙パック	15,377	14,939	12,806	13,367
	古紙合計	994,544	1,009,971	903,751	832,206
	アルミ缶	44,773	42,860	39,934	38,613
	繊維屑	6,061	5,379	4,019	3,351
	ビールケース	250	294	268	256
	ペットボトル	26,421	27,730	28,345	29,006
	びん	15,495	16,201	12,746	15,025
合 計		1,087,544	1,102,435	989,063	918,457
報償金		4,350,176	4,409,740	3,988,312	3,653,200

・令和6年度 主な実施団体

区分	団体数
町会	64
婦人会	7
P T A	32
幼稚園・保育所	8
子供会	4
その他	36
合 計	151

4. 古紙類行政回収の実施状況

古紙のリサイクルを進めるため、行政回収している古紙類(新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パック)について、収集した古紙類を市内の再資源化業者3者へ売却し市の歳入に充てています。

回収量(kg)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新聞	417,070	433,730	398,340	358,050
雑誌・雑がみ	799,710	797,040	748,770	701,960
ダンボール				595,020
紙パック				24,145
合計	1,216,780	1,230,770	1,147,110	1,679,175

売払単価(円/kg)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新聞	7.920~8.910	8.470~9.350	8.910~9.900	8.910~11.220
雑誌・雑がみ	2.310~3.850	2.860~3.850	3.410~4.180	3.960~5.170
ダンボール				9.680~10.450
紙パック				3.300

売払収入(円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新聞	3,556,013	3,917,422	3,780,645	3,621,402
雑誌・雑がみ	2,299,805	2,748,904	2,897,330	3,259,629
ダンボール				6,013,128
紙パック				79,671
合計	5,855,818	6,666,326	6,677,975	12,973,830

※令和6年度からダンボール・紙パックの売却開始。

5. 弘前地区オフィス町内会

「弘前地区オフィス町内会」は、会社や事業所から排出される古紙を、資源回収業者が出向き、無料で回収するネットワークです。

古紙類をきちんと分別することで、燃やせるごみの量が減り、結果として経費の節減を図ることができるほか、古紙のリサイクルへの貢献など、企業のイメージアップにもつながります。

※弘前地区オフィス町内会は、平成22年10月6日に設立し、11月から収集を開始。

●回収する古紙の取扱品目及び回収料金

1 一般古紙(無料)

(1) 段ボール

(2) 新聞等(新聞、チラシ)

(3) ミックス系(段ボール、新聞等を除く書籍、雑誌、コピー用紙等)

2 機密文書(有料、機密文書の回収方法は、排出事業者会員の希望によります。)

●利用相談・申込窓口

弘前地区オフィス町内会事務局(窓口)	対象地域
(株)伸和産業 弘前市大字堅田1丁目4-2 電話:0172-35-5255 FAX:0172-35-5257	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、 藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町

●集荷実績

(単位:kg)

	弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	合計
R2年度	612,382	47,020	62,490	12,740	4,731	9,179	465	11,097	760,104
R3年度	595,037	81,450	59,935	11,590	4,658	8,958	497	10,595	772,720
R4年度	528,027	66,702	90,339	2,410	6,846	8,710	1,046	17,520	721,600
R5年度	549,908	13,645	112,224	7,030	5,777	9,088	886	5,986	704,544
R6年度	519,121	13,537	106,020	1,860	5,858	9,132	1,552	8,286	665,366

●会員数

	弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	合計
R2年度	405	19	41	4	12	9	5	19	514
R3年度	412	19	41	4	13	9	5	21	524
R4年度	417	19	44	4	14	9	6	21	534
R5年度	424	20	44	4	14	10	6	21	543
R6年度	426	20	44	4	14	11	6	22	547

6. 電動式生ごみ処理機貸出し事業

(1) 事業概要

家庭から出るごみの約4割が生ごみです。この生ごみを減らすことがごみ減量のカギです。そこで市では、電動式生ごみ処理機（乾燥式またはバイオ式）の効果や利便性などを理解し、生ごみ減量の手軽さを実感していただきながらごみ減量を進めるため、生ごみ処理機の貸出し事業を実施しました。

(2) 貸与品

・ 乾燥式



・ バイオ式



(3) 貸与状況

令和6年度	台数
乾燥式	1台
バイオ式	0台

7. 生ごみ堆肥化容器の斡旋・補助

昭和63年度に旧弘前市船沢地区をモニターとして指定したことを始めに、各町会の回覧板を通じ、希望者に対して生ごみ堆肥化容器の斡旋を行い、斡旋した容器1基あたり2,000円を補助金として町会連合会に交付しており、今後のより一層の普及により、生ごみの減量効果が期待されています。

令和6年度	実績
補助数	5基
補助額	10,000円

8. 河川清掃美化運動

生活排水やごみの不法投棄などで汚染された土淵川や主要用排水堰を清掃しようと、昭和40年4月に市町会連合会と市内消防団が積極的に協力して河川清掃を実施したのが、現在の河川清掃美化運動の始まりです。昭和50年、52年の2回の大水害を乗り越えて、昭和54年からは、市町会連合会が中心となり、市内の4河川（土淵川、後長根川、平川、大和沢川）で清掃美化運動が実施されるようになりました。昭和55年の夏から寺沢川で、昭和56年からは岩木川、前菟川で、平成22年以降は大蜂川で清掃美化運動が実施されており、現在では市内11河川が対象箇所となっています。

○実施状況（平成）

年度 (平成)	清掃 河川数	参加団体（団体）			参加人数（人）			ごみ量 (t)	備考
		春季	夏季	計	春季	夏季	計		
元	9	105	54	159	5,425	1,756	7,181	54	
2	9	104	53	157	5,625	1,729	7,354	54	前川参加
3	9	105	53	158	5,717	1,639	7,356	44	
4	9	101	52	153	5,393	1,681	7,074	55	
5	9	105	52	157	5,840	1,645	7,485	41	
6	9	103	52	155	5,993	1,698	7,691	47	
7	10	129	80	209	6,362	2,320	8,682	49	腰巻川参加
8	9	130	79	209	6,327	2,231	8,558	54	
9	10	130	79	209	6,553	2,068	8,621	46	
10	10	130	80	210	6,703	2,420	9,123	57	
11	10	131	80	211	6,645	2,143	8,788	48	
12	10	131	80	211	6,185	2,178	8,363	45	
13	10	131	78	209	6,115	2,137	8,252	44	
14	10	130	81	211	5,858	2,292	8,150	44	
15	10	129	79	208	5,821	2,239	8,060	37	
16	10	130	80	210	5,748	1,949	7,697	37	
17	10	125	80	205	4,981	1,963	6,944	33	
18	10	132	74	206	4,981	2,026	7,007	34	
19	10	130	79	209	5,495	1,907	7,402	42	
20	10	129	81	210	5,838	2,087	7,925	31	
21	10	131	82	213	5,918	2,003	7,921	31	
22	11	134	82	216	5,844	2,115	7,959	29	大蜂川参加
23	11	136	84	220	5,781	2,162	7,943	27	
24	11	131	85	216	5,713	2,275	7,988	21	
25	11	135	86	221	5,637	2,376	8,013	28	
26	11	135	87	222	5,698	2,203	7,901	27	
27	11	149	91	240	5,574	2,297	7,871	20	
28	11	143	91	234	5,441	2,172	7,613	19	
29	11	136	中止	136	5,611	中止	5,611	15	夏季は雨天中止
30	11	72	84	156	2,689	2,015	4,704	10	春季は雨天影響

○実施状況（令和）

年度 (令和)	清掃 河川数	参加団体（団体）			参加人数（人）			ごみ量 (t)	備考
		春季	夏季	計	春季	夏季	計		
元	11	136	76	212	4,882	1,829	6,711	16	
2	-	-	-	-	-	-	-	-	新型コロナウイルス感染症予防のため春夏ともに中止
3	-	-	-	-	-	-	-	-	春は雨天中止。 夏は新型コロナウイルス感染症予防のため中止
4	9	126	70	196	3,837	1,427	5,264	17	
5	10	81	73	154	2,129	1,516	3,645	11	春は小雨により参加団体減少
6	11	119	65	184	3,335	1,485	4,820	10	

9. 廃棄物減量等推進員

町内のごみ問題を把握し、ごみの適正な処理を図ることで廃棄物の減量化や再利用を促進し、清潔で住みよいまちにすることを目的として、廃棄物減量等推進員を各町会へ設置しています。

(1) 職務内容

- ・ごみの適正排出及び分別並びに不法投棄防止に関すること
- ・地域の清潔保持等に関すること
- ・ごみの減量化、資源化に関すること
- ・その他ごみの適正な処理に関すること

(2) 支給品について

- ・手帳
- ・弘前市廃棄物減量等推進員活動ハンドブック

(3) 廃棄物減量等推進員の設置人数

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
設置人数	612人	600人	619人	634人	635人	625人

10. カラス対策用防鳥ネット貸与事業

(1) 概 要

カラス対策の一環として、カラスによるごみ集積所の食い荒らし等を撲滅し、個体数の減少を図るため、町会のごみ集積所を対象とした防鳥ネットの貸与を行っています。

(2) 購入・貸与状況

年 度	購入枚数	貸与枚数	備 考
令和2年度	250	272	クロウガードネット（網目：4mm）
令和3年度	250	227	クロウガードネット（網目：4mm）
令和4年度	220	247	クロウガードネット（網目：4mm）
令和5年度	200	157	クロウガードネット（網目：4mm）
令和6年度	200	193	クロウガードネット（網目：4mm）
合 計	1,120	1,096	

[防鳥ネットの使用例]

※カラスにごみを荒らされないようにするため、ごみ袋全体を包むようにきちんとネットを掛ける



11. ごみ集積ボックス設置事業費補助制度

(1) 目的

カラスによるごみ集積所での食い荒し等を防止するため、防鳥効果の高い「ごみ集積ボックス」及び「折り畳み式ごみ収納枠」の普及拡大を目的とした購入費及び修繕加工費補助を行うものです。

(2) 補助対象者

ごみ集積所を設置及び管理する町会組織、並びにその他市長が認めるもの

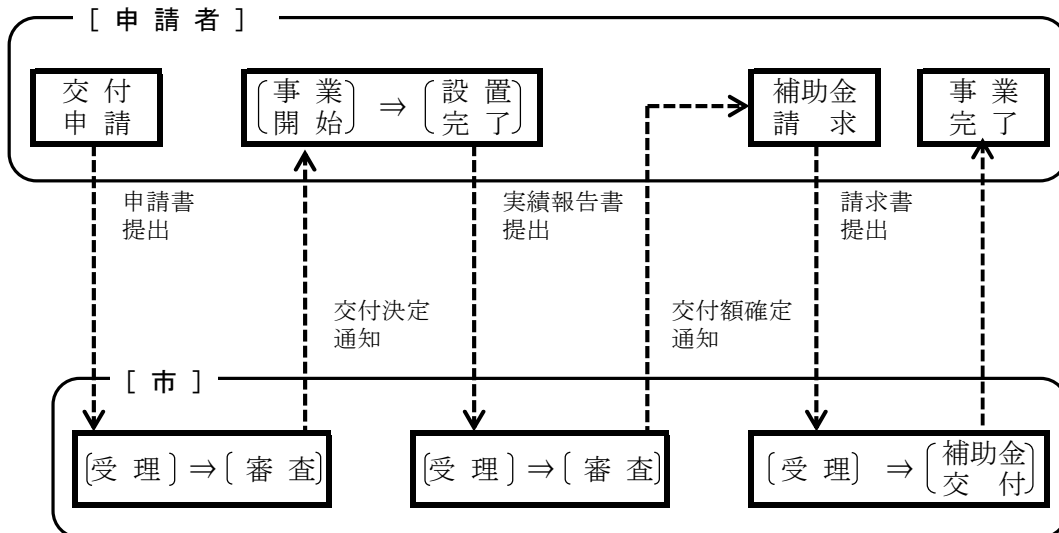
(3) 補助制度の概要

内容	ごみ集積ボックス		折り畳み式ごみ収納枠 (平成29年度から補助対象)	
	購入	修繕加工 (令和4年度から 補助対象)	購入	修繕加工 (令和4年度から 補助対象)
補助となる経費	購入費または自ら作成する場合の材料費	修繕加工費または自ら修繕する場合の材料費	購入費または自ら作成する場合の材料費	修繕加工費または自ら修繕する場合の材料費
1基あたりの補助額	補助対象経費実支出額の合計額の2分の1または12万円のいずれか少ない額	補助対象経費実支出額の合計額の2分の1または5万円のいずれか少ない額	補助対象経費実支出額の合計額の2分の1または2万5千円のいずれか少ない額	補助対象経費実支出額の合計額の2分の1または1万円のいずれか少ない額

(4) 令和6年度実績

決算額 4,343,300円
(予算額 5,650,000円)

(5) 申請から補助金交付までのながれ



(6) 補助金の交付実績

年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6	
申請件数 (件)		81	79	73	89	73	71	
交付決定した基数	集積ボックス	購入	59	59	41	36	33	27
		修繕	-	-	-	16	8	25
	収納枠	購入	98	76	71	117	91	89
		修繕	-	-	-	4	6	5
補助金交付額 (千円)		5,957	5,280	4,333	5,333	5,317	4,343	

12. 使用済小型家電の回収について

(1) 概要

使用済小型電子機器等の再資源化に関する法律の施行に伴い、金属資源の有効利用のため、平成24年度から圏域市町村と合同で使用済小型家電の回収を開始しました。

また、平成27年度より、弘前圏域定住自立圏の連携協定を締結し、本市を含めた圏域8市町村（弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町、田舎館村、西目屋村）で効率的な回収方法及び啓発方法について検討を行っています。

(2) 回収体制

回収方法	内容
ボックス・窓口回収	公共施設や商業施設へ回収ボックスを設置し、小型家電を回収しています。また、各出張所の窓口でも同様に回収しています。
宅配便回収	提携宅配便業者（佐川急便）が使用済小型家電を希望日時に自宅まで回収に伺います。パソコン本体を含む場合は、利用料金が無料となります。
ピックアップ回収	ごみの行政回収で収集した「燃やせないごみ・大型ごみ」の中から使用済小型家電を手選別により回収しています。

(3) 回収ボックス設置施設（弘前市内10か所）

施設名	住所	持ち込み可能日及び時間
ケーズデンキ弘前本店	高田4丁目2-7	営業日 10:00～21:00
ユニバース堅田店	青山2丁目23-1	営業日 10:00～21:00
ユニバース南大町店	南大町1丁目10-1	営業日 10:00～21:00
ユニバース松原店	松原東1丁目3-1	営業日 10:00～21:00
市役所本庁舎	上白銀町1-1	平日 8:30～17:00
岩木総合支所	賀田1丁目1-1	平日 8:30～17:00
相馬総合支所	五所字野沢41-1	平日 8:30～17:00
総合学習センター	末広四丁目10-1	毎日 8:30～17:00（年末年始を除く）
ヒロロスクエア（3階）	駅前町9-20	毎日 8:30～21:00（年中無休）
弘前地区環境整備センター	町田字筒井6-2	平日 8:30～17:00

(4) 回収品目

回収ボックスの投入口（縦15センチ×横25センチ）から入る小型家電

(例) デジタルカメラ、ポータブル音楽プレーヤー、ゲーム機、電子辞書、電卓、カーナビ、ポータブルDVDプレーヤー、携帯用ラジオ、付属品類（リモコン、ACアダプタ、充電器など）

上記の他にも、電池を使用する機器、電気を利用して使用する機器（コンセントのついている機器）を回収します。

(5) 回収後の再資源化

回収した使用済小型家電は、適正なリサイクルを実施する者として国の認定を受けた認定事業者へ使用済小型家電を引き渡しています。認定事業者は回収された使用済小型家電を分解・破碎し、金属の種類やプラスチックごとに選別し金属資源として再生を行っています。

(6) 回収実績

回収方法	回収量 (kg)		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ボックス・窓口回収	3,671	3,683	4,048
宅配便回収	2,367	2,134	2,057
ピックアップ回収	10,619	8,891	8,790
合 計	16,657	14,708	14,895

13. 衣類回収ボックス設置事業

(1) 概要

家庭で不用になった衣類のリユース・リサイクルを推進するため、市役所などの公共施設に衣類回収ボックスを設置しています。

(2) 衣類回収ボックス設置場所と回収実績

設置場所	回収実績 (kg)			回収ボックスイメージ
	R4年度	R5年度	R6年度	
市役所本庁舎(上白銀町1-1)	2,852	3,711	2,506	
市役所岩木庁舎(賀田1丁目1-1)	4,140	3,865	3,535	
市役所相馬庁舎(五所字野沢41-1)	2,310	2,317	2,549	
総合学習センター(末広4丁目10-1)	21,747	20,400	19,355	
ヒロロスクエア(駅前町9-20)	9,415	9,535	8,571	
清水交流センター(大開2丁目1-2)	2,854	2,735	1,907	
千年交流センター(原ヶ平5丁目1-13)	3,520	2,880	3,018	
高杉ふれあいセンター(独狐字山辺72-1)	2,905	2,845	2,715	
イオンタウン弘前樋の口(樋の口2丁目9-6)	50,305	43,830	43,985	
ユニバース松原店(松原東1丁目3-1)	27,010	19,947	23,466	
イトーヨーカドー弘前店(駅前3丁目2-1)	10,154	9,280	5,255	
いとく浜の町店(浜の町西1丁目5-21)	16,940	14,095	15,378	
回収実績計	154,152	135,440	132,240	

(3) 回収対象品目

■ 回収するもの

- ・衣類
 - スーツ・ジャケット・シャツ・ズボン
 - セーター・スカート・ジーンズ
 - Tシャツ・ワンピース・ブラウス
 - ポロシャツ・パジャマ・コート
 - トレーナー・ジャージ・子供服
 - 帽子・ネクタイ・スカーフ
 - 手袋・マフラー・ハンカチ
 - 靴下・和服(帯も可) など
- ・布類
 - シーツ・タオル

■ 回収しないもの

- ・衣類
 - 雨具(カッパ)・制服・作業服
 - 下着・肌着・ストッキング・ベルト
 - 靴(ブーツ・スニーカー・サンダル)
 - スリッパ・下駄・雪駄
- ・その他
 - カバン・バッグ・アクセサリ
 - 布団・毛布・マットレス・枕
 - クッション・玄関マット・座布団
 - ぬいぐるみ
 - ※革・金属製のものは回収しません

(4) 回収した衣類の再生利用について

回収した衣類は再資源化業者で選別し、再利用できるものはおもに東南アジアなどの海外で古着として流通(リユース)、それ以外のものは工業用のウエス(雑巾)としてリサイクルされます。

(5) その他

① 古紙リサイクルセンターでの衣類回収の実施

市内3カ所の古紙リサイクルセンターにおいて衣類を回収しています。

第4章 し尿処理の状況

1. し尿処理の状況

し尿の処理は、公共下水道（農業集落排水事業を含む）による水洗化処理、浄化槽による処理、汲み取り処理の3つに分けられます。このうち、公共下水道については下水処理場の通水に伴って、水洗便所の使用も開始されました。

以来、下水道処理区域の拡大により、下水道の普及は確実に伸びています。浄化槽については、下水処理区域以外で、手軽に水洗化出来るため、郊外新興住宅地を中心として、設置されています。従って、し尿の汲み取り処理は下水道が普及するにつれて、年々減少の傾向にあります。

し尿処理方法別人口

処理方法	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
汲み取り	6,360	3.9%	6,170	3.8%	6,056	3.7%	1,256	0.8%
浄化槽	11,235	6.8%	10,937	6.7%	10,818	6.7%	2,358	1.5%
農業集落排水	14,164	8.6%	13,821	8.5%	13,729	8.5%	18,164	11.5%
下水道	133,072	80.7%	131,738	81.0%	131,739	81.1%	136,209	86.2%
計	164,831	100%	162,666	100%	162,342	100%	157,987	100%

2. し尿処理実績の推移

(単位：kℓ)

処理品目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生し尿	3,643	3,566	3,153	2,973
浄化槽・農集排水汚泥	14,292	14,140	14,420	13,373
計	17,935	17,706	17,573	16,346

3. し尿の収集運搬

本市のし尿収集運搬は、許可業者3社が実施しています。

し尿収集運搬業許可業者名

令和7年3月31日現在

No.	業者名	所在地	代表者氏名	電話
1	(株)津軽衛生公社	向外瀬字豊田 357-1	三橋 一晃	37-3338
2	弘前衛生企業組合	神田三丁目 3-18	八木橋 博	32-2903
3	(有)岩木浄化センター	五代字早稲田 456-2	今 貴 幸	82-2012

4. 浄化槽設置について

浄化槽は、適正に設置・管理・使用されて、はじめてその機能が果たされるものであるため、生活環境保全及び水質汚染防止の立場から適正な設置管理が望まれます。

浄化槽清掃業許可業者名

令和7年3月31日現在

No.	業 者 名	所 在 地	代表者氏名	電 話
1	㈱弘前浄化槽センター	境関字亥ノ宮 35-4	三橋 一晃	27-1188
2	㈱東奥浄化センター	樹木2丁目 26-1	吉田 慎一	34-0525
3	㈱環境管理センター	金属町 5-11	福士ひろ子	88-2224
4	(有)東日本環境保全工業	向外瀬字豊田 358-1	三橋 和代	37-3888
5	弘前環境整備事業協同組合	境関字亥ノ宮 35-4	三橋 一晃	28-4755
6	(有)岩木浄化センター	五代字早稲田 456-2	今 貴 幸	82-2012

5. 公衆トイレの管理

市内に設置されている公衆トイレのうち、環境課で所管しているのは、次の1ヶ所であり、日常の清掃管理は業者に委託して行っています。

公衆トイレの概要

令和7年3月31日現在

名 称	所在地	構 造	面 積	竣工年月日
南塘町バスプール公衆トイレ	南塘町8-1	木造平屋建	13.24㎡	平成31年3月28日



南塘町バスプール公衆トイレ

第5章 弘前地区環境整備 事務組合の概要

1. 組合概要 (R7. 4. 1現在)

1. 名 称 弘前地区環境整備事務組合
2. 設立年月日 昭和37年2月20日
3. 構成市町村 弘前市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町、西目屋村
4. 共同処理事務 ごみ処理施設の設置及び管理
5. 管 理 者 櫻田 宏 (弘前市長)
副 管 理 者 田中 泰宏 (弘前市副市長)
6. 組 合 議 会 議員17名 (市町村長5名、市町村議会議員12名)
7. 事務所所在地 弘前市大字町田字筒井6番地2 (弘前地区環境整備センター管理棟3階)
8. 圏域人口・世帯数及び面積

(R7. 3. 31現在)

構成市町村名	人 口 (人)	世帯数(世帯)	面 積 (k m ²)
弘 前 市	159,031	80,209	524.20
平 川 市	20,582	8,822	326.94
大 鰐 町	8,165	4,032	163.43
藤 崎 町	8,452	3,743	22.01
板 柳 町	12,109	5,402	41.88
西目屋村	1,192	524	246.05
合 計	209,531	102,732	1,324.51

※ 平川市、藤崎町は弘前地区環境整備事務組合が処理する区域(旧平賀町、旧碓ヶ関村、旧藤崎町)の人口・世帯数及び面積

2. 施設の概要

1. 施設の名称及び所在地

	施設名	所在地	電話
ごみ	弘前地区環境整備センター	弘前市大字町田字筒井6-2	0172-36-3883
	南部清掃工場	弘前市大字小金崎字川原田54	0172-92-2105

2. ごみ処理施設

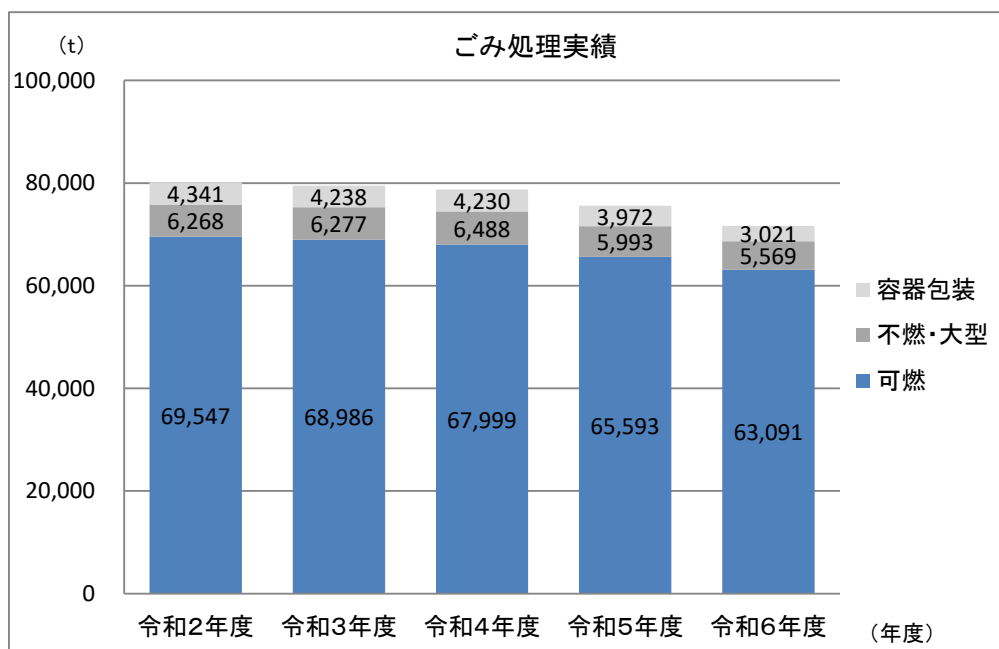
施設名	弘前地区環境整備センター	南部清掃工場	
処理能力	246 t/日	140 t/日	
処理方式	全連続燃焼式	全連続燃焼式	
発電設備	3,600 kW	—	
灰溶融設備	プラズマ方式・40 t/日 (廃止)	—	
資源化施設	破碎・選別・圧縮・梱包、93 t/5 h	—	
竣工年月	平成15年3月	平成4年3月	
建設費	18,696,550千円	3,266,058千円	
財源内訳	国庫補助金	4,290,287千円	685,874千円
	起債	13,249,082千円	1,966,400千円
	一般財源	1,157,181千円	613,784千円

※ 弘前地区環境整備センターには、ごみや環境・リサイクルに関する情報発信施設として、多目的ギャラリーや体験学習室などを備えた「プラザ棟」を併設。

3. ごみの処理実績

(単位：t)

市町村名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
弘前市	可燃	55,645	55,081	54,218	52,485	50,341
	不燃・大型	4,596	4,655	4,776	4,426	4,144
	容器包装	3,497	3,383	3,386	3,206	2,385
	計	63,738	63,119	62,380	60,117	56,870
平川市	可燃	5,418	5,636	5,394	5,330	5,251
	不燃・大型	720	700	684	638	621
	容器包装	299	308	303	285	266
	計	6,437	6,644	6,381	6,253	6,138
大鰐町	可燃	2,248	2,184	2,122	2,036	1,968
	不燃・大型	263	245	241	280	226
	容器包装	158	153	152	142	103
	計	2,669	2,582	2,515	2,458	2,297
藤崎町	可燃	2,440	2,334	2,292	2,153	2,088
	不燃・大型	392	397	383	345	329
	容器包装	152	154	150	107	89
	計	2,984	2,885	2,825	2,605	2,506
板柳町	可燃	3,409	3,414	3,432	3,251	3,135
	不燃・大型	244	240	256	226	211
	容器包装	219	223	223	217	170
	計	3,872	3,877	3,911	3,694	3,516
西目屋村	可燃	387	337	541	338	308
	不燃・大型	53	40	148	78	38
	容器包装	16	17	16	15	8
	計	456	394	705	431	354
合計	可燃	69,547	68,986	67,999	65,593	63,091
	不燃・大型	6,268	6,277	6,488	5,993	5,569
	容器包装	4,341	4,238	4,230	3,972	3,021
	計	80,156	79,501	78,717	75,558	71,681
前年比	可燃	0.97	0.99	0.99	0.96	0.96
	不燃・大型	0.94	1.00	1.03	0.92	0.93
	容器包装	1.01	0.98	1.00	0.94	0.76
	計	0.97	0.99	0.99	0.96	0.95



4. 処分手数料の推移

年 月	内 容
昭和 38. 6	し尿処分手数料の25円/180lを30円/180lに引き上げる。
54. 12	一般搬入のごみ処理を有料化(100円/50kg)。
60. 6	ごみ処分手数料の100円/50kgを120円/50kgに引き上げる。
61. 6	ごみ処分手数料の120円/50kgを140円/50kgに引き上げる。
62. 6	ごみ処分手数料の140円/50kgを150円/50kgに引き上げる。
平成 15. 4	ごみ処分手数料(可燃ごみ)の150円/50kgを250円/50kgに引き上げる。 不燃ごみの搬入を開始(1, 250円/100kg)。
28. 4	可燃ごみ処分手数料の250円/50kgを100円/10kgに引き上げ、可燃ごみ、 不燃・粗大ごみ処分手数料の無料部分を廃止する。 し尿処分手数料の廃止。

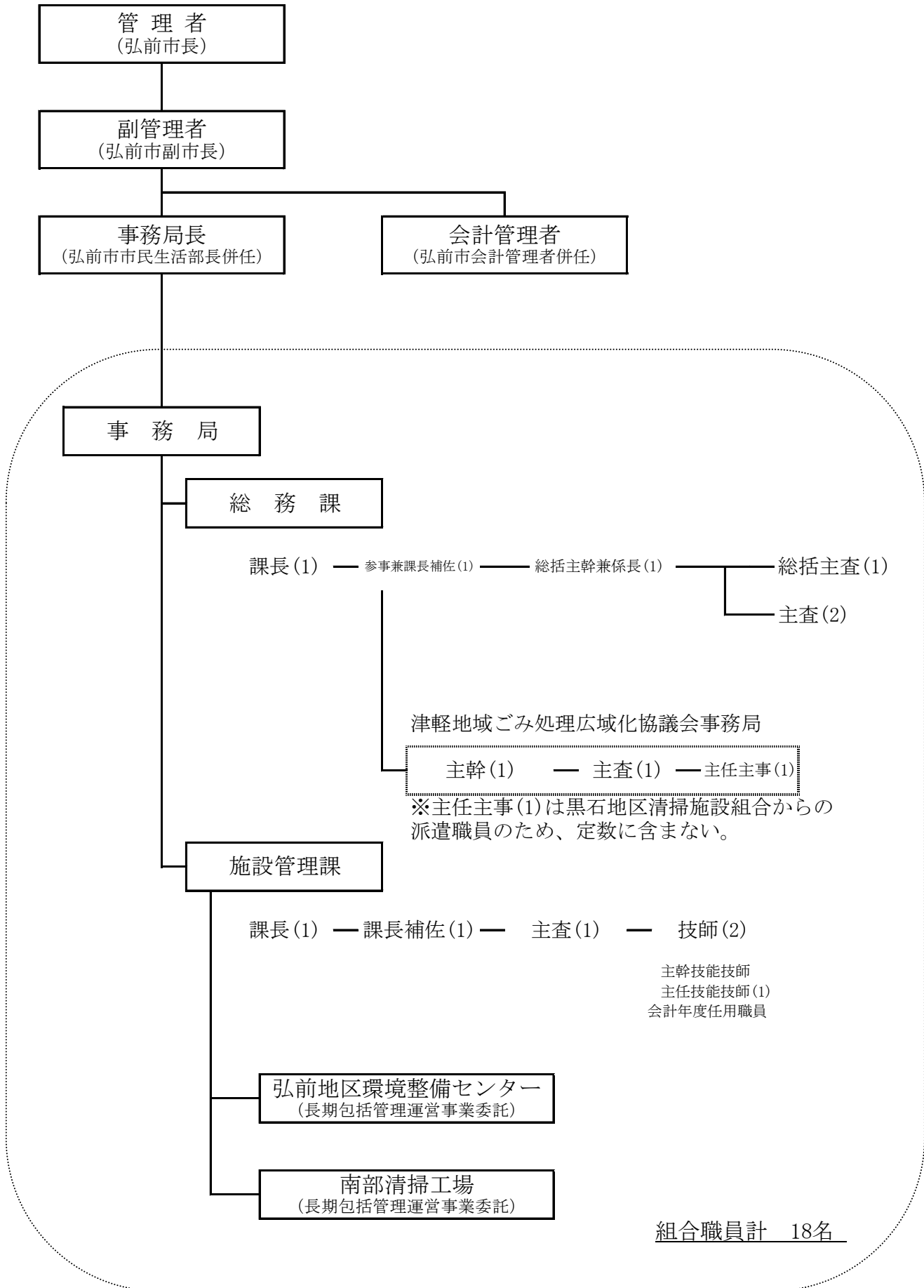
5. 組合のあゆみ

年 月	内 容
昭和 37. 2	弘前地区環境整備事務組合発足。構成団体は、大鰐町、平賀町、藤崎町、板柳町、岩木町、西目屋村、碓ヶ関村の5町2村。
37. 6	弘前市が加入、構成団体1市5町2村となる。
38. 1	弘前市和徳処理場(108k1/日)の移管を受ける。
39. 1	和徳処理場を36k1/日増設、処理能力144k1/日となる。
39. 8	相馬村が加入、構成団体1市5町3村となる。
43. 4	和徳処理場を「中央衛生センター」に改称。
43. 10	南部衛生センター(54k1/日)竣工。し尿処理施設2ヶ所となる。
44. 12	ごみ焼却処理を共同処理事務に加える。
46. 10	南部焼却場(30t/8h)、北部焼却場(30t/8h)竣工。
47. 8	弘前市塵芥焼却場(100t/16h)の移管を受け、中央焼却場に改称、ごみ焼却施設3ヶ所で処理能力160t/日となる。
48. 10	南部衛生センターを70k1/日増設、処理能力124k1/日となる。
51. 7	中央焼却場を24時間運転に切り替える(150t/24h)。

年 月	内 容
51. 10	中央清掃工場建設工事着工(240t/日)。
53. 3	中央清掃工場竣工。
53. 4	中央焼却場廃止。
54. 3	中央衛生センターを消化方式から酸化方式に改造。
56. 3	南部衛生センターを消化方式から低希釈一段活性汚泥法に改造。
56. 8	(新)中央衛生センター建設工事着工(220kl/日)。
58. 11	(新)中央衛生センター竣工、(旧)中央衛生センター廃止。
59. 10	南部衛生センター第2次改造工事着工(高度処理設備新設、脱臭設備強化)。
60. 7	南部衛生センター第2次改造工事竣工。
平成元. 10	(仮称)南部清掃工場建設工事着工(140t/日)。
4. 4	南部清掃工場竣工、南部焼却場・北部焼却場廃止。
5. 8	「組合長」を「管理者」に名称変更し、新たに「副管理者」を置く。
12. 9	(仮称)新中央清掃工場建設工事着工(ごみ処理施設246t/日、資源化施設93t/5h)。
15. 4	弘前地区環境整備センター竣工、中央清掃工場廃止。南部衛生センター廃止、中央衛生センターへし尿処理統合。
17. 3	藤崎町と常盤村が合併し、新たに藤崎町を設置する。 藤崎町にあっては、平成17年3月27日における藤崎町の区域についてし尿・ごみの処理を行う。(1市5町3村)
18. 1	平賀町、尾上町及び碓ヶ関村が合併し、新たに平川市を設置する。 平川市にあっては、平成17年12月31日における平賀町及び碓ヶ関村の区域についてし尿・ごみの処理を行う。(2市4町2村)
18. 2	弘前市、岩木町及び相馬村が合併し、新たに弘前市を設置する。 (2市3町1村)
20. 4	南部清掃工場の焼却部門の民間委託化。
25. 11	津軽広域クリーンセンター建設工事着工(116kl/日)。
26. 4	特定規模電気事業者と「電力の地産地消の取組み」を開始。

年 月	内 容
27. 9	津軽広域クリーンセンター竣工。
28. 3	中央衛生センター廃止、共同処理事務のうちし尿処理を廃止。
28. 4	し尿処理の事務及び津軽広域クリーンセンターを津軽広域連合へ移管。 弘前地区環境整備センター(資源化施設除く)及び南部清掃工場の長期包括管理運営事業委託化。
令和元. 10	津軽地域ごみ処理広域化協議会発足。構成団体は、弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町、西目屋村、田舎館村の8市町村。
5. 7	南部清掃工場基幹的設備改良工事着工。

6. 組織機構図(R7.4.1現在)

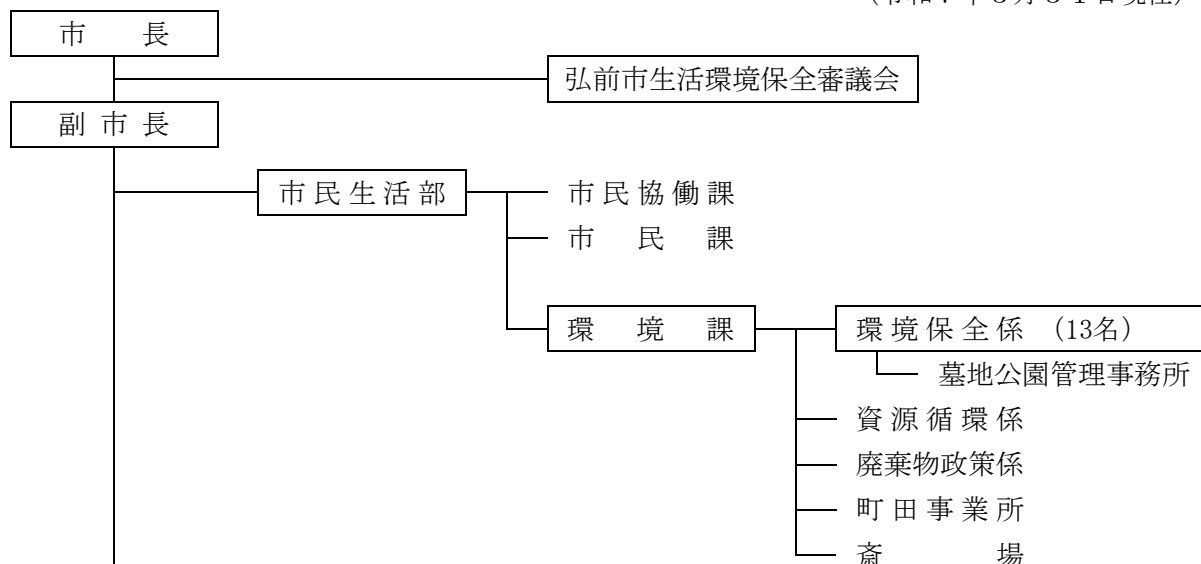


第6章 環境保全の概要

1. 環境保全の概要

(1) 弘前市の環境保全に係る機構と業務内容

(令和7年3月31日現在)



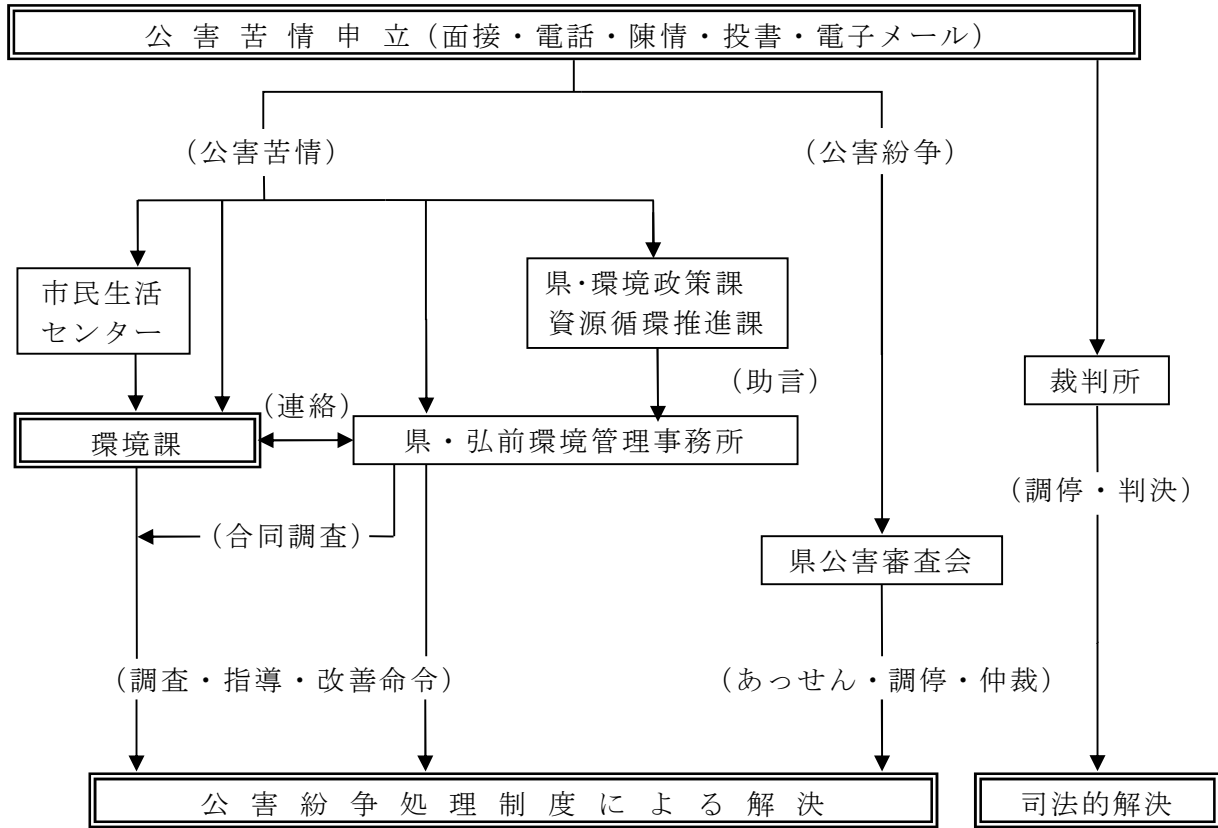
[業務内容]

1. 生活環境及び自然環境の保全に関すること。
2. 公害対策の計画及び調整に関すること。
3. 公害の調査及び研究に関すること。
4. 騒音防止、悪臭防止及び振動規制に関すること。
5. 環境衛生知識の普及に関すること。
6. ねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。
7. 動物の飼養又は収容施設及び死亡獣畜取扱場に関すること。
8. 犬の登録に関すること。
9. 浄化槽設置整備事業費補助金に関すること。
10. 公衆便所に関すること。
11. 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。
12. 霊園の整備及び管理運営に関すること。
13. 飲用井戸等に関すること。

[業務内容] (各市民係)

1. 公害の調査、相談、苦情処理及び指導に関すること。
2. ねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。

(2) 公害関係苦情処理組織



(3) 公害関係主要測定機器

区分	機器名	型式	数量
騒音・振動	普通騒音計	リオン NA - 20	1
		リオン NL - 01A	1
		リオン NL - 21	1
	公害用振動計	リオン VM - 16	1
		リオン VM - 12B	1
	レベルレコーダー	リオン LR - 04	2
実時間分析器	リオン SA - 24	1	
騒音振動レベル処理器	リオン SV - 73	2	
水質	流速計	デンタン CM - 10SA	1
	導電率計	ホリバ ES - 12	1
悪臭	自動試料ガス採取装置	ガステック AGS - 1	1
	ガス採取器	ガステック GV - 100S	1
その他	実体顕微鏡	ニコン 102	1
	顕微鏡	ニコン ネイチャースコープファーブルミニ	5
	デジタル照度計	トプコン IM - 2D	1

環境基本法（平成5年11月19日 法律第91号）

- 第7条 地方公共団体の責務 ※
- 第15条 環境基本計画 —— ・環境基本計画（H6.12.28 総告 34）
- 第16条 環境基準
- 第20条 環境影響評価の推進 —— ・環境影響評価法（H9.6.13 法 81）
- 第21条 環境の保全上の支障を防止するための規制
 - （大気汚染）
 - ・大気汚染防止法（S43.6.10 法 97）
 - ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（H4.6.3 法 70）
 - ・スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（H2.6.27 法 55）
 - ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（S63.5.20 法 53）
 - （水質汚濁）
 - ・水質汚濁防止法（S45.12.25 法 138）
 - ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（S45.12.25 法 136）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（S59.7.27 法 61）
 - ・浄化槽法（S58.5.18 法 43）
 - ・下水道法（S33.4.24 法 79）
 - （騒音） —— ・騒音規制法（S43.6.10 法 98）
 - （振動） —— ・振動規制法（S51.6.10 法 64）
 - （地盤沈下）
 - ・工業用水法（S31.6.11 法 146）
 - ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律（S37.5.1 法 100）
 - （悪臭） —— ・悪臭防止法（S46.6.1 法 91）
 - （土壌汚染）
 - ・土壌汚染対策法（H14.5.29 法 53）
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（S45.12.25 法 139）
 - ・農薬取締法（S23.7.1 法 82）
 - （自然保護）
 - ・自然環境保全法（S47.6.22 法 85）
 - ・自然公園法（S32.6.1 法 161）
 - （廃棄物） —— ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（S45.12.25 法 137）
- 第31条 公害紛争の処理と被害救済
 - ・公害紛争処理法（S45.6.1 法 108）
 - ・公害健康被害の補償等に関する法律（S48.10.5 法 111）
- 第34条 地方公共団体処理又は民間団体等による活動を促進するための措置 —— ・地球温暖化対策の推進に関する法律（H10.10.19 法 117）
- 第36条 地方公共団体の施策 ※
- 第37条 原因者負担 —— ・公害防止事業費事業者負担法（S45.12.25 法 133）
- 第39条 地方公共団体に対する財政措置等 —— ・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（S46.5.26 法 70）
- 第44条 市町村環境審議会（弘前市生活環境保全審議会）

※（県） ・青森県公害防止条例（S47.3.25 県条例第2号）
 （市） ・弘前市環境保全基本条例（H18.2.27 弘前市条例第94号）
 ・弘前市生活環境をよくする条例（H18.2.27 弘前市条例第95号）
 ・弘前市生活環境をよくする条例施行規則（H18.2.27 弘前市規則第71号）

2. 公害苦情・生活環境に関する苦情の状況

(1) 公害苦情・生活環境に関する苦情の状況

公害・生活環境に関する苦情は、地域住民がその生活環境について、どのように感じているのかを表すもので、科学的または客観的な指標とは別に、公害または生活環境に対する住民の認識度として把握することが重要です。

また、近年の傾向としては、工場・事業所を発生源とする健康被害を伴うような公害から、家庭生活に起因した感覚的、心理的被害を伴う公害へと変遷しています。

公害に関する苦情件数（年度別・種類別）

年度	典型7公害							弘前市生活環境をよくする条例	環境保全	ごみ関係	総件数
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下				
H30	7 (5.8%)	3 (2.5%)	5 (4.2%)	1 (0.8%)	4 (3.3%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	32 (26.7%)	62 (51.7%)	5 (4.2%)	120
R元	4 (5.1%)	3 (3.8%)	1 (1.3%)	0 (0.0%)	3 (3.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (20.2%)	46 (58.2%)	6 (7.6%)	79
R2	8 (6.9%)	4 (3.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (2.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (20.0%)	54 (47.0%)	23 (20.0%)	115
R3	0 (0.0%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	83 (31.8%)	165 (63.5%)	9 (3.5%)	260
R4	0 (0.0%)	1 (2.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	26 (56.5%)	9 (19.6%)	9 (19.6%)	46
R5	0 (0.0%)	3 (3.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	42 (49.4%)	33 (38.8%)	5 (5.9%)	85
R6	1 (0.7%)	13 (8.4%)	7 (4.5%)	0 (0.0%)	7 (4.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40 (25.8%)	85 (54.8%)	2 (1.3%)	155

※苦情件数は環境保全係、資源循環係で受付けた件数の合算です。

※四捨五入による計算の誤差により、値の合計が100%にならない可能性があります。

① 令和6年度の傾向

ア. 典型公害の苦情

例年と比べて件数が多く、水質汚濁（河川等への油流出）、騒音、悪臭がほとんどを占めました。

イ. 弘前市生活環境をよくする条例に関する苦情

総苦情件数のおよそ半数を占め、ほとんど「空き地の適正管理」に関する苦情でした。

ウ. 環境保全に関する苦情

総苦情件数の半分以上を占め、アメリカシロヒトリや近隣での植物に対する苦情（空き家の樹木越境、隣家の草・木の越境など）が目立ちました。

エ. 廃棄物に関する苦情（ごみ関係）

わずかではありますが、不法投棄、誤収集に関する苦情でした。

② 過去5年間の傾向

ア. 典型公害の苦情

苦情件数については特徴的な傾向はないものの、例年、処理に時間を要する苦情が一定数存在しています。

イ. 典型公害以外の苦情

例年、油流出事故や空き地の不適正な管理、空き家の樹木等に対する苦情が多い傾向にあります。また、アメリカシロヒトリの発生に関する苦情は、気象条件等により発生数にバラツキがあります。

公害苦情件数（令和6年度・産業別）

産業区分	典型7公害							弘前市生活環境をよくなる条例	環境保全	ごみ関係	総件数(件)	構成比(%)
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下					
農業											0	0
建設系	1	1	1						1		4	2.6
製造業		1			1					1	3	1.9
卸売り・小売業		2			1				1		4	2.6
飲食店・宿泊業			1								1	0.6
サービス業		2									2	1.3
公務								1	3		4	2.6
家庭生活		4	4		2			36	66	1	113	72.9
神社・仏閣									6		6	3.9
その他		1	1		3			3	7		15	9.7
不明		2							1		3	1.9
合計	1	13	7	0	7	0	0	40	85	2	155	100.0

※産業別では家庭生活に起因するものが最も多く、全件数の7割以上を占めています。

公害苦情件数（令和6年度・用途地域別）

用途地域区分	典型7公害							弘前市生活環境をよくなる条例	環境保全	ごみ関係	総件数(件)	構成比(%)
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下					
住居地域	一種低層住居		2	1		2		13	14		32	20.7
	二種低層住居		1						3		4	2.6
	一種中高層住居		1	1				6	17		25	16.1
	二種中高層住居		1					1	1		3	1.9
	一種住居		2	2				4	26		34	21.9
	二種住居			1					2	2	5	3.2
近隣商業地域		2							2		4	2.6
商業地域			1					1			2	1.3
準工業地域		1						1	2		4	2.6
工業地域					1			1	3		5	3.2
工業専用地域											0	0
市街化調整区域	1	3	1		4			12	14		35	22.6
都市計画区域外								1	1		2	1.3
地域不明											0	0
合計	1	13	7	0	7	0	0	40	85	2	155	100

※用途地域別では、一種低層住居、一種住居および市街化調整区域を発生源とする苦情が多く寄せられ、全体に占める割合は前年度より増加しています。

(2) 「弘前市生活環境をよくする条例」に係る苦情の状況

弘前市生活環境をよくする条例(平成 18 年 2 月 27 日弘前市告示第 95 号)は、弘前市環境保全基本条例の理念に基づき、健康で文化的な市民生活の確保を目的とし、公害の防止その他良好な生活環境の保全に関して定められたものです。

本条例に係る苦情としては、例年ほぼ空き地の適正管理(雑草)に関するものが最も多く、管理されない空き地等の増加に伴い、今後も増加していくものと考えられます。また、近年は大幅に減少していた屋根雪等の除排雪に関する苦情について、令和 6 年度は豪雪の影響により 2 件発生しました。

「弘前市生活環境をよくする条例」に係る苦情件数

苦情内容	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
第9条 空地の適正管理	30	12	23	83	26	42	38
第10条 燃焼不適物の焼却禁止							
第11条 土砂等の飛散防止等	1		1				
第12条 畜舎等の清潔保持							
第13条 公共の場所等の清潔保持							
第14条 夜間の静穏保持	2		2				
第15条 農薬の被害防止	1	1	1				
第16条 屋根雪等の除排雪		1					2
合計	32	16	23	83	26	42	40

(3) 環境保全に関する苦情の状況

全苦情件数の 5 割を超える 85 件の苦情が寄せられており、内訳としてはアメリカシロヒトリに関する苦情が 57 件、樹木・雑草に関する苦情が 22 件、その他が 6 件でした。近年と比べると、アメリカシロヒトリに関する苦情が多く、空地の樹木と近隣住宅の樹木に発生しているとの苦情がそれぞれ半数を占めました。

油漏れ事故発生件数

発生源	H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
一般家庭		7		7			4
事業所	3	4		4			6
交通事故							
その他・不明	1	2	1	2		3	3
合計	14	4	13	1	13	0	13

アメリカシロヒトリの発生苦情件数

発生月	H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
4 月							
5 月	2			1			
6 月	1	3		5	5	1	2
7 月	10	2	4	6		4	4
8 月	4	7	6			11	18
9 月	12		8	1	3		23
10 月						3	
合計	29	12	18	13	8	19	57

(4) ごみ関係の苦情の状況

全苦情件数の約 0.1 割に相当する 2 件の苦情が寄せられており、不法投棄及びその他に関する苦情が寄せられます。その他の案件の内容は、誤収集に関する苦情が寄せられています。

ごみ関係苦情件数

種 類	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
不法投棄		4	3	2	1	2	1
野焼き	(6)	(4)	7	5	2		
野積み	2		2		1		
集積所	2	1	6			1	
収集業務		1	3				1
その他	1		2	2	5	2	
合 計	5(11)	6(10)	23	9	9	5	2

※ () は典型公害大気汚染の内数として計上

3. 大気汚染

(1) 概況

代表的な大気汚染物質としては、硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)及び光化学オキシダント(O_x)があげられます。また、大気汚染を防止するため、工場・事業場等の発生源に対し、大気汚染防止法及び青森県公害防止条例による排出基準が定められており、対象施設については届出や測定が義務付けられています。

当市では第2次産業が少ないことから、将来的な問題として自動車交通量の増加に伴う排気ガスの影響が懸念されているほか、近年では、わら焼きや野焼き等も問題となってきています。

(2) 大気汚染常時監視

市内では大気汚染状況を監視するための常時監視測定局が2ヶ所設置されており、第一中学校(和徳町)に一般環境大気測定局、文京小学校(中野1丁目)に自動車排ガス測定局がそれぞれ設置されています。

大気汚染常時監視測定局の測定項目

測定局	区分	一般環境大気測定局(一般局)					自動車排出ガス測定局(自排局)				
		第一中学校					文京小学校				
		R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
測定項目	二酸化硫黄(SO ₂)										
	窒素酸化物(NO _x)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	一酸化炭素(CO)						○	○	○	○	○
	光化学オキシダント(O _x)	○	○	○	○	○					
	浮遊粒子状物質(SPM)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	炭化水素(HC)						○	○	○	○	○
	微小粒子状物質(PM _{2.5})						○	○	○	○	○

(3) 二酸化硫黄

硫黄酸化物(SO_x)は硫黄分を含む化石燃料(石炭や重油等)が燃焼することで発生し、発生物質としては、二酸化硫黄(SO₂)や三酸化硫黄(SO₃ 無水硫酸)などがあげられます。また、毒性としては呼吸器系を刺激し、せき、喘息、気管支炎等の障害を引き起こすことが知られています。

二酸化硫黄(SO₂)の測定結果

(単位: ppm)

区分	測定局	項目	H17年度	H18年度	H19年度	
一般局	第一中学校	日平均の2%除外値	0.003	0.003	0.002	
		環境基準の達成状況	短期的評価	○	○	○
			長期的評価	○	○	○

備考1 環境基準……1時間値の1日平均値が0.04ppm以下で、かつ1時間値が0.1ppm以下。

備考2 短期的評価…1時間値の1日平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

備考3 長期的評価…年間の1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲にあるもの(365日の測定値がある場合、高いほうから7日分の測定値)を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。

備考4 第一中学校の二酸化硫黄は平成19年度で測定を終了している。

(青森県調べ)

(4) 窒素酸化物

窒素酸化物(NO_x)は燃焼に伴い発生するもので、多くは一酸化窒素(NO)の形態で排出され、大気中で酸化されることにより二酸化窒素(NO₂)となります。発生源としては自動車の排気ガス、工場・事業場のボイラー等の排煙があげられ、光化学オキシダントの原因物質でもあります。

窒素酸化物(NO_x)の測定結果

(単位：ppm)

区分	測定局	項目	R2	R3	R4	R5	R6	
一般局	第一中学校	一酸化窒素	日平均の98%値	0.007	0.007	0.007	0.005	0.006
		二酸化窒素	日平均の98%値	0.016	0.018	0.016	0.015	0.018
			環境基準の達成状況	○	○	○	○	○
自排局	文京小学校	一酸化窒素	日平均の98%値	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007
		二酸化窒素	日平均の98%値	0.016	0.016	0.016	0.014	0.016
			環境基準の達成状況	○	○	○	○	○

備考1 環境基準……1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下。

備考2 長期的評価…年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当する値(365日の測定値がある場合、高いほうから8番目の値)を環境基準と比較して評価を行う。

(青森県調べ)

(5) 一酸化炭素

一酸化炭素は不完全燃焼や自動車の排気ガスから発生し、毒性としては血液中のヘモグロビンと結合しやすいため、酸素欠乏症や一酸化炭素中毒を引き起こすことが知られています。

一酸化炭素(CO)の測定結果

(単位：ppm)

区分	測定局	項目	R2	R3	R4	R5	R6	
自排局	文京小学校	年平均値	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	
		日平均の2%除外値	0.3	0.2	0.2	0.1	0.3	
		環境基準の達成状況	短期的評価	○	○	○	○	○
			長期的評価	○	○	○	○	○

備考1 環境基準……1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下。

備考2 長期的評価…年間の1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲にあるもの(365日の測定値がある場合、高いほうから7日分の測定値)を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。

(青森県調べ)

(6) 光化学オキシダント

オゾンなどの光化学オキシダントは、工場の排煙及び自動車の排気ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線による光化学反応を起こすことで二次的に生成されます。光化学オキシダントは春季から夏季にかけての日差しが強い時期に発生し、高濃度になると、目や呼吸器系の粘膜を刺激し、目がチカチカしたり、のどが痛むなどの症状を引き起こします。

光化学オキシダント(O_x)の測定結果

(単位：ppm)

区分	測定局	項目	R2	R3	R4	R5	R6
一般局	第一中学校	昼間1時間値の最高値	0.072	0.069	0.081	0.083	0.081
		環境基準の達成状況	×	×	×	×	×

備考 環境基準……1時間値の最高値が0.06ppm以下。

(青森県調べ)

(7) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は大気中に存在する粒子状物質のうち、粒径 10 μ m (0.01mm) 以下のものを指し、人工的な発生源としては工場の排煙や自動車の排気ガスなどが、自然界由来のものとしては土埃等の土壌粒子や火山灰等があげられます。また、毒性としては非常に細かい粒子であることから気道や肺に付着しやすく、呼吸器疾患を引き起こすことが知られています。

浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果

(単位: mg/m³)

区分	測定局	項目	R2	R3	R4	R5	R6	
一般局	第一中学校	年平均値	0.008	0.007	0.007	0.008	0.008	
		1時間値の最高値	0.094	0.098	0.116	0.126	0.128	
		日平均の2%除外値	0.026	0.023	0.018	0.027	0.023	
		環境基準の達成状況	短期的評価	○	○	○	○	○
			長期的評価	○	○	○	○	○
自排局	文京小学校	年平均値	0.010	0.009	0.008	0.011	0.010	
		1時間値の最高値	0.151	0.100	0.095	0.118	0.057	
		日平均の2%除外値	0.027	0.026	0.025	0.030	0.029	
		環境基準の達成状況	短期的評価	○	○	○	○	○
			長期的評価	○	○	○	○	○

備考1 環境基準…1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下。

備考2 短期的評価…1時間値の1日平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

備考3 長期的評価…年間の1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲にあるもの(365日の測定値がある場合、高いほうから7日分の測定値)を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。

(青森県調べ)

(8) 炭化水素

炭化水素は塗料、印刷インキ、接着剤、金属洗浄及びクリーニング溶剤などに含まれているほか、自動車の排気ガスからも発生します。また、メタンを除いた炭化水素(非メタン炭化水素)は光化学オキシダント生成の原因物質でもあります。

炭化水素 (HC) の測定結果

(単位: ppmC)

区分	測定局	項目	R2	R3	R4	R5	R6		
自排局	文京小学校	非メタン炭化水素	年平均値	0.05	0.05	0.05	0.05	0.07	
			6~9時における年平均値	0.06	0.06	0.06	0.05	0.08	
			6~9時の測定日数	364日	363日	364日	364日	363日	
			6~9時の3時間平均値	最高値	0.33	0.20	0.32	0.27	0.28
				最低値	0.00	0.00	0.01	0.00	0.03
			6~9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合	日数	2日	0日	1日	3日	5日
				割合	0.5%	0.0%	0.3%	0.8%	1.4%
			6~9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	日数	1日	0日	1日	0日	0日
				割合	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%
			メタン	年平均値	1.98	2.00	2.01	2.01	2.02
			全炭化水素	年平均値	2.03	2.05	2.06	2.05	2.08

備考 炭化水素については、環境基準が設定されていないが、環境省の指針として光化学オキシダントの生成に関係があるとされる非メタン炭化水素について、午前6時から午前9時までの3時間の平均値0.20~0.31ppmCが示されている。

(青森県調べ)

(9) 微小粒子状物質

微小粒子状物質は近年、国内で影響が注目されるようになり、大気中に存在する粒子状物質のうち、浮遊粒子状物質よりさらに小さい粒径 $2.5\mu\text{m}$ (0.0025mm) 以下のものを指します。健康被害としては呼吸器疾患が知られており、粒子状物質より微細であることから呼吸器系への付着性が高く、健康影響の相関性が高いです。(平成 24 年度より測定開始)

微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

区分	測定局	項目	R2	R3	R4	R5	R6	
自排局	文京小学校	年平均値	7.7	6.8	7.4	7.4	7.5	
		日平均の 98% 値	20.9	16.8	18.5	20.4	21.2	
		環境基準の達成状況	短期的評価	○	○	○	○	○
			長期的評価	○	○	○	○	○

備考 1 環境基準… 1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下。

備考 2 長期基準に対応した環境基準達成状況… 1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下。

備考 3 短期基準に対応した環境基準達成状況… 年間 98 パーセンタイル値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下。

(青森県調べ)

(10) 酸性雨

酸性雨は大気中に排出された二酸化硫黄 (SO_2) や窒素酸化物 (NO_x) が酸化作用により、硝酸や硫酸に変化し、雨・雪・霧などに溶け込み、通常よりも強い酸性を示す現象です。一般的には pH5.6 以下の雨のことを指し、河川、湖沼及び土壌の酸性化による生態系への影響やコンクリート構造物の溶出による文化財等への影響が懸念されています。

当市では、酸性雨の実態を把握するため、令和 4 年度まで東北 6 県の各市と共同で、冬期間 (1 月下旬から 2 月下旬かけての 4 週間) における酸性雪の調査を実施しました。

酸性雪の調査結果

調査項目 調査時期	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	pH	導電率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	pH	導電率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	pH	導電率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	pH	導電率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	pH	導電率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)
第 1 期	5.20	44.2	9.13	28.5	7.50	32.0	5.60	58.0	7.16	48.0
第 2 期	5.90	32.8	5.02	55.0	6.71	102.0	6.75	87.0	6.65	61.6
第 3 期	6.20	96.5	6.35	15.2	7.32	69.0	7.22	72.0	6.35	54.7
第 4 期	6.90	111.2	6.27	19.1	5.71	162.0	6.27	141.0	6.08	33.9

(11) 低公害車

当市では自動車排気ガスによる地球温暖化、大気汚染及び酸性雨等の対策の一環として、平成 5 年 8 月に電気自動車を購入し、公害及び生活環境苦情調査等で使用後、平成 13 年 7 月以降は弘前公園の管理で用いています。また、環境への負荷が少なくなるよう環境に優しい低公害車の公用車への導入及びその普及や啓発に努めています。

(12) 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

区分	大気汚染防止法		青森県公害防止条例	
	ばい煙発生施設	一般粉じん発生施設	ばい煙関係施設	粉じん関係施設
施設数	268	93	0	45
工場・事業場数	129	14	0	12

(青森県調べ)

4. 水質汚濁

(1) 概況

近年の全国的な水質汚濁の原因としては、生活排水の増大及びこれに対する下水道整備の未拡充や浄化槽等の不適正な維持管理による公共用水域への汚水の流出等があげられ、汚染の形態としては、水域に排出された物質による直接的な汚染、藻類の異常発生による赤潮、産業廃棄物等による地下水汚染のほか、近年では一般家庭や事業場からの灯油流出や自動車整備工場等からのオイル漏れ等による汚染も増加しています。

市内の主要河川としては、市域南部の久渡寺山を起点とする土淵川（岩木川水系）があげられ、大久保で平川に合流後、岩木川へと注いでいます。また、土淵川は典型的な都市河川であり、市内の多くの生活排水の流入がみられます。

(2) 河川の状況

① 岩木川水域

国土交通省及び青森県では公共用水域の水質調査を行っており、岩木川水系では岩木川、平川及び浅瀬石川等の計15河川を対象とした調査が行われています。

市内の観測地点（上岩木橋、安東橋、幡龍橋、平川橋、西田橋）における生物化学的酸素要求量(BOD)の測定結果は以下のとおりです。

生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化

(単位：mg/L)

水域名	調査地点	環境基準に係る類型	日間平均値の75%値				
			R2	R3	R4	R5	R6
岩木川	上岩木橋	A類型	0.6	0.8	0.7	0.6	0.9
	安東橋		0.7	0.7	0.6	0.5	0.8
	幡龍橋		1.7	1.7	1.3	1.8	1.9
平川	平川橋	A類型	1.1	0.8	1.1	0.8	0.9
土淵川	西田橋	類型なし	0.9	1.6	1.3	1.3	1.2

備考 年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ[0.75×N(日間平均値のデータ数)]番目のデータ値をもって75%値とし、それが環境基準値を満足しているものを達成地点とする。類型ごとの環境基準は、AA：1.0 mg/L以下、A：2.0 mg/L以下、B：3.0 mg/L以下、C：5.0 mg/L以下。(青森県調べ)

② 市内の河川

市では市内を流れる河川の汚染状況を把握するため、土淵川、大和沢川、腰巻川及び寺沢川を対象とした水質調査を実施しています。各河川の調査地点（梨の木、弘盛橋、西川岸橋、大久保橋、新狼森橋、千年橋、城東高田橋、稻荷橋）における生物化学的酸素要求量(BOD)の測定結果は以下のとおりです。

これらの河川においては、環境基準に係る類型の指定はないものですが、市内河川における水質汚濁の原因としては、典型的な都市内小河川であるため、河川水の自然涵養が極めて少なく、恒常的に流量が少ないことから、事業場排水及び生活排水による影響を受けやすいことがあげられるほか、下水道未整備地域を残していることも要因の一つとなっています。

今後、さらなる水質改善を図るためには、流域の開発行為に対する適切な排水対策の指導、下水道整備事業の促進、河川クリーン作戦の強化、河川の定期的な土砂の除去及び渇水期の水量確保等が必要です。

生物化学的酸素要求量 (BOD) の経年変化

(単位：mg/L)

川名	調査地点	環境基準に係る類型	令和	令和	令和	令和	令和
			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
土淵川	梨の木	類型なし	3.05	1.55	2.00	1.40	0.50
	弘盛橋		1.90	2.90	1.90	1.75	0.55
	西川岸橋		1.15	3.80	1.40	5.10	0.70
	大久保橋		2.10	3.95	1.60	4.30	1.15
大和沢川	新狼森橋	類型なし	0.85	2.55	3.50	1.35	0.55
	千年橋		1.35	1.85	1.35	2.40	0.75
腰巻川	城東高田橋	類型なし	0.90	1.50	1.25	3.35	0.70
寺沢川	稻荷橋	類型なし	1.05	3.05	2.25	1.75	0.60

(3) 水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出状況 (令和7年3月31日現在)

区分	水質汚濁防止法	青森県公害防止条例
	特定施設	污水関係施設
工場・事業場数	512	6

(青森県調べ)

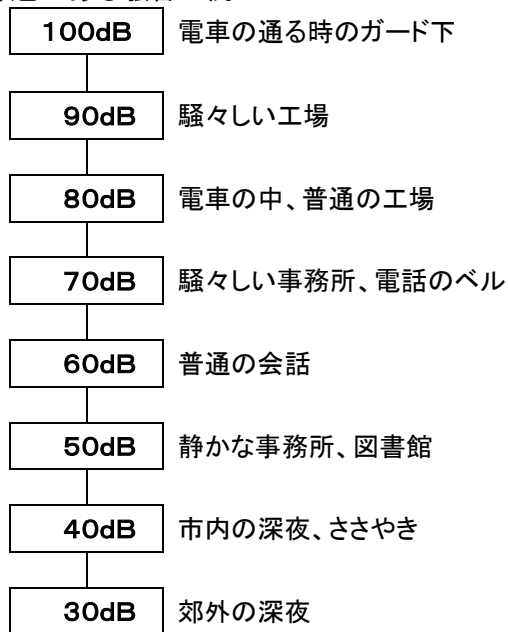
5. 騒音

(1) 概況

騒音公害は各種公害の中でも日常生活に関係の深い問題であり、その発生源も多種多様であることから、公害に関する苦情の多くを占めています。近年ではヒートポンプ、ボイラー、室外機及び風車等を発生源とした低周波騒音が問題となっており、不快感や圧迫感などの人の心身に係る影響や窓や戸の揺れ、がたつき等の建具への物的影響が懸念されています。また、低周波騒音の感じ方には個人差があり、健康への影響との因果関係について未解明の部分も多いことから、被害の把握が難しい状況です。

騒音の防止対策としては、被害を被っている受音側での遮音対策が難しいことから、事業者に対する発生源対策等の周知徹底を図る必要があります。

身近にある騒音の例



(2) 自動車交通騒音

自動車の急激な増加による自動車騒音が社会問題となった昭和 50 年当時、自動車騒音についての定点モニタリングは行われておらず、交通騒音の経年変化を把握することは困難であったことから、昭和 55 年度から平成 11 年度にかけて特定の地点及び期間を対象とした自動車騒音の測定が行われました。また、当市では平成 12 年 4 月 1 日に環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の当てはめを受け、道路に面する地域の環境基準等が定められたことにより、交通騒音に係る規制が整備されました。

なお、自動車交通騒音の測定については、以前は県が当該事務を所管していましたが、平成 24 年 4 月 1 日付けの権限移譲を受け、平成 24 年度以降では市が測定を行っています。

令和 2 年度では 7 路線・7 区間を対象とした自動車騒音の測定を実施し、測定した 2 地点の自動車騒音、背後地騒音において昼間及び夜間のそれぞれに適用される環境基準値以下でした。

また、過年度の測定結果との比較では、前回測定時と同程度の騒音レベルであることが確認されました。

自動車騒音測定結果

(令和6年度)

路線名 (測定年月日)	測定地点	評価 区間 延長 (km)	環境 基準 類型	測定結果 (L _{Aeq} dB)		評価結果[評価区間全体(近接空間+非近接空間)] (評価対象住居等戸数(戸))		
				昼間 6時 ~22時	夜間 22時 ~6時	[a+b]	昼・夜間ともに基 準値以下 [a]	昼・夜間のいずれか 又は両方とも基準 値超過 [b]
一般国道7号-4 (11/26~11/27)	堅田2	0.5	道路面:C 背後地:C	63 60	56 52	40	40	0
弘前岳鯉ヶ沢線-2 (12/2~12/3)	松ヶ枝 4	0.7	道路面:C 背後地:C	66 53	59 45	86	86	0
弘前岳鯉ヶ沢線-6 (11/20~11/21)	熊嶋	2.9	指定なし 指定なし	66 53	58 45	263	263	0
弘前鯉ヶ沢線-2 (12/2~12/3)	蔵主町	0.8	道路面:B 背後地:B	65 49	56 37	271	271	0
久渡寺新寺町線 (12/2~12/3)	大開1	3.0	道路面:B 背後地:B	65 49	55 40	381	381	0
石川百田線 (12/5~12/6)	松森町	2.7	道路面:C 背後地:B	66 46	62 40	665	665	0
撫牛子・和徳町線 (11/26~11/27)	萱町	2.9	道路面:B 背後地:B	64 52	60 47	487	487	0
環境 基準	道路面	道路端から15mま での範囲に適用	特例	70	65			
	背後地	道路に面する地域 (上記の範囲を除 く)に適用	A類型	60	55			
			B・C類型	65	60			

- 備考 1 環境基準の類型のうち、Aは専ら住居の用に供される地域、Bは主として住居の用に供される地域、Cは相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
 2 幹線道路(幹線交通を担う道路)とは、高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道のことをいう。
 3 近接空間とは、幹線交通を担う道路が2車線以下の場合、道路端から15mまで、2車線を超える場合は道路端から20mまでの空間のことをいう。
 4 面的評価の対象範囲は原則として道路端50mの範囲とする。

(3) 騒音規制法に基づく届出状況

令和7年3月31日現在での届出状況は以下のとおりです。

特定施設数

種類	施設数
金属加工機械	82
空気圧縮機及び送風機	437
織機	12
建設用資材製造機械	24
穀物用製粉機	4
木材加工機械	34
印刷機械	53
合成樹脂用射出成形機	107
合計	753

特定工場数(区域別)

騒音規制法に係る指定地域		特定工場数	比率(%)
第1種	一種低層住居専用地域 二種低層住居専用地域	6	4.1
第2種	一種中高層住居専用地域 二種中高層住居専用地域 一種住居地域 二種住居地域	47	32.0
第3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	66	44.9
第4種	工業地域	28	19.0
合計		147	100.0

特定工場数（産業別）

区 分	特定工場数	比率(%)
大規模小売業（デパート）	11	7.5
建設業	3	2.0
製造業	69	47.0
食料品製造業	6	4.1
織物製造業	1	0.7
製材業	8	5.4
建具家具製造業	2	1.4
製紙容器製造業	2	1.4
新聞・印刷業	13	8.8
土石製品製造業	3	2.0
金属製品製造業	21	14.3
電気機械器具製造業	7	4.8
プラスチック製品製造業	6	4.1
サービス業	30	20.4
その他	34	23.1
合 計	147	100.0

特定建設作業

作業の種類	届 出 数						
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
くい打機を使用する作業	0	0	0	0	0	2	0
さく岩機を使用する作業	0	5	2	2	3	2	3
空気圧縮機を使用する作業	0	1	0	0	0	0	0
バックホウを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	6	2	2	3	4	3

備考 作業の種類が重複する場合、主だった作業を選択する。

（４）青森県公害防止条例に基づく届出状況

令和7年3月31日現在での届出状況は以下のとおりです。

騒音関係施設

施設の種類の		施設数	工場数
工場等の用に供するもの	ディーゼルエンジン	19	4
	クーリングタワー	121	59
	オイルバーナー	78	30
土石または鉱物の加工の用に供するもの	切断機	7	4
	研磨機	4	0
合 計		229	97

※施設の種類の重複する場合、主だった施設を選択する。

特定作業届出数

作業の種類	作業数
自動車板金作業	18
ドラムかん洗浄作業	4
合 計	22

6. 振動

(1) 概況

振動公害としては、工場・事業場の事業活動、建設作業、道路交通車両により発生するものがあげられ、これらの振動には次のような特徴があげられます。

- ・地表における振動の大きさは、およそ震度1から震度3の範囲にある。
- ・振動の伝播距離は、およそ100m以内、多くの場合は10～20m程度である。
- ・一般に鉛直振動が水平振動より大きい。
- ・一般に振動数は1～90Hzの範囲である。

振動が及ぼす影響については心身への感覚的な被害が多いですが、振動が大きくなると、構造物の亀裂や建具の損傷等の物的被害へ拡大します。また、近年では工場機械、高架橋、鉄道トンネル等を発生源とした低周波空気振動が問題となっており、建具のがたつきや生理的障害（睡眠障害、耳鳴り、頭痛、動悸）などの被害が報告されていますが、生理的障害については未解明の部分も多く、被害の把握が難しいとされています。

身近にある振動の例

100dB	震度5強	(物につかまらないと歩くことが難しい)
95dB	震度5弱	(大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる)
85dB	震度4	(ほとんどの人が驚く、電灯などのつり下げものは大きく揺れる)
75dB	震度3	(屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる)
65dB	震度2	(屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる)
55dB	震度1	(屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる)
45dB	震度0	(人は揺れを感じない)

(2) 振動規制法に基づく届出状況

令和7年3月31日現在での届出状況は以下のとおりです。

特定施設数

種類	施設数
金属加工機械	81
圧縮機	237
織機	8
コンクリート管製造機等	10
印刷機械	30
合成樹脂用射出成形機	76
合計	442

特定工場数（区域別）

振動規制法に係る指定地域		特定工場数	比率(%)
第1種	住居専用地域 住居地域	27	31.4
第2種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	59	68.6
合計		86	100.0

特定工場数（産業別）

区 分	特定工場数	比率(%)
大規模小売業（デパート）	3	3.5
建設業	0	0.0
製造業	33	38.4
食料品製造業	2	2.3
織物製造業	1	1.2
新聞・印刷業	6	7.0
土石製品製造業	5	5.8
金属製品製造業	2	2.3
電気機械器具製造業	3	3.5
プラスチック製品製造業	5	5.8
刃物製造業	9	10.5
サービス業	26	30.2
その他	24	27.9
合 計	86	100.0

特定建設作業

作業の種類							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
くい打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0
鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0
舗装版破砕機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0
ブレーカーを使用する作業	0	4	4	1	4	3	4
合 計	0	4	4	1	4	3	4

備考 作業の種類が重複する場合、主だった作業を選択する。

（3）青森県公害防止条例に基づく届出状況

令和7年3月31日現在での届出状況は以下のとおりです。

振動関係施設

施設の種類		施設数	工場数
工場等の用に供するもの	送風機	287	46
土石または鉱物の加工の用に供するもの	切断機	7	4
合 計		294	50

※施設の種類の重複する場合、主だった施設を選択する。

7. 悪臭

(1) 概況

悪臭は主観的要素が強い公害で、頭痛や吐気などの健康被害を及ぼし、発生源としては工場及び事業場から発生する事業系の臭気や、生活排水等から発生する日常生活を原因とするものがあげられます。

当市では悪臭防止法に基づき、人に不快感を与える臭気とされる特定悪臭物質（22 物質）について規制を行っていますが、それ以外の不快臭気については対応していないため、臭気指数の導入が課題となっています。

(2) 悪臭の防止

事業活動に伴い発生する悪臭を防止するため、昭和 46 年 6 月 1 日に悪臭防止法が定められ、特定悪臭物質（22 物質）を対象とした規制が行われていましたが、平成 7 年の一部改正により、嗅覚測定法に基づく臭気指数制度が新たに導入され、住民の被害感とより合致するようになりました。なお、当市では昭和 48 年 3 月 1 日に規制地域の指定（平成 3 年 3 月に規制地域の変更）を受けており、平成 24 年 4 月 1 日付けの権限移譲以降は市が当該事務を行っています。

特定悪臭物質

特定悪臭物質	においの性質	主な発生源事業場
アンモニア	刺激臭	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉葱臭	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐卵臭	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ピスコースヨーレン製造業、化製業、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル 二硫化メチル	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	腐魚臭	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等
アセトアルデヒド	青臭い刺激臭	アセトアルデヒド製造業、酢酸製造業、酢酸ビニル製造業、クルルプレン製造業、たばこ製造業、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等
ピロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭 むせるような甘酸っぱい焦げ臭	塗装業、その他の金属製品製造業、自動車修理業、印刷業、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造業、輸送用機械器具製造業等
イソブタノール 酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン	刺激的な発酵臭 刺激的なシンナー臭 ガソリン臭	塗装業、その他の金属製品製造業、自動車修理業、木工工場、繊維工場、その他の機械器具製造業、印刷業、輸送用機械器具製造業、鋳物工場等
スチレン	都市ガスのにおい	スチレン製造業、ポリスチレン製造業、ポリスチレン加工業、SBR 製造業、FRP 製品製造業、化粧合板製造業等
キシレン	ガソリン臭	塗装業、その他の金属製品製造業、自動車修理業、木工工場、繊維工場、その他の機械器具製造業、印刷業、輸送用機械器具製造業、鋳物工場等
プロピオン酸 ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	酸っぱい刺激臭 汗くさいにおい むれた靴下のにおい	脂肪酸製造業、染色工場、畜産農業、化製場、でん粉製造業等 畜産農業、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造業、でん粉製造業、し尿処理場、廃棄物処理場等

8. 地盤沈下

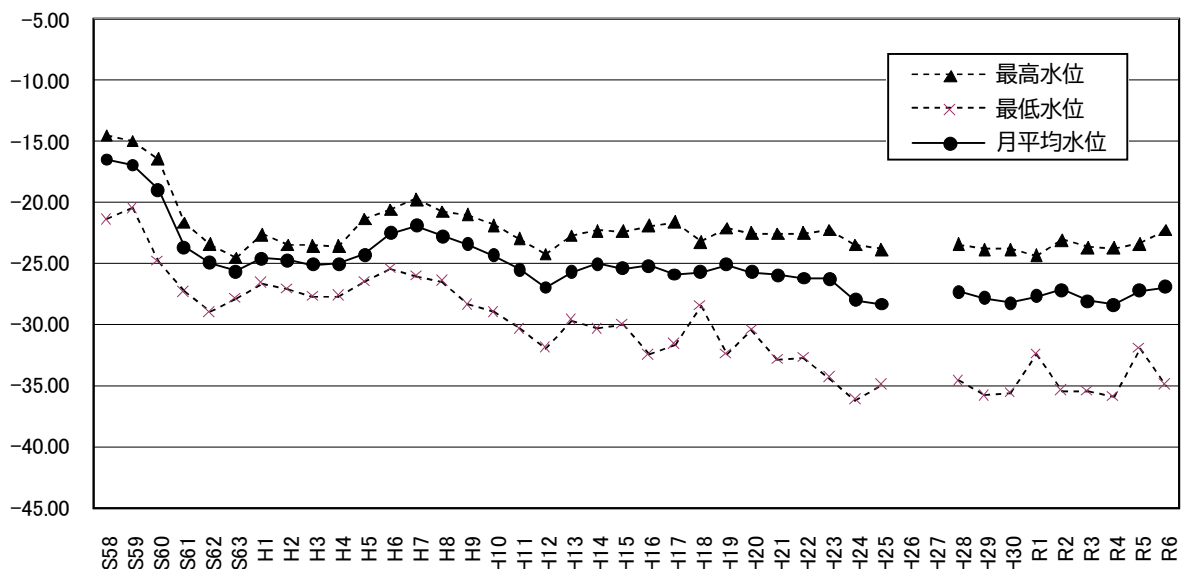
市では地盤沈下の傾向を把握するため、弘前市平岡町に設置した観測井において昭和 58 年から地下水位の観測を実施しています。

水位の経年変化をみると、昭和 60 年から昭和 63 年にかけて地下水位の急激な下降がみられ、この下降については昭和 60 年 12 月に開始された弘前市上水道源井の揚水による影響とされています。なお、揚水については平成 5 年に終了しています。また、平成 7 年以降は緩やかに水位が下降しており、平成 24 年にかけて最低水位の低下がみられているものの、それ以降はほぼ横ばい傾向が続いています。

市ではこれまで地盤沈下による被害の確認はありませんが、今後も継続的にモニタリングする必要があります。

観測井の水位の経年変化

(昭和 58 年度～令和 6 年度)



地下水位観測結果

(令和 6 年度)

観測月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均	
水位	最高	-27.67	-26.31	-25.14	-24.37	-23.62	-23.07	-22.55	-22.30	-22.53	-29.20	-32.45	-32.14	-25.95
	最低	-29.71	-27.68	-26.31	-25.18	-24.40	-23.64	-23.11	-22.69	-29.19	-32.44	-35.01	-34.84	-27.85
(m)	月平均	-28.63	-26.92	-25.73	-24.80	-24.02	-23.36	-22.83	-22.48	-25.62	-31.37	-33.85	-33.69	-26.94

備考 平成 26 年 8 月以降、計測機器の不良により欠測しており、平成 28 年 4 月以降、機器を更新し観測を再開している。

9. 身近な環境調査

近年、環境調査の重要性が認識されたことにより、各方面でその取り組みが盛んに行われています。市では、身近な自然観察会等を通じて環境への理解と認識を深めるとともに、環境に配慮した行動の輪を広げることが目的として、環境省が全国的に行っている環境保全の啓発事業に参加しています。

(1) 水生生物調査（せせらぎウォッチング）

身近な河川の水質を知ること、水質保全の重要性を認識してもらうため、市では平成3年度から小学生を対象とした「せせらぎウォッチング」事業を実施しており、水生生物を指標とした簡易な水質調査を行うことで、環境保全に係る意識啓発を図っています。

【近年の調査結果】

平成23年度	岩木川：— 腰巻川：きたない水（豊田小74人、場所：豊田小裏）
平成24年度	岩木川：— 腰巻川：きたない水（豊田小60人、場所：豊田小裏） 大和沢川：きたない水（千年小52人、場所：千年小裏） 平川：きれいな水（石川小33人、場所：石川大仏下）
平成25年度	岩木川：— 腰巻川：— 大和沢川：きれいな水（千年小60人、場所：千年小裏） 平川：きれいな水（石川小38人、場所：石川大仏下）
平成26年度	岩木川：— 腰巻川：— 大和沢川：— 平川：きれいな水（石川小34人、場所：石川大仏下）
平成27年度	平川：きれいな水（石川小34人、場所：平川河川敷テニス場付近左岸）
平成28年度	実績なし
平成29年度	実績なし
平成30年度	平川：きれいな水（石川小46人、場所：平川河川敷テニス場付近左岸）
令和元年度	実績なし
令和2年度	実績なし
令和3年度	実績なし
令和4年度	実績なし
令和5年度	実績なし
令和6年度	実績なし

10. 土壌分析調査

(1) 土壌の分析調査期間（分析期間も含む）

平成 13 年 3 月 14 日から平成 13 年 3 月 28 日まで

(2) 調査地点

以下の 4 地点を対象としました。

調査地点	所在地	備考
岩田家敷地	弘前市大字若党町 31 番地	
住吉神社敷地	弘前市大字住吉町 8 番地	
弘前市役所 市長公舎	弘前市大字上白銀町 1 番地 1	
和徳幼稚園 ことばの教室	弘前市大字土手町 154 番地 1	弘前幼稚園跡

(3) 調査項目

土壌の汚染に係る環境基準を設定しました。

(4) 調査結果

全ての調査地点において土壌の汚染に係る環境基準を下回っていました。

項目	岩田家	住吉神社	市長公舎	和徳幼稚園	環境基準
カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下 かつ農用地においては米 1 kgにつき 1 mg未満
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検液中に検出されないこと
有機りん	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検液中に検出されないこと
鉛	0.003	0.002	0.002	<0.002	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	検液 1 Lにつき 0.05mg 以下
ヒ素	0.007	<0.001	0.002	<0.001	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下かつ農用地(田に限る)においては土壌 1 kgにつき 15mg未満
総水銀	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検液 1 Lにつき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検液中に検出されないこと
P C B	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検液中に検出されないこと
銅	0.057	0.030	0.032	0.048	農用地(田に限る)においては土壌 1 kgにつき 125mg未満
ジクロロメタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1 Lにつき 0.02mg 以下
四塩化炭素	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	検液 1 Lにつき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロメタン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	検液 1 Lにつき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1 Lにつき 0.02mg 以下
シス-1,1-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1 Lにつき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検液 1 Lにつき 1 mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	検液 1 Lにつき 0.006mg 以下
トリクロロレチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1 Lにつき 0.03mg 以下
テトラクロロプロペン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	検液 1 Lにつき 0.002mg 以下
チウラム	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	検液 1 Lにつき 0.006mg 以下
シマジン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	検液 1 Lにつき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1 Lにつき 0.02mg 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下

第7章 公害関係規制基準

1. 大気汚染規制基準

(1) 大気の汚染に係る環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づく大気の汚染に係る環境基準が定められています。また、大気汚染を防止するため、工場・事業場の発生源に対し、大気汚染防止法及び青森県公害防止条例による排出基準が定められており、対象施設については届出や測定が義務付けられているほか、弘前市生活環境をよくする条例では対象要件を満たさない施設についての規制が定められています。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	溶液導電率又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができることと認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考 1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回るものとならないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 5 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
- 6 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2. 水質汚濁規制基準

(1) 水質汚濁に係る環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が定められており、全ての公共用水域で一律に適用される健康項目（人の健康の保護に関する項目）と河川、湖沼及び海域の水域類型ごとに適用される生活環境項目（生活環境の保全に関する項目）がそれぞれ定められています。

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下（海域には適用しない）
ほう素	1 mg/L 以下（海域には適用しない）
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考1 基準値は年間平均値とします。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により規定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

②生活環境の保全に関する環境基準

・河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値（日間平均値）				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN /100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

注) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

備考1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値（年間平均値）		
		全亜鉛	ノンフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

水質の汚濁を防止するため、工場・事業場に対し、水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例による排水基準が定められており、対象施設については届出や測定が義務付けられているほか、弘前市生活環境をよくする条例では対象要件を満たさない施設についての規制が定められています。

①有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L
有機リン化合物	1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外：10 mg/L 海域：230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外：8 mg/L 海域：15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

②生活環境項目

項目	許容限度 (mg/L)
水素イオン濃度 (pH)	海域以外：5.8～8.6 海域：5.0～9.0
生物学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均値160 mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均値160 mg/L)
浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均値150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類：5 mg/L 動植物油脂類：30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均値60 mg/L)
リン含有量	16 mg/L (日間平均値 8 mg/L)

備考1 生活環境項目適用：排水水量50m³/日以上

2 「検出されないこと」は検定方法の定量限界以下

3 BODの適用：海域、池沼以外に排出、CODの適用：海域、池沼に排出

4 有機リン化合物：パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN

5 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の合計量の計算式：

$$(\text{NH}_4\text{-N} \times 0.4) + (\text{NO}_2\text{-N}) + (\text{NO}_3\text{-N})$$

(3) 岩木川水域の環境基準の水域類型

(昭和 47 年 6 月 13 日青森県告示第 451 号)

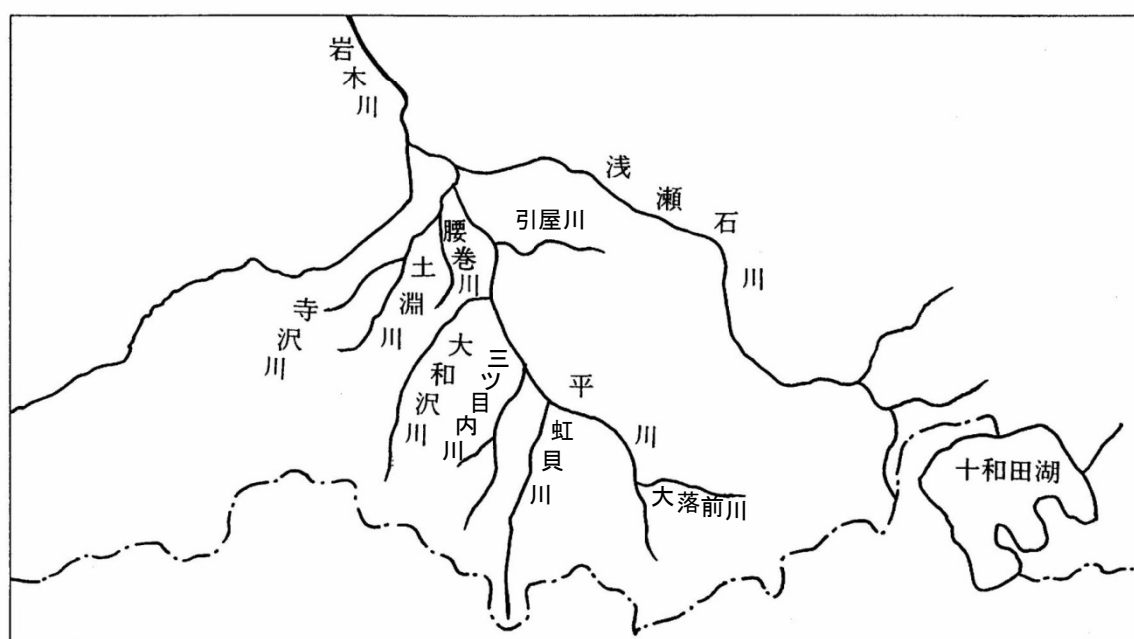
水 域	該当類型	達成期間
岩木川上流 (神田橋から上流)	A	ロ
岩木川下流 (神田橋から下流)	B	ロ
平 川 (全域)	A	ロ
浅瀬石川上流 (滝ノ股川合流点から上流)	AA	イ
浅瀬石川下流 (滝ノ股川合流点から下流)	A	ロ
山田川、大秋川、大落前川、虹貝川、飯詰川 (いずれも全域)	A	イ

備考 1 達成期間の分類は次のとおり

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内に可及的すみやかに達成

2 土淵川・大和沢川・腰巻川・寺沢川については、環境基準の類型指定なし



3. 騒音規制基準

(1) 騒音に係る環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準が定められており、道路に面する地域以外の地域や道路に面する地域、航空機騒音、新幹線鉄道騒音についての環境基準が定められています。

①一般環境基準（弘前市環境基準類型指定図 参照）

(単位：dB)

地域の類型	時間の区分		基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)
AA	50 以下	40 以下	50 以下	40 以下
A及びB	55 以下	45 以下	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下	60 以下	50 以下

備考1 等価騒音レベル(L_{Aeq})で測定

2 類型 A地域：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A地域：専ら住居の用に供される地域

B地域：主として住居の用に供される地域

C地域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

②道路に面する地域の環境基準（弘前市環境基準類型指定図 参照）

(単位：dB)

地域の区分	時間の区分		基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下	60 以下	55 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 以下	65 以下	70 以下	65 以下

備考1 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道の部分をいう

2 幹線交通を担う道路とは、高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう

3 近接する空間とは、幹線交通を担う道路の車線が2車線以下の場合は道路端から15mまで、2車線を超える場合は道路端から20mまでの空間をいう

4 航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準について、弘前市では該当しない

(2) 騒音規制法に係る規制基準

騒音の発生を防止するため、著しい騒音を発生する工場・事業場及び建設作業に対し、騒音規制法に基づく規制基準が定められているほか、騒音規制法及び青森県公害防止条例による規制が行われており、対象施設については届出や測定が義務付けられています。

①特定工場等において発生する騒音の規制基準（弘前市騒音規制地域図 参照）

(単位：dB)

規制時間 区域区分	朝 (6:00～8:00)	昼 間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～21:00)	夜 間 (21:00～翌6:00)
第1種区域	45	50	45	45
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	60	50
第4種区域	65	70	65	55

備考1 基準値は、特定工場等の敷地の境界線での値

- 2 第2種、第3種又は第4種区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、この表の値から5dB減じた値とする

②特定建設作業騒音に係る基準（弘前市騒音規制地域図 参照）

規制種別 区域区分	基準値	作業禁止時刻	最大作業時間 (1日あたり)	最大 作業日数	作業禁止日
1号区域	85 デシベル	19:00～翌7:00	10時間	連続6日	日曜日 及び休日
2号区域		22:00～翌6:00	14時間		

備考1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値

- 2 1号区域：第1種、第2種、第3種区域並びに、第4種区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の敷地の周囲80mの区域内

- 3 騒音規制法に係る特定工場及び特定建設作業の区域区分については、下表のとおり

地域の類型	騒音規制区域		特定建設作業 騒音に係る区域
A地域	第1種区域		1号区域
	B地域	第2種区域	
C地域		第3種区域	
	第4種区域	学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の敷地の周囲80m内	2号区域
		上記以外	

③自動車騒音の要請限度（弘前市環境基準類型指定図 参照）

（単位：デシベル）

区域の区分	時間の区分	
	要請限度 昼間 (6:00～22:00)	要請限度 夜間 (22:00～翌6:00)
A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

備考 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

④騒音規制法施行令で規定する特定施設

特定施設	施設の規模
金属加工機械	
圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。
製管機械	
ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。
液圧プレス	矯正プレスを除く。
機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン（30重量トン）以上のものに限る。
せん断機	原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。
鍛造機	
ワイヤーフォーミングマシン	
ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
タンブラー	
切断機	砥石（といし）を用いるものに限る。
空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
織機	原動機を用いるものに限る。
建設用資材製造機械	
コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。
アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。
穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
木材加工機械	
ドラムバーカー	
チップパー	原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。
碎木機	
帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。
丸のこ盤	
かんな盤	原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。
抄紙機	
印刷機械	原動機を用いるものに限る。
合成樹脂用射出成形機	
鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

⑤騒音規制法施行令で規定する特定建設作業

特定建設作業
<p>くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業</p> <p>※くい打機に関してはもんけんを除く。</p> <p>※くい抜機又はくい打くい抜機に関しては圧入式くい打くい抜機を除く。</p> <p>※くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。</p>
<p>びょう打機を使用する作業</p>
<p>さく岩機を使用する作業</p> <p>※作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。</p>
<p>空気圧縮機を使用する作業</p> <p>※空気圧縮機に関しては電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。</p> <p>※さく岩機の動力として使用する作業を除く。</p>
<p>コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業</p> <p>※コンクリートプラントに関しては混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。</p> <p>※アスファルトプラントに関しては混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。</p> <p>※モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。</p>
<p>バックホウを使用する作業</p> <p>※バックホウに関しては一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。</p>
<p>トラクターショベルを使用する作業</p> <p>※トラクターショベルに関しては一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。</p>
<p>ブルドーザーを使用する作業。</p> <p>※ブルドーザーに関しては一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指すものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。</p>

⑥青森県公害防止条例で規定する騒音関係施設

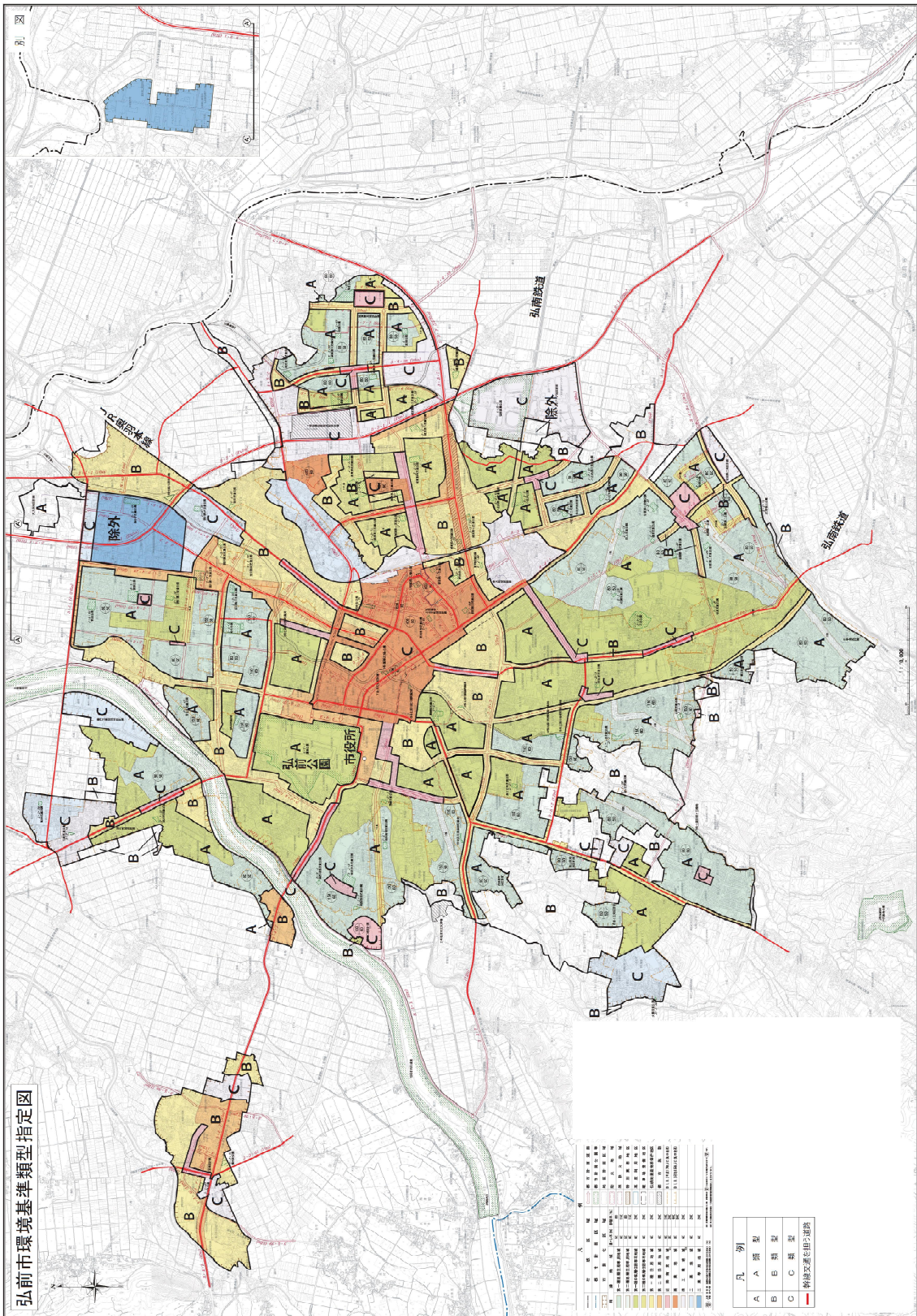
用途区分	騒音関係施設	施設の規模
工場等の用に供するもの	ディーゼルエンジン	出力が7.5kw以上であること。
	ガソリンエンジン	
	クーリングタワー	原動機の定格出力が0.75kw以上であること。
	オイルバーナー	燃焼能力が重油換算で1時間当たり15%以上であること。
土石又は鉱物の加工の用に供するもの	切断機	原動機の定格出力が3.75kw以上であること。
	せん孔機	
	研磨機	
マッチ軸木の製造の用に供するもの	軸むき機	
	軸さざみ機	
	選別機	
	乾燥機	
	軸そろえ機	
繊維工業の用に供するもの	動力打綿機	
	動力混打綿機	
製鋼の用に供するもの	製鋼機（電動機を用いるものに限る。）	

備考 鉱山施設、電気工作物である施設及びガス工作物である施設を除く。

⑦青森県公害防止条例で規定する騒音特定作業

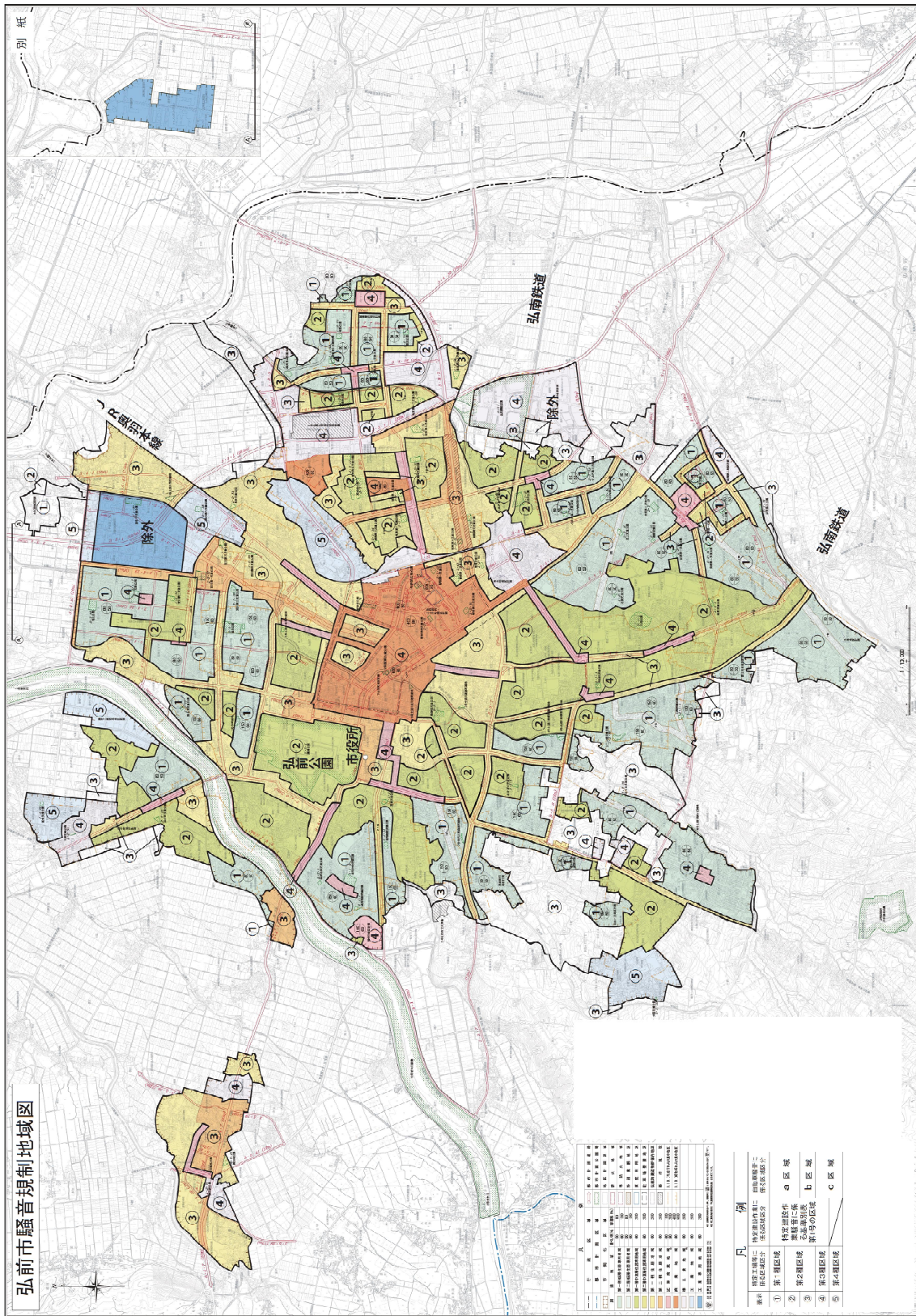
特定作業
自動車板金作業
ドラムかん洗浄作業

弘前市環境基準類型指定図



AA類型	療養施設、社会福祉施設等が集まって設置される地域など特に静穏を要する地域
A類型	専ら住居の用に供される地域
B類型	主として住居の用に供される地域
C類型	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

弘前市騒音規制地域図



第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第2種区域	住居に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第3種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第4種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

4. 振動規制基準

(1) 振動規制法による規制基準

振動の発生を防止するため、著しい振動を発生する工場・事業場及び建設作業に対し、振動規制法に基づく規制基準が定められているほか、振動規制法及び青森県公害防止条例による規制が行われており、対象施設については届出や測定が義務付けられています。

①特定工場等において発生する振動の規制基準（弘前市騒音規制地域図 参照）

(単位：dB)

区域区分	規制時間	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～翌8:00)
	第1種区域		60
第2種区域		65	60

備考1 基準値は、特定工場等の敷地の境界線での値

2 第1種区域：騒音規制地域の第1種区域及び第2種区域

第2種区域：騒音規制地域の第3種区域及び第4種区域

3 学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、この表の値から5dB減じた値とする

②特定建設作業振動に係る基準（弘前市騒音規制地域図 参照）

規制種別	基準値	作業禁止時刻	最大作業時間 (1日あたり)	最大 作業日数	作業禁止日
1号区域	7.5 dB	19:00～翌7:00	10時間/日	連続6日	日曜日及び休日
2号区域		22:00～翌6:00	14時間/日		

備考1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値

2 振動規制法に係る特定工場等及び特定建設作業の区域区分については下表のとおり

振動規制区域	騒音規制区域		特定建設作業 振動に係る区分
第1種区域	第1種区域		1号区域
	第2種区域		
第2種区域	第3種区域		
	第4種区域	学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の敷地の周囲80m内	
		上記以外	2号区域

③道路交通振動の要請限度（弘前市騒音規制地域図 参照）

(単位：dB)

区域区分	規制時間	要請限度	
		昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～翌8:00)
第1種区域		65	60
第2種区域		70	65

④振動規制法施行令で規定する特定施設

特定施設	施設の規模
金属加工機械	
液圧プレス	矯正プレスを除く。
機械プレス	
せん断機	原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。
鍛造機	
ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。
圧縮機	原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
織機	原動機を用いるものに限る。
コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る。
コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。
木材加工機械	
ドラムバーカー	
チップパー	原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。
印刷機械	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のものに限る。
合成樹脂用射出成形機	
鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

⑤振動規制法施行令で規定する特定建設作業

特定建設作業
<p>くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業。</p> <p>※くい打機に関してはもんけん及び圧入式くい打機を除く。</p> <p>※くい抜機に関しては油圧式くい抜機を除く。</p> <p>※くい打くい抜機に関しては圧入式くい打くい抜機を除く。</p>
剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
<p>舗装版破碎機を使用する作業</p> <p>※作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。</p>
<p>ブレーカーを使用する作業</p> <p>※手持式のものを除く</p> <p>※作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。</p>

⑥青森県公害防止例に規定する振動関係施設

用途区分	振動関係施設の名称	施設の規模
工場等の用に供するもの	送風機	原動機の定格出力が7.5kw以上であること。
金属の加工の用に供するもの	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw未満であること。
土石又は鉱物の加工の用に供するもの	切断機	原動機の定格出力が3.75kw以上であること。
マッチ軸木の製造の用に供するもの	軸むき機	
	軸きざみ機	
	選別機	
	乾燥機	
	軸そろえ機	
建設用資材の製造の用に供するもの	コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除く。)	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上であること。
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上であること。
繊維工業の用に供するもの	動力打綿機	
	動力混打綿機	
製鋼の用に供するもの	製鋼機 (電動機を用いるものに限る。)	

備考 鉱山施設、電気工作物である施設及びガス工作物である施設を除く。

5. 悪臭規制基準

(1) 特定悪臭物質の規制基準

①事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質の種類	濃度 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

②事業場の気体排出口における規制基準

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象となり、物質ごとに次式により算出された量。

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

q : 流量(Nm³/時)

He : 補正された排出口の高さ(m)

Cm : 敷地境界線の基準値(ppm)

ただし、He が 5 m未満の場合、この式による規制基準は適用しない。

③事業場の敷地外における規制基準

排出水量	濃度 (mg/L)			
	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
0.001 m ³ /s以下の場合	0.03	0.1	0.3	0.6
0.001 m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	0.007	0.02	0.07	0.1
0.1m ³ /sを超える場合	0.002	0.005	0.01	0.03

弘前市悪臭規制地域図



第8章 環境施策の推進

1. 環境パートナーシップ協定

旧弘前市において、市民参画のもと、平成13年3月に策定した「弘前市環境基本計画（ひろさき アジェンダ21）」（市町村合併に伴い失効）に掲げられた各種の環境施策を、市民、事業者、市が適切な役割分担のもと実現するために、その連携先との関係や役割分担、相互協力の内容を定める「環境パートナーシップ協定」を締結していましたが、平成18年2月の市町村合併により失効していました。

そのため、平成18年11月に、新市建設計画に掲げられた新市の将来像のひとつである「自然と調和した潤いのあるまち」の実現に向け、再び協定を締結し、その後、平成21年8月に新たな「弘前市環境基本計画」を策定したことにあわせて、現在は以下のとおり新たな協定を締結しています。

- 協定締結先　ひろさき環境パートナーシップ21（略称：HEP21）
代表　鶴見　實（弘前大学名誉教授）
- 協定締結　第1回：平成14年3月23日　※以後1年ごとに更新（毎年協定締結）
最新締結：平成22年5月28日　※以後自動更新

（1）協定書（平成22年5月28日締結）

「弘前市環境基本計画が目指す望ましい環境の実現に向けたパートナーシップ協定」

市民の自立した組織である「ひろさき環境パートナーシップ21」（以下「パートナーシップ21」と略します。）と弘前市（以下「市」と略します。）は、弘前市環境基本計画が目指す望ましい環境（以下「望ましい環境」と略します。）の実現に向けたパートナーシップ協定（以下「パートナーシップ協定」と略します。）を次のとおり締結します。

①パートナーシップ協定の目的

このパートナーシップ協定は、望ましい環境の実現に向けて、市民・事業者・市がパートナーシップに基づき、適切な役割分担のもと連携・協働していくことを目的とし、パートナーシップ21と市との関係や役割分担、相互協力の内容を定めるものです。

②協働に関する3つの原則

パートナーシップ21と市は、協働の精神に基づいて、互いに次の原則を順守します。

- 1) 対等な立場に立って議論や意見交換を行います。
- 2) それぞれの自主性を尊重します。
- 3) 相互に連絡を密にし、協力しあいます。

③相互の連絡調整について

パートナーシップ21と市は、相互の連絡調整を円滑に行うため、全体の運営に関して調整の必要な事項について、適宜、パートナーシップ21が開催する運営委員会を通じて協議します。

④パートナーシップ21の役割と責務

- 1) パートナーシップ21は、自立した組織として、望ましい環境の実現に向けて、積極的に市と協働します。
- 2) パートナーシップ21は、市民や事業者・団体等の多様な意見や要望を集約・調整するため、各種フォーラム・ワークショップ・アンケート・勉強会等を実施し、望ましい環境の実現に向けた提言をします。
- 3) パートナーシップ21は、活動状況・成果・費用などについて情報を公開します。
- 4) パートナーシップ21は、望ましい環境の実現に向けた過程で知り得た情報のうち、秘密に属するものは、他に漏らしません。

⑤市の役割と責務

- 1) 市は、パートナーシップ21に対して、望ましい環境の実現に必要な情報の収集及び提供をします。
- 2) 市は、パートナーシップ21が開催する運営委員会などを通じて、パートナーシップ21と市の各部課室などとの連絡及び意見調整に努めます。また、必要に応じて、勉強会などへ関係職員を参加させます。
- 3) 市は、パートナーシップ21と協働し、講座・講演会等を開催するほか、意識啓発・調査活動など、各種環境活動を行います。
- 4) 市は、パートナーシップ21から提言を受けた場合は、実現に向けて努力します。

⑥その他

このパートナーシップ協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、パートナーシップ21と市が協議して決定します。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、パートナーシップ21と市は、記名押印のうえ各自1通を保有するものとします。

平成22年5月28日

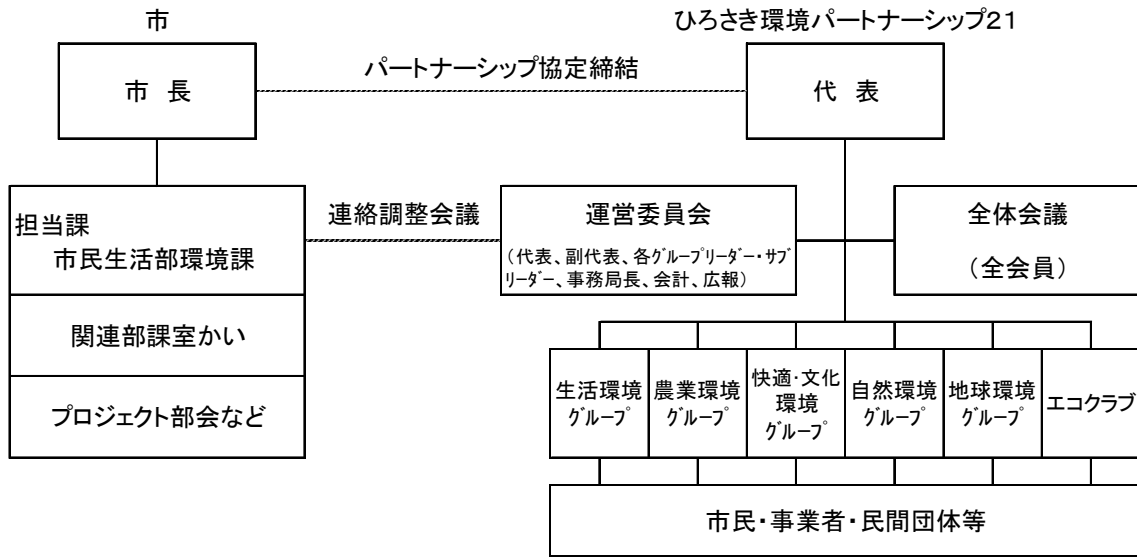
ひろさき環境パートナーシップ21 代表

鶴見 實 印

弘前市長

葛西 憲之 印

(2) パートナーシップの構成図等



2. ひろさき環境パートナーシップ21 (HEP21)

(1) 概要

- ・設立 平成14年2月16日
 - ・代表 鶴見 實 氏 (弘前大学名誉教授)
 - ・会員数 67名 (2事業所、1団体含む) + 家族会員26名 = 93名
 - ・活動グループと主な事業内容
 - ①生活環境グループ …ごみ、リサイクル、消費生活等
 - ②農業環境グループ …自然循環型農業等
 - ③快適・文化環境グループ …まちづくり、歴史的文化遺産保全、景観、都市計画等
 - ④自然環境グループ …だんぶり池、自然観察、環境学習等
 - ⑤地球環境グループ …地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギー、環境学習等
 - ⑥エコクラブ …自然観察、水質調査、壁新聞作り等
- 各グループ合同 …環境問題啓発のため、清掃活動「クリーン大作戦」を開催。
- また、毎年、だんぶり池に生息する動植物のイラスト画を募集し、「だんぶり池カレンダー」を発行。さらに、数年毎に本会の活動状況等を載せた、環境広報紙を発行。

(2) 会則

「ひろさき環境パートナーシップ21会則」

設立趣旨

わたしたちは、市と連携・協働のもとに、弘前市の環境分野に関する事業を推進するため、市民や事業者の自立的な組織として、ここに会則を定め「ひろさき環境パートナーシップ21」を設立します。

1 名称

本会は、「ひろさき環境パートナーシップ21」と称します。(以下「パートナーシップ21」と略す。)

2 パートナーシップ21の会員

会員は弘前市内在住・在勤・在学で参加申し込み登録した人及び、市内の事業所・各種団体等で参加申し込み登録したところとします。15歳未満の児童・生徒については、保護者の同意を必要とします。また、退会するときは、退会届を提出するものとします。(様式別途)なお、運営委員会の承認を得た場合は、市外からの参加も可とします。

3 全体会議

全体会議は全会員で構成し、下記の役割を担います。承認は出席者の過半数の賛成を要することとします。

- (1) 全体に関わる事項の承認
- (2) 市とパートナーシップ協定を締結する場合の承認
- (3) 予算・決算の承認

4 代表

代表を1名、副代表を1名置きます。代表・副代表の任期は共に2年間とし、再任は妨げないこととします。副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時は、その役割を代行します。代表は下記の役割を担います。

- (1) パートナーシップ21の総括
- (2) 運営委員会の開催
- (3) 全体会議の開催
- (4) 外部への情報提供に関する事項の決定と、公式発表の責任を負うこと
- (5) 市とパートナーシップ協定を締結する場合の協定書への署名
- (6) 予算の管理

5 運営委員会

運営委員会は、市民組織として全体的な活動を進める上で、経常的な運営について検討・決定し、実行する責任を果たすとともに、必要があれば各グループでの個別課題についても全体的な検討・連絡調整を行います。運営委員会の構成員は、代表、副代表、各グループのグループリーダー、サブリーダー、事務局長、会計、広報とします。運営委員会は構成員の過半数をもって成立し、決定等は出席者の過半数の賛成を要することとします。また、必要がある場合は、運営委員会に構成員以外の者をオブザーバーとして出席させることができることとします。

運営委員会は下記の役割を担います。

- (1) 代表及び副代表の選任
- (2) グループの新設、改廃の決定
- (3) 各グループの活動の調整
- (4) 情報収集、調査活動等の企画、調整、決定
- (5) 事務局長・会計・広報・監事の選任
- (6) 会則の変更の検討

- (7) 特別委員会の設置及び委員、委員長の選任
- (8) 全体会議の開催請求
- (9) 市との間で開催する連絡調整会議への出席者の選任
- (10) 市外からの参加申し込みの承認

6 事務局

事務局に事務局長を置きます。任期は2年間とし、再任を妨げないこととします。事務局長は各部の事務担当者と共に、パートナーシップ21の運営に関する事務局機能を果たします。

7 会計

会計に担当者を2名置きます。任期は2年間とし、再任は妨げないこととします。会計はパートナーシップ21の経理を担当するとともに、その透明性を確保します。会計に会員名簿と役員名簿、会計帳簿を備えます。

8 広報

広報に担当者を置きます。任期は2年間とし、再任は妨げないこととします。広報は、運営委員会や各グループなどの活動に関する情報公開や広報を担当し、市と協働して環境広報誌の発行や、インターネット、FMアップルウェーブ等の広報メディアを活用した広報に努めます。

9 特別委員会

各グループに共通する問題への対応や、事業運営等に必要な場合、特別委員会を設置します。特別委員会の委員長、委員の任期は運営委員会で定めることとします。

10 グループ及び事業

グループは市と協働して弘前市の環境分野に関する事業を推進する。必要に応じてグループを新設、改廃することができることとします。グループの主な事業は下記のとおりとします。

- (1) 生活環境グループ（ごみ、リサイクル、消費生活等）
- (2) 農業環境グループ（自然循環型農業等）
- (3) 快適・文化環境グループ（まちづくり、歴史的文化遺産保全、景観、都市計画等）
- (4) 自然環境グループ（だんぶり池、自然観察、環境学習等）
- (5) 地球環境グループ（地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギー、環境学習等）
- (6) エコクラブ（自然観察、水質調査、壁新聞作り等）

11 グループの運営

グループにグループリーダー及びサブリーダーを置きます。リーダーはグループを代表し、グループの運営にあたります。サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故ある時は、その役割を代行します。リーダー及びサブリーダーは、各グループで所属員（入会申込書で申し出たグループ情報別）の中から選出するものとします。リーダー及びサブリーダーの任期は2年間とし、再任は妨げないこととします。

また、各グループでは事務及び広報の担当者を選出し、各グループの庶務、記録等に当たるとともに、担当者はそれぞれ事務局、広報の運営に協力することとします。

12 会費

- (1) 会費は1年1世帯1000円とし、連絡事務費及び運営費の補助として活用します。残金が出た場合は次年度に繰り越し返金はしません。
- (2) 会費納入は会計に直接納入か銀行振り込みとします。その際にかかる振り込み料は本人負担とします。

13 運営費用・監査

運営費用は会費及び協賛金、寄付金、補助金等によりまかなうこととします。会計年度は、4月1日から翌年3月31日とし、会計の監査を行うため、監事2名を運営委員会で選任することとします。

14 パートナーシップ21の事務局所在地

パートナーシップ21の事務局は当面、次の所へ置きます。

弘前市大字上白銀町1-1 弘前市環境課環境保全係 気付

付則

- 1 本会則に規定のない事項については全体会議の議決を経て別に定めるものとする。
- 2 本会則は平成14年2月16日から実施する。

平成20年6月14日一部改正

平成26年6月7日一部改正

平成28年6月4日一部改正

令和元年6月8日一部改正

(3) ひろさき環境パートナーシップ21役員名簿（令和6年度）

役職名		氏名	備考
代表		鶴見 實	弘前大学名誉教授
副代表		須々田秀美	公益社団法人日本山岳会青森支部長・元中学校教諭
事務局長		白戸久夫	元弘前市職員
広報		齋藤秀光	ガウスプランニング（株）代表取締役
会計		須藤 まゆみ	元中学校教諭
		白戸 久夫	元弘前市職員
監事		太田 雄三	（株）伸和産業代表取締役
		澁谷 亨	（有）造景工房代表取締役
快適・文化環境グループ	GL	須藤 弘敏	弘前大学名誉教授
	SL	高杉 淑子	
自然環境グループ	GL	須々田 秀美	公益社団法人日本山岳会青森支部長・元中学校教諭
	SL	溝江 曙美	
生活環境グループ	GL	川越 誠子	
	SL	山崎 則子	
地球環境グループ	GL	佐久間 貴也	弘前大学環境サークルわどわ
	SL	楠美 紀公	弘前大学環境サークルわどわ
エコクラブ	GL	齋藤 秀光	ガウスプランニング（株）代表取締役
	SL	山谷 由紀子	
農業環境グループ			活動休止中

※GL：グループリーダー SL：サブリーダー

2024年4月1日現在 会員73名（含む3事業所2団体）＋家族会員28名 ＝101名

(4) 入会申込み

入会申込書の提出先 … 〒036-8551

弘前市大字上白銀町1-1

弘前市環境課環境保全係

ひろさき環境パートナーシップ21 代表 鶴見 實

TEL：0172-36-0677 FAX：0172-37-7271

※ HEP21の情報は、弘前市のホームページにも掲載しております。

(5) 2024 (令和6) 年度HEP21 活動報告

- 4月7日 自然環境グループ だんぶり池作業始め
- 4月14日 第21回まちかど広場クリーン大作戦 9時～ 会員（弘大わどわ8名・クボタ環境エンジニアリング（株）12名・城東保育園等含む）42名、（株）サンデー10名、計52名参加、市内8箇所のまちかど広場（① 亀甲町広場 ② 交通広場 ③ 和徳広場 ④ 追手門広場（3コース）⑤ 新寺町広場 ⑥ 下白銀町広場 ⑦ 松森町広場 ⑧ 弘大正門）から土手町蓬莱広場までのクリーン大作戦（ごみ拾い活動）を実施、追手門広場からは3コースに分かれてスタート



- 5月1日 YouTubeのHEP21公式チャンネルバナー写真部にセブン-イレブン記念財団のロゴマークと掲載文を表示、活動ダイジェストの画面下にも、ロゴマークと掲載文を表示。だんぶり池掲示板に、セブン-イレブン記念財団のロゴマークと掲載文を掲示。
- 6月9日 第21回身近な水環境の全国一斉調査 エコクラブ 20名参加
樋の口浄水場ラバーダム取水口付近、岩木川せせらぎ広場付近、土淵川中三下流付近の3ヶ所で水質調査



- 6月20日 地球環境グループ・弘大わどわ まちなかホテルマップ調査開始
～7月31日迄 広報ひろさき6月15日号・市ホームページ掲載

- 6月22日 全体会議 13:30～ 市役所三階防災会議室 19名参加（環境課2名）
ウェブ講演会 「脱炭素に係る国の取組や方針について」
環境省東北地方環境事務所地域脱炭素創生室長 嶋田 章 氏
ウェブ会議 嶋田氏とHEP21会員（15名参加）との意見交換会
「ゼロカーボンシティ実現のための具体策について」
- 6月27日 小沢小学校だんぶり池観察会 8:45～11:30 68名参加



- 7月13日 だんぶり池ホタル観察会 18時～20時 33名参加（うち弘大わどわ 15名）



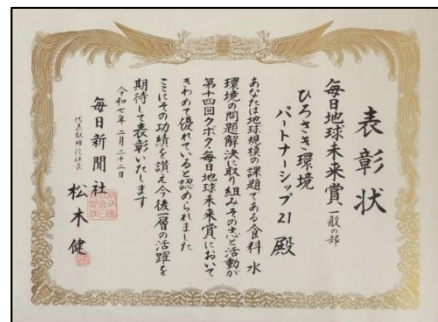
- 7月18日 城東保育園だんぶり池観察会 33名参加



- 7月24日 FMアップルウェーブ「津軽いじん館」16:30~17:00 (再放送 19:00~19:30)
鶴見代表とパーソナリティ(倉田和恵さん)との対談「HEP21について」
「だんぶり池づくりについて」「自然は未来からの借りもの」etc.
- 11月3日 自然環境グループ だんぶり池作業納め
- 11月30日~12月1日 各日 10:00~16:00 HEP21 (後援)弘大わどわ(協力)
「Efestival (いいフェス)」開催 主催:いいフェス実行委員会
青森銀行記念館横の弘前市民中央広場にて、衣類ごみを減らすため古着の回収活動並びに、輸出に頼らない古着の地域内循環と地域活性化を目指す活動を実施、
- 12月18日 環境課「ゼロカーボンシティひろさき推進協議会設立準備会」開催
鶴見代表出席
- 2月1日 自然環境グループ だんぶり池アニマルトラッキング 9時 5名参加



- 2月22日 第14回クボタ・毎日地球未来賞活動報告会・表彰式・交流会 14時~
毎日新聞社大阪本社 B1F オーバルホールにて
HEP21「弘前だんぶり池づくり」が「毎日地球未来賞」(大賞)
(賞金 100万円)を受賞・受賞記念活動報告会・表彰式・記念撮影・交流会



- 2月23日 市民協働交流まつり 10:30~14:30 ヒロロ三階ヒロロスクエア
エコクラブ・地球環境グループが展示参加
- 3月18日 小沢小学校カレンダー贈呈式 10:20 4年生全員に A2 判カレンダー贈呈、
3年生全員にも A3 判カレンダー贈呈



- 3月22日 自然環境グループ 第17回自然環境学習会開催
 弘前大学農学生命科学部 4階 402 講義室 59名参加
 主催：ひろさき環境パートナーシップ（HEP）21自然環境グループ
 共催：弘前市
 対象：一般市民・入場無料・事前申込不要
- 3月23日 こどもエコクラブ全国フェスティバル2025 10:00~15:30
 大阪府咲洲（さきしま）庁舎コスモタワー
 HEP21エコクラブ10名参加 山谷日向子さん絵日記部門優秀賞受賞



- 3月25日 毎日地球未来賞受賞報告 櫻田市長表敬訪問

3. エコストア・エコオフィス認定制度

(1) 制度目的

事業活動において率先してごみ減量化・資源化等、環境に配慮した活動を行っている店舗又は事務所を、エコストア又はエコオフィスとして認定し、その取組を推奨することにより、市内事業者の環境への意識を高め、市民と一体となった行動を促進し、環境にやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

(2) 制度の概要

エコストア・エコオフィス認定制度は、市が募集し、認定を希望する店舗・事務所からの申請に対して、認定の基準を満たす場合に認定し、認定証とステッカー・ポスターを交付します。市は、認定店舗・認定事務所を市のホームページ等を通じて紹介します。

(3) 認定の基準

次の①～⑤全てを満たしている店舗・事務所が認定される。

①事業活動に伴い排出される廃棄物を適正に処理していること。
②ごみ減量への取組として次の各号に掲げる取組のいずれかを行っていること。 <ul style="list-style-type: none">・簡易包装の推進（エコストアのみ）・量り売りの推進（エコストアのみ）・買物袋等持参運動（エコストアのみ）・刊行物、チラシ、事務用紙等の紙使用量削減・使い捨て容器(トレイ等)の使用削減・その他ごみ減量の取組として市が認める活動
③リサイクル、リユース(再使用)の推進として次の各号に掲げる取組のいずれかを行っていること。 <ul style="list-style-type: none">・資源物の分別回収・再生利用品・再生品の販売促進、優先的使用・その他リサイクル、リユースの取組として市が認める活動
④省エネルギー、有害物質削減への取組として次の各号に掲げる取組のいずれかを行っていること。 <ul style="list-style-type: none">・節電、節水等の取組・省エネルギー機器の導入・燃料使用量の削減・低農薬・有機栽培農産物の販売・低公害車、低燃費車の導入・その他省エネルギー、有害物質削減の取組として市が認める活動
⑤地域活動への参加、啓発活動等として次の各号に掲げる取組のいずれかを行っていること。 <ul style="list-style-type: none">・従業員への研修・地域の資源回収活動への協力・顧客に対するごみの減量化、資源化等の情報提供・取引先への環境の保全等に関する働きかけ・その他市が認める活動

(4) 事業の実施状況

平成13年2月9日 認定制度要綱告示

平成13年2月15日 エコストア・エコオフィスマーク公募開始 ※ 広報ひろさきに掲載

平成13年3月22日 エコストア・エコオフィスマーク決定

平成13年10月15日 第1回目の認定証交付。(エコストア1件、エコオフィス4件)

平成24年8月1日 要綱改正。6年間継続して認定を受けている事業所を

「優良認定事業所」とする規定を設ける。

「優良認定事業所」は、認定期間が4年間となる。(通常は2年間)

エコストア・エコオフィス認定箇所一覧 (令和7年3月31日時点)	
<p>◎エコストア優良認定店</p> <ol style="list-style-type: none">1. 弘前事務機器商会2. マックスバリュ安原店3. ユニバース堅田店4. ユニバース南大町店5. ユニバース城東店6. 生活協同組合コープあおもり和徳店7. マックスバリュ樋の口店8. マックスバリュ岩木店9. ヤマト運輸弘前白銀センター10. ヤマト運輸弘前城東センター11. ヤマト運輸弘前城南センター12. ユニバース樹木店13. ユニバース松原店14. 生活協同組合コープあおもり松原店	<p>◎エコストア認定店</p> <ol style="list-style-type: none">15. 生活協同組合コープあおもり西弘店

エコストア・エコオフィス認定箇所一覧（令和7年3月31日時点）

◎エコオフィス優良認定事務所

1. S・K・K情報ビジネス専門学校
2. 南建設
3. 伸和産業
4. セントラル技研
5. 装美舎
6. 弘前事務機器商会
7. リコージャパン青森支社
青森営業部弘前営業所
8. ビジネスサービス弘前支店
9. ゴールドバック青森工場
10. 弘前航空電子
11. 丸勘建設
12. タムロン青森工場弘前サイト
13. 小山田建設
14. エルシィホーム
15. キヤノンプレジジョン本社・北和徳事業所
16. キヤノンプレジジョン北和徳第二事業所
17. 弘前水道
18. オリパスメディカルサイエンス販売
弘前営業所
19. 北星交通
20. キタコン
21. 三光化成弘前工場
22. ニッカウキスキー弘前工場
23. 青森みちのく銀行弘前市役所出張所
24. 特別養護老人ホーム白寿園
25. デイサービスセンター白寿園
26. 青森みちのく銀行親方町支店
27. 青森みちのく銀行津軽和徳支店
28. 青森みちのく銀行弘前南支店
29. 青森みちのく銀行弘前駅前支店
30. 青森みちのく銀行弘前東支店
31. 青森みちのく銀行北大通支店
32. 青森みちのく銀行松原東支店
33. 東管サービス
34. 大成コンサル
35. 日本パルスモーター岩木工場
36. 障害者支援施設千年園
37. 北村技術
38. 共立設備工業
39. 共立寝具神田工場
40. 弘前ドライクリーニング工場
41. 田中工務店
42. 東奥信用金庫本店
43. 東奥信用金庫下町支店
44. 東奥信用金庫大町支店
45. 東奥信用金庫和徳支店
46. 東奥信用金庫岩木支店
47. 東奥信用金庫富田支店
48. 東奥信用金庫石川支店
49. 東奥信用金庫浜の町支店
50. 東奥信用金庫城東支店

51. 富士建設
52. 青森みちのく銀行弘前営業部
53. 青森みちのく銀行下土手町支店
54. 青森みちのく銀行城東支店
55. 青森みちのく銀行石渡支店
56. 青森みちのく銀行松原支店
57. 青森みちのく銀行堅田支店
58. 青森みちのく銀行松森町支店
59. 青森みちのく銀行岩木支店
60. マル長
61. 猪股建設
62. 東邦設備工業所
63. OKリフォーム対馬
64. 中村弘前
65. 工藤工務所

◎エコオフィス認定事務所

66. 弘果弘前中央青果
67. 弘前公益社
68. マルマンコンピュータサービス
69. 明治安田システム・テクノロジー
弘前開発センター
70. めいどいんひろさき

4. 弘前市地球温暖化防止率先行動計画

(1) 計画策定の趣旨

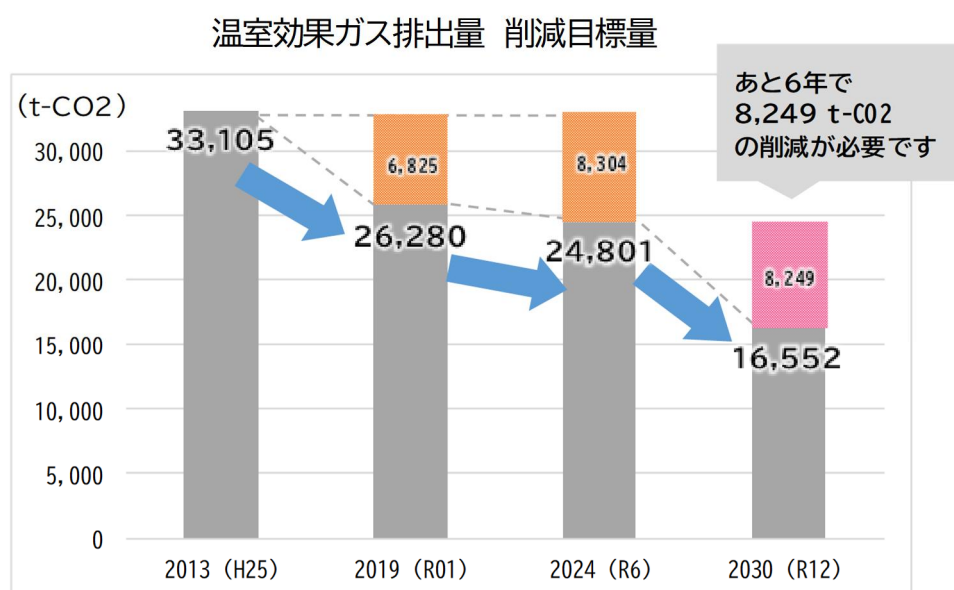
地球温暖化は、私たちが直面している様々な地球環境問題の中でも重大かつ緊急の課題となっており、1997年12月に開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）では、先進国等から排出される温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書が採択されました。

1998年10月に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスの排出抑制等に向けた国、地方公共団体、事業者及び国民の責務が定められ、その中で、地方公共団体には事務・事業に伴う温室効果ガス排出抑制等のための計画（実行計画）の策定が義務づけられています。このため、弘前市は、平成18年4月、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制し、市民や事業者の行動の模範となるよう、弘前市地球温暖化防止率先行動計画を策定し、環境負荷の低減に取り組んでいます。

(2) 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標は、国の地球温暖化対策計画の目標水準とし、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で50%の削減を目指します。

2013（平成25）年度比50%の削減のためには、2013年度の温室効果ガス排出量33,105t-CO₂から16,553t-CO₂削減する必要があります。2024（令和6）年度の温室効果ガス排出量24,801t-CO₂時点では、8,304t-CO₂（2013年度比25.1%）が削減されました。2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの6年間で、残り8,249t-CO₂の削減が必要です。

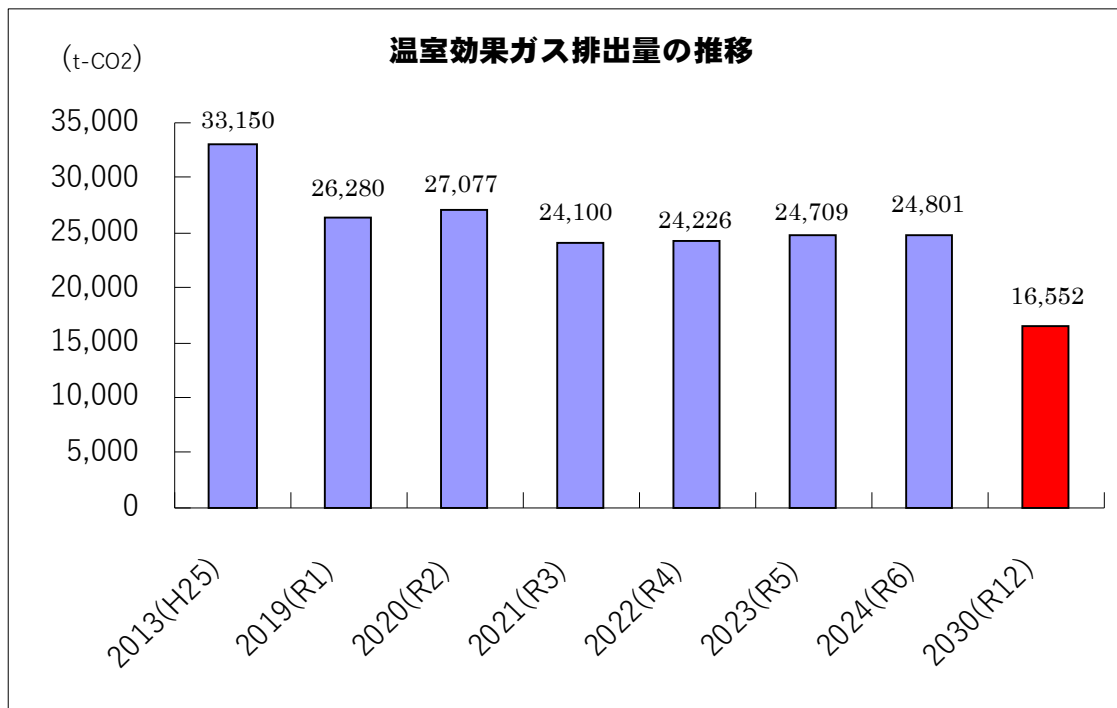


■削減目標量	16,553
■現在の削減量	8,304
■目標までの削減量	8,249

(3) 2024 (令和6) 年度進捗状況

2024 年度における市の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの排出量の推計は、24,801t-CO₂ となりました。これは、弘前市地球温暖化防止率先行動計画の基準年度としている 2013 年度における排出量 (33,105t-CO₂) から 25.1%減少しました。

①温室効果ガス排出量の推移



②温室効果ガス排出量の起源別の推移

温室効果ガスの排出量を排出起源別にみると、2013 年度に比べ、公用車 12.5%、電気の使用 30.3%、施設等の燃料の使用 14.8%の削減となっています。

	公用車 (t-CO ₂)	電気の使用 (t-CO ₂)	燃料の使用 (t-CO ₂)	合計 (t-CO ₂)
2013 年度	874	22,008	10,223	33,105
2019 年度	454	16,800	9,026	26,280
2020 年度	551	16,884	9,642	27,077
2021 年度	653	14,350	9,097	24,100
2022 年度	795	14,631	8,800	24,226
2023 年度	724	14,882	9,103	24,709
2024 年度	765	15,331	8,705	24,801
構成比	3.1%	61.8%	35.1%	100.0%
2024/2013	-12.5%	-30.3%	-14.8%	-25.1%
2024/2023	5.7%	3.0%	-4.3%	0.03%

5. 熱中症対策

1 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）・涼み処の概要

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）は、6月から9月までの間、クーリングシェルターとして指定し、熱中症特別警戒情報（暑さ指数が県内の全観測地点において35に達すると予測される場合）が発令された場合、または弘前市において暑さ指数が35に達すると予測される場合に開放。涼み処は、暑さ指数の程度に関わらず、普段から涼み目的で利用できるもの。

令和6年度は、クーリングシェルター3カ所（本庁舎、岩木総合支所、相馬総合支所）、涼み処52カ所（公共施設・10 郵便局・35 商業施設・7）。



管-1



2 運用状況等の周知

運用状況等については、HP 及び公式 X で随時公表。
広報ひろさき、市民だよりでもお知らせ。

3 熱中症対策普及団体

環境省「熱中症対策普及団体の指定に関する手引き」に基づき、令和6年8月26日から弘前市熱中症対策普及団体の指定等に関する事務取扱要綱を施行し、ホームページへ掲載、募集を開始。



4 熱中症警戒情報等の発令状況

青森県は、令和6年8月23日の1日のみ熱中症警戒アラート（暑さ指数33）が発令（2023年度は16回。）ただし、当日の実際の暑さ指数の最高値は、14時で29.8。

第9章 弘前の名水

1. 「名水」の選定

近年、水に対する関心は全国的に高まっており、清流や清水を保全する地域活動などが盛んに行われています。こうした状況の中で、環境庁（現在の環境省）は昭和 60 年に全国から「名水百選」を選定し、弘前市からは「富田の清水」が選定されました。選定の主旨としては、「身近な清澄な水で、古くから地域住民の生活に融け込み、住民自身の手によって保全活動がなされてきたものを再発見するとともに、これを広く国民に紹介する」ことで、国民に水質保全と水環境の保護を呼び掛けようとするものです。

また、県もこの主旨に沿った形で昭和 61 年から「私たちの名水」を選定しており、弘前市では 7 ヶ所の清水が選定されています。

2. 名水保全の施策

「名水」選定以後の保全施策は以下のとおりです。

- ・昭和 60 年 9 月 「御膳水」の湧水復元工事
- ・昭和 62 年 7 月 60 年から「富田の清水」が枯渇し始めたため、地下水調査を実施
- ・平成 元年 4 月 市制 100 周年記念施設事業として「富田の清水」周辺整備事業を実施することとし、実施設計を始める
- ・平成 元年 8 月 実施設計の資料として「富田の清水」周辺の地下水水位の測定調査を行う
- ・平成 2 年 2 月 「富田の清水」周辺整備事業の実実施設計が完成
- ・平成 2 年 10 月 「堂ヶ平桂清水」整備事業（市で補助）が完成
- ・平成 2 年 11 月 「御膳水」整備事業（市で補助）が完成
- ・平成 3 年 11 月 「富田の清水」復元工事着工
- ・平成 4 年 3 月 「富田の清水」復元工事竣工
- ・平成 7 年 6 月 「御膳水」渇水対策業務委託（平成 8 年 3 月まで）
- ・平成 7 年 7 月 「富田の清水」が紙漉町共有会より市に寄贈される
- ・平成 7 年 8 月 「お茶の水」整備事業（市で補助）が完成
- ・平成 7 年 9 月 「富田の清水」紫外線殺菌装置設置工事竣工
- ・平成 12 年 6 月 「堂ヶ平桂清水」整備事業（市で補助）が完成
- ・平成 25 年 2 月 「富田の清水」紫外線殺菌装置修繕工事实施
- ・令和 7 年 11 月 「富田の清水」ポンプピット水位計交換工事实施

3. 各名水の概要

(1) 富田の清水（しっこ）

（昭和 60 年 4 月 国指定「名水」）

紙漉に良いということで、1686 年に津軽四代藩主の津軽信政が熊野吉兵衛とその弟子に使わせたのが始まりで、昭和の初めごろまでは紙漉として利用され、その後は市民の生活用水として使われました。「富田の清水」には 6 つの水槽が並んでおり、1 番目と 2 番目は飲用、3 番目は米や青物洗い、洗面用、4 番目は紙漉の材料や漬物樽をつける用途として、5 番目と 6 番目は洗濯用や足洗い用などの使用の決まりがありました。

所在地：紙漉町
管理者：弘前市（環境課）



(2) 御膳水

（昭和 60 年度 県指定「私たちの名水」）

1704 年、清水沿いにお茶屋ができ、明治 14 年に天皇が行幸されたときに、料理・お茶にこの水を使用しました。これを記念し、昭和 8 年に「御膳水」の記念碑が建てられ、以後、付近の稲荷神社の氏子に払い下げられました。

なお、御膳水については、地下水の流れの変化により、流量が不足して湧水している状況が多く、また、殺菌消毒していませんので、飲料の用途には適していません。

所 在：吉野町
管理者：稲荷神社の氏子

(3) 御茶水

(昭和 61 年度 県指定「私たちの名水」)

明治 14 年、天皇が行幸された折、湧水で御茶を召したことから「御茶水」と名づけられました。また、これを記念して「明治天皇御料御茶水」の石碑が建立されています。「御茶水」は尾開山の東側にあたる標高約 250m の杉林に囲まれて位置しており、入山者や農家の方々が飲水として利用しています。

所 在：石川字西ノ沢
管理者：石川町会

(4) 堂ヶ平桂清水

(昭和 62 年度 県指定「私たちの名水」)

鎌倉時代初期に、この地方に大きな勢力を誇った熊野系修験の福王寺跡と言われている場所で、藩政期には金光山市応寺という修験の寺が置かれ、一大修験場として栄えたと言われています。現在も往時をしのぶものとして種々のほこらが安置されており、林道の行き当たりには「桂清水」と彫られた石標があります。清水はカツラの老木の間から湧き出ており、飲水として用いられ、参詣者の浄水に用いられ、参詣者の浄水に用いられています。

所 在：大沢字堂ヶ平
管理者：大沢町会

(5) 清水（きよみず）観音水

(昭和 62 年度 県指定「私たちの名水」)

清水観音堂は、明治 3 年の神仏分離により現在多賀神社となっていますが、古くからの観音信仰霊場であり、社殿は京都清水観音の舞台を模して建立されています。津軽三十三観音の第二番礼所となっており、訪れる巡礼者も多いです。清水は御堂の背後の巨岩の間から湧き出ており、参道沿いに流れ、参詣者の飲水や浄水として用いられています。また近隣の住民がパイプで引水し、飲料水や生活用水として利用されているほか、灌漑用水としても利水されています。

所 在：桜庭字外山
管理者：桜庭（門前）小規模水道組合

(6) 御神水

(昭和 60 年度 県指定「私たちの名水」)

津軽の総鎮守「岩木山神社」は、今から 1200 年前の宝亀十一(七八〇)年に創建されました。岩木山を真正面に望みながら、石畳でできた緩やかな傾斜の参道を登って行くと、「楼門」の手前右奥に「御神水」があります。高さ 2 メートルほどもある石柱の三方から勢いよく水が流れ落ち、水は冷たく水量も多いです。また、この場所は昔から神域とされてきており、人々はこの水で身体についている罪や穢れを浄め入山します。それを象徴するのが津軽の年中行事の中でも最大級の「お山参詣」です。

所 在：百沢字寺沢
管理者：岩木山神社

(7) 小杉沢の湧水

(昭和 61 年度 県指定「私たちの名水」)

約 600 年前、岩木山東北麓(国有林)の小杉沢に湧出する水源を基礎に開田が進められたという故事来歴があり、同地区には土地改良区で管理している水祖神社といわれる水神様があります。小杉沢湧水は、俗称「男壺」、「女壺」と呼ばれる 2 ヲ所の湧壺があり、湧出量はそれぞれ約 4,000m³/日と豊富で、水も冷たく水質も良好です。

「女壺」は弘前水道事業(西部地区)の水源地(取水施設の中に位置することから見ることにはできない)となっており、各家庭の生活用水等に利用されています。また、「男壺」は「女壺」の湧水の一部と沢で合流し、灌漑用水などに広く用いられています。

所 在：百沢字東岩木山
管理者：弘前北部土地改良区

(8) 羽黒神社霊泉(はぐろさまのしっこ)

(昭和 62 年度 県指定「私たちの名水」)

「羽黒神社霊泉」は、その昔、坂上田村麻呂が蝦夷征伐の際、眼病を患い、霊夢によりこの泉を探しあて、その水で洗眼したところ平癒したとされています。その言い伝え通り、昔からこの水で眼が治った人は数多くいると言われ、今でも「羽黒様は眼の神様」だと信じて訪れる人は多くいます。以後、この霊泉は禊水、洗眼及び飲料として利用されています。

所 在：宮地字宮本
管理者：羽黒神社

第 10 章 弘前市斎場の概要

1. 施設の概要

(令和7年3月31日現在)

- 名称 : 弘前市斎場
住所 : 青森県弘前市大字常盤坂二丁目20番地1
電話番号 0172-32-0643
- 用地面積 : 21,875.01m²
建築延面積 : 1,629.32m²
構造 : 鉄筋コンクリート造平屋建一部2階建
屋根 : 耐候性鋼板葺
火葬炉 : 6基(燃料:灯油)
動物炉 : 1基(燃料:灯油)
施設内容 : 炉前ホール、エントランスホール、待合ホール、収骨室、霊安室、
一般待合室、有料待合室(5室)、事務室、作業室、駐車場、
職員 : 斎場長1名、主事(再任用)1名、看守長1名、看守4名、会計年
度任用職員(事務員)3名、会計年度任用職員(作業員)2名
休場日 : 1月1日
新築事業 : 昭和57年7月1日～昭和58年9月30日
総工事費 : 631,879,000円



2. 斎場の利用状況

(単位：人、件)

区 分	火 葬 数							胞 衣 その他	有料待合 使用件数	小動物 焼 却
	総 数	大 人		小 人		死産児				
		市内	市外	市内	市外	市内	市外			
元年度	2,276	2,138	114	3	0	18	3	33	2,019	1,410
2年度	2,330	2,206	106	3	1	14	0	37	2,032	1,472
3年度	2,520	2,394	109	5	0	11	1	37	2,162	1,430
4年度	2,555	2,374	158	4	0	17	2	29	2,133	1,372
5年度	2,560	2,417	128	1	0	13	1	35	2,207	1,307
6年度	2,487	2,328	133	5	1	18	2	39	2,123	1,334

3. 斎場使用料

・人体等

(単位：円)

区 分	大 人	小 人 (満10才未満)	死 産 児	胞衣・その他	待合室 室 料
市 内	6,000	4,000	2,000	1,000/10kg	2,200
市 外	30,000	20,000	10,000		4,400

・愛がん動物

(単位：円)

区 分	単 位	金 額		
		市の住民	他市町村の住民	
焼骨を引き取る場合	1 体	6,600	13,200	
焼骨を引き取らない場合	1 体	5 kg 未満	2,200	4,400
		5 kg 以上10kg 未満	2,750	5,500
		10kg 以上15kg 未満	3,300	6,600
		15kg 以上20kg 未満	3,850	7,700
		20kg 以上25kg 未満	4,400	8,800
		25kg 以上30kg 未満	4,950	9,900
		30kg 以上35kg 未満	5,500	11,000
		35kg 以上40kg 未満	6,050	12,100
		40kg 以上	6,600	13,200

第 11 章 弘前霊園の概要

1. 施設の概要

- 名 称 : 弘前市墓地公園 (冬季閉鎖 : 12月16日～翌年3月15日)
- 位 置 : 弘前市大字小沢字井沢43-3
- 敷地面積 : 158,925 m²
- 着工及び竣工 : 昭和57年9月着工、昭和59年10月竣工
- 工 事 費 : 10億8,470万円
- 施 設 内 容 : 墓域、合葬墓、管理事務所 (1棟)、駐車場、トイレ (3カ所)、貯溜池、植樹帯ほか
- 造成済区画数 : 第1種 4 m² 3,080区画
(分譲可能区画数) 第2種 6 m² 748区画
- 永代使用料 : 第1種 280,000円 (中央2区B及びCは300,000円)
第2種 420,000円
合葬墓 60,000円
- 管理手数料 : 第1種 : 2,530円 第2種 : 3,300円

2. 分譲の状況(令和7年3月31日現在)

(1) 一般墓地

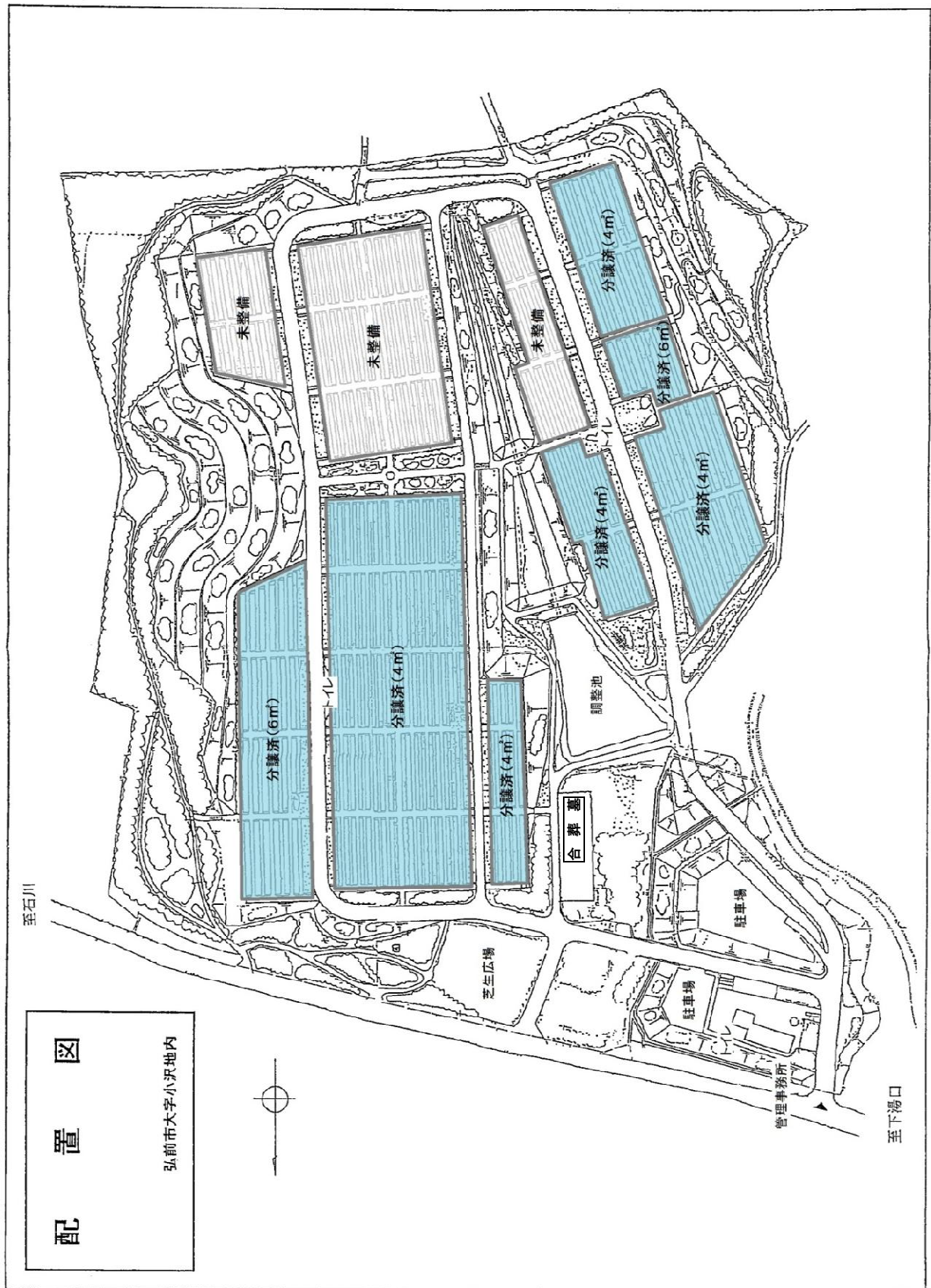
区 分	造成済 (区画)	分譲数 (区画)		返還数 (区画)	分譲済区画 (区画) [a + b - c]	分譲率 (%)
		昭和58～ 令和5年度 [a]	令和6年度 [b]	令和6年度 [c]		
第1種 (4m ²)	3,080	3,053	14	35	3,032	98.4
第2種 (6m ²)	748	739	1	8	732	97.9
計	3,828	3,792	15	43	3,764	98.3

(2) 合葬墓 (平成30年8月1日より供用開始)

項 目	区 分	～令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
埋蔵許可数	焼骨保持者	467	148	183	915
	生前申込者	99	11	7	

※生前申込について、令和3年度は新型コロナウイルス感染防止対策を優先し、申込者全員に使用を許可した。

3. 墓地分譲状況図



第 12 章 參考資料

1. 清掃事業のあゆみ

(1) 旧弘前市

年号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
明治22年	4	市制施行				
明治33年	3	汚物掃除法公布				
昭和10年				荷馬車12台で収集し、2ヶ所の焼却炉で焼却		
昭和12年			11	弘前市ごみ焼却場完成 (処理能力:10,000貫/日)		
昭和26年					7	し尿汲み取り業者発足
昭和29年	3	(厚生課)			10	清掃法に基づいて、汚物取扱業の許可
	7	清掃法施行				
昭和30年				収集にトラック3台を導入し、荷馬車7台と計10台で収集	10	し尿収集料金を1800当たり100円に
昭和31年	4	弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行			11	和徳し尿処理場の建設に着手 (処理能力:54kℓ/日)
昭和33年					2	和徳し尿処理場の完成
					4	し尿処理施設投入手数料を1800当たり25円にし尿収集料金を1800当たり120円に
昭和35年		(衛生課)		収集車が全車トラックに (大型1台・中型3台・小型3台)		
昭和36年			4	収集に機械車1台が導入	6	し尿処理施設を増設 (処理能力:108kℓ/日)
					7	し尿収集料金を1800当たり130円に
昭和37年	2	弘前地区環境整備事務組合発足(5町2村)				
	6	事務組合に弘前市が加入				
昭和38年					1	し尿処理施設を事務組合へ移管
					4	し尿収集料金を1800当たり150円に
昭和39年	8	事務組合に相馬村が加入 (1市5町3村)			1	和徳し尿処理場、増設工事完成 (処理能力:144kℓ/日)
					8	し尿収集料金を1800当たり180円に

年号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和40年			3	弘前市塵芥焼却場建設に着手 (処理能力:50t/8h)		
昭和41年			6	弘前市塵芥焼却場完成	3	し尿収集料金を1800当たり210円に
昭和42年			5	市街地の分別収集を開始、 田園地区の不燃ごみの収集も開始する	12	し尿浄化槽清掃業の許可を行う(1社)
			7	収集車が全車両機械車に更新		
昭和43年		(民生部衛生課)		弘前市塵芥焼却場で2交代制を実施 (処理能力:100t/16h)	4	和徳し尿処理場を中央衛生センターに改称
					6	し尿収集料金を1800当たり245円に
					10	南部衛生センター完成 (処理能力:54kl/日)
昭和44年	12	事務組合でゴミ処理を共同事務に加える		ポリ袋による収集開始		
昭和45年			6	埋立地用として、ブルドーザーを購入	7	し尿収集料金を1800当たり280円に
昭和46年	4	(環境部清掃課)	10	南部焼却場、北部焼却場が完成 (処理能力:30t/8h)	4	し尿集団定期汲み取り制度を開始
	9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行				
昭和47年			4	田園地区のゴミ収集業務を2業者に委託	12	し尿収集料金を1800当たり320円に
			8	弘前市塵芥焼却場を事務組合に移管し、中央焼却場に改称		
			12	原ヶ平不燃物処理場が完成 (破碎・圧縮各15t)		
昭和48年			4	不燃ごみ(金物ごみ)の分別収集を開始 弥生理立地埋立開始	6	公共下水道供用開始
					10	南部衛生センター増設工事完成 (処理能力:124kl/日)
昭和49年					4	し尿収集料金を1800当たり430円に
昭和50年					7	し尿収集料金を1800当たり560円に
昭和51年			7	中央焼却場が24時間運転体制に (処理能力:150t/24h)		
			8	弥生理立地閉鎖		
			10	大石埋立地埋立開始 中央清掃工場建設に着手		

年号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和52年			4	市内全て計画収集区域に	8	し尿収集料金を1800当たり700円に
昭和53年			3	中央清掃工場が完成 (処理能力:240t/24h)		
			4	中央焼却場廃止		
			7	弥生水処理施設完成		
			12	大石水処理施設完成		
昭和54年	9	第1回環境美化表彰式を開催	4	資源ごみ回収運動推進報償金を制度化し、1kg当たり2円とする 小4社会科副読本「ごみとわたしたち」作成	1	し尿浄化槽清掃業の許可を新たに2社に対し行う
	10	弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(全部改正)施行	12	ごみ処理(埋立、焼却)の有料制を実施 ごみ収集運搬業9社に対し許可を行う		
昭和55年			7	清掃事業所新築工事着工	10	し尿収集料金を1800当たり850円に
昭和56年			7	清掃事業所完成	8	新衛生センター建設工事着工
昭和57年	5	全国都市清掃会議東北地区協議会総会が弘前市で開催される	10	埋立地第1次整備事業用地取得		
昭和58年			9	埋立地第1次整備事業着工	5	し尿浄化槽清掃業の許可を新たに2社に行う
					10	新中央衛生センター完成(処理能力:220kℓ/日)
昭和59年					7	し尿収集料金を1800当たり930円に
昭和60年	5		6	埋立地第1次第1区画使用開始 大石埋立地を閉鎖	4	し尿浄化槽清掃業の許可を新たに1社に行う
昭和61年			10	ごみ収集回数を全市同一とする	11	し尿収集料金を1800当たり980円に
昭和62年	4	(民生環境部環境保全課)	4	ごみ収集業務を、弘前環境管理協同組合に委託	1	桜ヶ丘団地地下水処理場が、下水道に接続される
	10	浄化槽法施行	6	可燃ごみ一時貯留施設完成(10月使用開始)		
			11	埋立地第1次第2区画工事着工		
			12	年末の家庭系ごみ収集を12月30日まで実施		

年号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和63年			4	不燃ごみ収集業務を全面的に業務委託		
			10	埋立地第1次第2区画工事完成		
平成元年			4	粗大ごみ収集を不燃ごみ収集と同日収集で月1回に	11	し尿収集料金を1800当たり1,009円に(内税)(消費税3%による改定)
			8	ごみ処理料金に消費税を導入		
平成2年			4	不燃ごみ(金物類)収集を月2回とする 資源ごみ回収運動推進報償金を、1kg当たり2円50銭に引き上げる		
			9	埋立地第1次第3区画工事着工		
平成3年	9	環境保全事業功労者表彰(名称変更)	4	再生資源回収運動推進報償金を、1kg当たり3円に引き上げる	2	し尿収集料金を1800当たり1,350円に
			9	台風19号による災害廃棄物収集処理		
			11	埋立地第1次第3区画工事完成		
平成4年	7	改正廃棄物処理法施行	4	南部清掃工場が完成(処理能力:140t/24h) 南部・北部焼却場廃止		
			8	埋立地にランドフィルコンパクター導入		
			12	埋立地第2次整備事業着工		
平成5年			12	条例改正(廃棄物減量等推進審議会設置条項追加)		
平成6年			6	第1回審議会開催		
平成7年			2	一般廃棄物処理基本計画策定		
			3	埋立地第2次第1区画工事竣工		
			4	再生資源回収運動推進報償金を、1kg当たり3円50銭に引き上げる 廃棄物減量等推進員モデル地区設置(城西地区、豊田地区)		

年号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成8年			4	「燃えるごみ」を「燃やせるごみ」に、「燃えないごみ」を「燃やせないごみ」に呼称を変更		
			6	埋立地第2次第1区画使用開始		
平成9年			4	埋立処分手数料を改定 再生資源回収運動推進報償金を、1kg当たり4円に引き上げる 廃棄物減量等推進員モデル地区追加（東地区、和徳地区）	4	し尿収集料金を1800当たり1,376円に （消費税5%による改定）
平成10年		（市民生活部環境保全課）	4	びん・ペットボトル分別収集モデル地区設置 （城西町会連合会） 埋立地に油圧式ショベルを導入 発泡スチロール、白色トレイを「燃やせないごみ」へ 廃棄物減量等推進員モデル地区（文京、清水、堀越、二大、桔梗野地区）	5	し尿収集料金を1800当たり1,800円に
平成11年			4	燃やせないごみの収集回数を月1回から月2回へ 廃棄物減量等推進員を市内全地区に設置 再生資源回収運動推進報償金を1kg当たり5円に引き上げる		
			5	びん・ペットボトル分別収集モデル地区の追加（東地区・和徳地区・裾野地区）		
平成12年		容器包装リサイクル法本格施行	4	3分別から12分別に変更 （容器包装リサイクル法に基づく分別収集の実施）		
			9	弘前地区環境整備センター 建設工事着工		
			12	埋立処分場に自走式2軸せん断型破碎機を導入		
平成13年	4	家電リサイクル法施行	4	「その他のプラスチック」の収集回数を月2回から週1回に変更		

年号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成14年	5	建設リサイクル法施行	2	一般廃棄物処理基本計画策定		
			5	新聞・雑がみ類回収ステーションを2か所に設置 (市役所本庁舎、総合学習センター) ※国の緊急雇用対策事業を利用		
			12	弘前地区環境整備センターにおいて、可燃ごみの焼却が開始		
平成15年	10	家庭系パソコンの回収・リサイクルがスタート	4	弘前地区環境整備センターの資源化施設・リサイクルプラザが完成 弘前地区環境整備センター灰溶融炉爆発事故 新聞・雑がみ類回収ステーションを1か所追加、3か所へ (清水交流センター)	3	南部衛生センターが廃止
平成17年		自動車リサイクル法が本格施行	3	新聞・雑がみ類回収ステーションを1か所廃止、2か所へ (清水交流センター)		

(2) 新弘前市

年号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成18年	2	2月27日 新市誕生 (弘前市・岩木町・ 相馬村と合併) (市民環境部環境保 全課)	2	旧弘前市の廃棄物減量等推 進員制度・旧岩木町及び旧相 馬村のごみ分別指導員制度を継 続(1市2制度)	2	し尿収集料金は旧弘前 市、旧岩木町、旧相馬村 現行どおり。(1市3制 度)
			5	新聞・雑がみ類回収ステー ションを1か所追加、3か所へ (土手町分庁舎)		
平成19年			4	再生資源回収運動推進報償金 を1kg当たり4円に引き下げ る		
平成20年			4	12分別から9分別に変更 (びんの色毎の分別を止め、 「その他のプラスチック」を 廃止) 旧岩木町及び旧相馬村のごみ 分別指導員制度を廃止し、市 内全域を廃棄物減量等推進員 制度にする		
			5	第1次埋立処分場を廃止		
			7	新聞・雑がみ類回収ステー ションを2か所追加、5か所へ (岩木・相馬総合支所)		
平成21年					3	茂森町公衆便所廃止
平成22年			2	塵芥車にハイブリッド自動車 (1台)を購入		
			12	塵芥車にハイブリッド自動車 (1台)を購入		
平成23年			2	平成22年度第1回審議会にお いて、「弘前市ごみ処理基本計 画」について諮問		
			5	審議会から「弘前市ごみ処理 基本計画」の答申を受け、基 本計画を策定		
			7	ダンボールコンポストモニタ ー事業開始(モニター募集人 数200名)		
			12	循環型社会形成推進地域計画 の策定		

年号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成24年		(市民環境部環境政策課)	4	9 分別から 11 分別へ変更 (新聞、雑誌・雑がみの分別 収集開始)	1	平成 23 年度第 2 回審議 会において、「岩木・相 馬地区のし尿収集運搬料 金改定」について諮問
					2	審議会から「岩木・相馬 地区のし尿収集運搬料金 改定」の答申を受ける
					4	し尿収集料金を全市 1800 当たり 1,800 円に統一
平成25年		(都市環境部環境管 理課)	3	使用済み小型電子機器のボッ クス回収開始 (回収場所:12 か所)		
平成26年			4	家庭系一般廃棄物収集運搬業 務を全面委託化	2	平成 25 年度第 2 回審議 会開催。(消費税改正に 伴うし尿収集運搬料金改 定について)
			12	埋立処分場第 2 次第 2 区画の 造成工事に着工	4	し尿収集料金を 1800 当 たり 1,852 円に (消費税 8%による改定)
平成27年			4	衣類・布類の拠点回収開始 (回収場所:5 か所) 弘前地区環境整備センターに おいて、燃やせないごみ及び 大型ごみからの使用済み小 型電子機器のピックアップ回収を 開始	9	津軽広域クリーンセンタ ー竣工 (処理能力:116k0/日)
			9	「3R 推進東北大会 in ひろさき 2015」の開催 (主催:環境省東北環境事務 所)		
			10	使用済み小型電子機器の民間 施設でのボックス回収開始、 各出張所での窓口回収開始 (回収場所:12→17 か所へ)		

年号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成28年			3	パソコン・使用済小型家電の宅配便回収開始 (リネットジャパン㈱と連携協定を締結)		
			4	衣類・布類の回収場所を3か所追加 (回収場所:8か所) 一般廃棄物処理基本計画策定、一般廃棄物処分手数料の改定、事業系可燃ごみ(古紙類)の受入制限の実施 平成28年度第1回審議会において、「家庭系ごみの有料化」について諮問		
			9	平成28年度第3回審議会において、「家庭系ごみの有料化」の答申案を審議し、答申を受ける 一般廃棄物処分手数料の改定埋立処分場の重機(ホイールローダー)を更新		
平成29年			3	平成28年度第4回審議会において、「廃棄物処分手数料の見直し」について諮問		
			6	第1回審議会において、「廃棄物処分手数料の見直し」について答申案を審議 「廃棄物処分手数料見直し」について答申を受ける	6	平成29年度第1回審議会において、「し尿収集運搬(汲み取り)料金の評価について」諮問
			7	廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則の一部改正を実施(指定袋についても規定)		
			9	埋立処分場第2次第2区画工事竣工	9	平成29年度第2回審議会において、「し尿収集運搬(汲み取り)料金の評価について」答申案を審議

年号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成29年					10	「し尿収集運搬（汲み取り）料金の評価について」答申を受ける
平成30年			6	埋立処分場第2次第2区画の供用を開始	4	し尿収集料金を180円当たり2,268円に（料金見直しによる改定）
			11	埋立処分場の重機（油圧ショベル）を更新		
平成31年		（市民生活部環境課）	4	11分別から10分別へ変更（「その他の紙」の分別区分を「雑誌・雑がみ」へ統合）		
令和元年			10	ごみ減量化・資源化推進のための町会を対象としたワークショップ「ごみ減量チャレンジ」を各地区で開催。	10	し尿収集料金を180円当たり2,310円に（消費税10%に改定）
			11	衣類・布類の回収場所を1か所追加（回収場所：11か所）		
			12	事業系ごみの搬入規制開始		
令和2年	7	レジ袋有料化スタート	3	衣類・布類の回収場所を1か所追加（回収場所：12か所）		
			4	ごみ出しサポート事業の開始 災害廃棄物処理計画策定		
			6	ミニ・キエーロモニター事業開始（モニター参加人数194名）		
			10	スポGOMI大会 in 弘前開催		
令和3年	3	環境基本計画改定	3	一般廃棄物処理基本計画改定		
			6	ミニ・キエーロモニター事業開始（モニター参加人数148名）		
			10	スポGOMI大会 in 弘前開催 埋立処分場の重機（ブルドーザ）を更新		
令和4年	4	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行	3	食品ロス削減推進計画策定		
			8	大雨による浸水被害が発生し、小友地区に災害廃棄物仮置場を設置		
			11	ECクリーンセンター瑞穂の廃止		
令和6年			3	一般廃棄物処理基本計画改定		
			4	危険ごみの分別収集開始		

旧中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合の沿革

年 号	月	概 要
平成4年	4	中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合発足 (構成町村:岩木町、相馬村、西目屋村) ・ごみ収集業務 ・不燃物等ごみ埋立処分地の整備・管理
平成5年	5	重機購入 (パワーショベル1台、ショベルローダ1台)
	8	重機格納庫管理事務所2棟 (西目屋村高森地区埋立処分場、岩木町新岡地区埋立処分場) 建設工事着工 ごみ簡易焼却炉 (4.6 t/日) 2基 (高森、新岡埋立処分場) 建設工事着工
	11	重機格納庫管理事務所建設工事竣工
	12	ごみ簡易焼却炉建設工事竣工
平成6年	3	事務組合規約の変更が許可される (組合長を管理者に名称変更し、新たに副管理者1名を置く)
	6	一般廃棄物最終処分場調査計画業務委託 (測量、地質、環境アセスメント)
平成7年	4	一般廃棄物最終処分場基本計画、基本設計、整備計画業務委託
平成8年	6	一般廃棄物最終処分場設置届出書の提出
	9	一般廃棄物最終処分場 (土木建設工事、水処理施設建設工事) 着工
平成10年	3	一般廃棄物最終処分場 (土木建設工事、水処理施設建設工事) 竣工 岩木町新岡地区埋立処分場の埋立終了
	6	一般廃棄物処理施設 (自走式せん断機) 設置届書の提出
		自走式せん断機 (ガラパゴスBR300S) 導入
		西目屋村高森地区埋立処分場の埋立終了
	7	「ECクリーンセンター瑞穂」供用開始
		高森地区及び新岡地区埋立処分場の埋立処分終了届出書の提出
	10	金物類 (資源ごみ) ECクリーンセンター瑞穂より(株)シントーへ搬出する
11	一般廃棄物最終処分場観測井戸設置及び水質検査業務委託 (旧処分場)	
平成12年	4	容器包装リサイクル法に基づく資源ごみ分別収集を開始 (空缶、瓶3種類、ペットボトル、その他プラスチックの6品目)
平成14年	4	高森地区及び新岡地区埋立処分場ガス抜き管・場内保有水ボーリング工事完成
	12	一般廃棄物処理施設軽微変更届出 (焼却灰搬入) の提出
平成15年	2	ECクリーンセンター瑞穂への事業系一般廃棄物 (不燃) の搬入停止
	4	容器包装リサイクル法に基づく資源ごみ分別収集 紙類3品目を追加
平成18年	2	3市町村合併の前日 (2月26日) に解散

2. 環境保全のあゆみ

年月日	内 容	備 考
S46. 4. 1	交通公害課発足	
5. 27	大気汚染調査のためデポジットゲージ等設置	
7. 24	休廃鉱山実態調査	仙台通産局
8. 12	土淵川水質調査	継続実施
47. 9. 20	悪臭防止法に基づく規制地域を具申	48. 3. 1 告示
12. 7	環境美化運動第1回打合せ	町会連主催
48. 2. 6	「へい獣処理場等に関する法律」に基づく拡大指定区域を具申	48. 3. 8 告示
50. 4. 10	弘前市公害苦情相談員規定告示	
8. 下旬	市内全域にわたり河川水路の氾らん（消石灰、クレゾールを各町会に配布）	
52. 3. 14	山健ブロック工場の騒音に対する事業主と周辺地元住民との話し合いを行う（市立ち合い）	
4.	墓地需要状況調査（～5月）	
4. 26	河合農薬工場と地元町会との協定成立	
8. 6	寺沢川氾らん（中旬まで消毒薬配布）	
10.	墓地の実態調査（市内各寺院など）	
11.	斑状歯対策及び歯科検診	岩手医科大学 板柳町など
53. 4. 19	寺沢川水質白濁状況調査	
6. 22	山健ブロック工場移転採択（厚生常任委員会）	
8. 20	尾太鉱山休山	
11. 22	尾太鉱山視察	国・県・及び市
25	青南商事ほか7社（廃品回収業及び自動車解体業）の移転用地売買契約締結	
54. 1. 11	仙台鉱山保安監督部及び県へ尾太鉱山に係る要望書提出	
3. 22	尾太鉱山聴聞会（於：仙台市）	
6. 4	旧久度寺鉱山及び尾太鉱山合同調査（4日～5日）	国・県・及び市
7. 10	養豚舎合同実態調査	市内関係機関
8. 29	地域環境美化推進委員会発足	
9. 11	尾太鉱山水質調査	
55. 3. 1	墓地公園の地元関係団体に対する説明会	
15	墓地公園の地権者に対する説明会	
5. 24	第1回環境保全座談会	55. 11(第7回で終了)
7. 24	富栄養化対策打合せ会議	
56. 3. 26	環境保全基本条例制定	
4. 1	尾太鉱山坑廃水処理業務実施	県
6. 26	河合農業KK集じん器爆発事故調査	
7. 14	騒音環境基準類型あてはめの基礎調査（～15日、8・24～25日）	
8. 12	東和電機工業(株)廃液流出事故調査	
10. 17	シロアリ展（於：ハイローザ 17日～18日）	
21	地下水揚水量等実態調査	
57. 2. 6	「川をきれいにする」環境保全キャンペーン展（6日～12日）	
3. 11	公害等調査委員会による苦情現場視察	

年月日	内 容	備 考
57. 4. 2	鮭の稚魚7万匹放流（於：岩木川岩木橋）	岩木川鮭を見る会 毎年実施
5. 27	騒音環境基準類型指定検討会（於：青森市）	県・市
6. 4	悪臭防止対策指定調査	県・市
9	交通騒音測定調査（東北六県各都市一斉実施）	59年まで
22	自動車交通騒音定点測定（22日～25日）	継続実施
29	工場排水実態調査（29日～30日）	
8. 24	土淵川魚へい死事故発生	
9. 1	シロアリ無料実態調査（9月～10月）	町会・市
17	悪臭防止対策検討会	県・市
28	墓地公園地鎮祭起工式	
10. 4	騒音環境基準類型あてはめ基礎調査 （4日～5日、8日～9日、13日～14日）	
9	土淵川フナ大量死事故発生	
11. 20	岩木川鮭を見る会発会式	
58. 1. 6	弘前市環境保全対策事務連絡会議幹事会	
13	〃 委員会	
3. 2	スパイクタイヤ問題連絡協議会（仮称）（於：青森市）	国・県・市
23	「川をきれいにする」環境保全キャンペーン展（23日～26日）	
7. 5	弘前・黒石周辺地域地下水利用適正化調査に係る会議	
12. 15	スパイクタイヤ装着率調査（12月～59年3月）	継続実施
59. 1. 23	「川をきれいにする」児童図画展（23日～28日）	
5. 29	スパイクタイヤ粉じん調査のため弘前警察署にデポジットゲージ設置	県 継続実施
8. 23	弘前市環境保全対策事務連絡会議幹事会	
9. 3	〃 委員会	
	長瀬堰土地改良区に係る水質調査	64. 4まで
10. 4	第12回東北都市公害防止連絡協議会研修会（於：弘前市）	
15	第1回環境保全懇談会	60. 1(第4回で終了)
60. 1. 30	カラスの追い出し対策 （於：旧みちのく銀行俱樂部跡地 1月30日～2月1日）	61. 1
3. 18	スパイクタイヤ粉じん調査（18日～23日）	県・継続実施
5. 13	川嶋ビル電波障害防止協議会	
6. 5	水生生物による水質調査（於：岩木川ラバーダム下流）	継続実施
9	環境週間記念植樹（於：墓地公園）	
10	環境週間に係る工事立入調査（於：土淵川）	継続実施
7. 5	空地調査（年3回）	継続実施
29	水生生物による水質調査（10日～11日）	継続実施
10. 1	生活環境保全審議会組織会	
61. 1. 29	カラスの追い出し対策 （於：旧みちのく銀行俱樂部跡地 1月29日～2月1日）	
12. 5	都市計画道路3・3・7弘前・黒石沿線道環境計画調査検討会議	
62. 2. 27	「私たちの名水」認定書交付式（於：青森市）	

年月日	内 容	備 考
62. 4. 1	機構改革により民生環境部環境保全課環境保全係となる	
6. 8	ユスリカ対策用殺虫剤の配布 (10日・13日)	
10. 15	岩木川にて鮭のそ上確認	
63. 3. 23	「私たちの名水」認定書交付式 (於：青森市)	
5. 9	第1回カラス問題打合せ会議	4回まで
30	市内温泉浴場、公衆浴場排水調査 (～6月8日)	
12. 26	カネ長武田の広告塔からカラス追い出し対策	
H元. 1. 19	カラス問題に関する世論調査 (～29日)	
7. 13	腰巻川への油流出	
8. 22	土淵川で魚類へい死事故発生	
10. 2	スタッドレスモニター募集 (30名) (～12日)	
2. 2. 10	スタッドレスタイヤ装着車の試乗会	
6. 27	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律が公布	
7. 2	アメリカシロヒトリ発生 (7. 3、8. 29合同調査)	
8. 10	町会連保健衛生座談会 12ヶ所	
10. 11	生活環境保全審議会	
11. 17	スパイクタイヤ使用禁止の指定地域	
3. 2. 16	スタッドレスタイヤ装着車試乗会 (運動公園)	
3. 24	無料スパイクタイヤピン抜きを実施 (市役所駐車場)	
6. 15	アメリカシロヒトリ防除チラシ毎戸配布	
7. 1	スパイクタイヤピン抜き工具貸出し	
8. 9	全国星空継続観察 (スターウォッチング・ネットワーク)	継続実施
25	岩木川水生生物調査	継続実施
10. 1	生活環境保全審議会	
11. 2	消費生活展スタッドレスタイヤ展示会	
30	脱スパイクタイヤ街頭キャンペーン	3回実施
4. 6. 2	事業所調査	3回実施
8. 21	土淵川魚類へい死	
9. 1	飲用井戸等設置状況調査 (～30日)	
10. 19	生活環境保全審議会	
12. 1	脱スパイクタイヤ推進街頭キャンペーン	
5. 1. 25	酸性雪調査 (～2月21日)	継続実施
6. 22	事業所調査	
7. 13	土淵川魚類へい死事故	
22	岩木川水生生物調査 (北小学校)	
8. 6	岩木川水生生物調査 (東目屋小学校)	
27	公害パトロール用電気自動車引渡式	
10. 1	生活環境保全審議会	
11. 26	スパイクタイヤ装着率調査 (含、大型車)	
6. 6. 6	環境保全フォーラム・イン・弘前	
17	岩木川水生生物調査	継続実施
7. 5	自動車交通騒音定点測定 (～7月8日)	

年月日	内 容	備 考
6. 7. 12	空地の適正管理調査（～13日、8月24日、9月13日）	
7. 25	岩木川水生生物調査（東目屋小学校） 〃（西小学校）	
8. 8	スターウォッチング	
9. 6	岩木川水生生物調査（致遠小学校）	
10. 3	事業所調査	
21	生活環境保全審議会	
11. 1	県内都市環境問題対策協議会研修会（弘前 ～2日）	継続実施
7. 1. 30	酸性雪調査（～2月27日）	継続実施
6. 23	岩木川水生生物調査	
7. 12	空地の適正管理調査（9月14日・26日）	
13	岩木川水生生物調査（致遠小学校）	
23	〃（西小学校）	
28	自動車交通騒音定点測定（～7月29日）	継続実施
8. 4	岩木川水生生物調査（東目屋小学校）	
17	スターウォッチング	
9. 28	生活環境保全審議会	
10. 1	事業所調査	継続実施
8. 1. 29	酸性雪調査（～2月27日）	継続実施
7. 15	岩木川水生生物調査	
20	〃（西小学校）	
31	〃（東目屋小学校）	
8. 5	スターウォッチング	
27	岩木川水生生物調査（致遠小学校）	
30	自動車交通騒音定点測定（～31日）	継続実施
9. 24	生活環境保全審議会	継続実施
9. 1. 27	酸性雪調査（～2月23日）	
7. 2	岩木川水生生物調査	継続実施
18	自動車交通騒音定点測定（～19日）	
28	スターウォッチング	
9. 25	岩木川水生生物調査（東目屋小学校）	
27	〃（致遠小学校）	
10. 2	弘前市生活環境保全審議会	
17	第1回ごみ減量等児童図画展（弘前駅前ホール～20日）	継続実施
10. 1. 26	酸性雪調査（～2月22日）	
4. 1	「環境月間」啓発ポスター配布	
6. 1	機構改革により市民生活部環境保全課環境保全係となる	
7. 15	飲用井戸等の衛生確保に係るPR 広報ひろさき「井戸水を使っている皆さんへ」	継続実施
	岩木川水生生物調査（流域3地点）	
24	せせらぎウォッチング（東目屋小学校10名）	
8. 21	24時間自動車交通騒音定点観測（～22日） 県道石川百田線（代官町、堅田）	継続実施
22	スターウォッチング（弘前学院聖愛高等学校30名）	

年月日	内 容		
10. 8. 25	せせらぎウォッチング (致遠小学校131名)	継続実施	
9. 26	せせらぎウォッチング (青柳小学校30名)		
10. 17	第2回ごみ減量等児童図画展 (観光館 ~20日)		
11. 6	弘前市生活環境保全審議会		
11. 1. 25	酸性雪調査 (~2月22日)		
5. 27	弘前市生活環境保全審議会		
6. 1	「環境月間」啓発ポスター配布		
14	せせらぎウォッチング (青柳小学校37名)		
7. 28	岩木川水生物調査 (流域3地点)		継続実施
19	せせらぎウォッチング (東目屋小学校13名)		
22	〃 (千年小学校42名)		
8. 27	24時間自動車交通騒音定点観測 (~28日) 県道石川百田線 (代官町)	継続実施	
8. 9	スターウォッチング (弘前学院聖愛高等学校屋上19名)		
26	せせらぎウォッチング (致遠小学校133名)		
10. 1	窒素酸化物調査 (~11月1日)	継続実施	
11. 25	第3回ごみ減量等児童図画展 (弘前ビブレ ~28日)		
15	弘前市生活環境保全審議会		
12. 1. 24	酸性雪調査 (~2月20日)	継続実施	
6. 19	せせらぎウォッチング (青柳小学校48名)	継続実施	
30	岩木川水生物調査 (流域3地点)		
7. 14	せせらぎウォッチング (東目屋小学校10名)	継続実施	
22	せせらぎウォッチング (千年小学校65名)		
23	スターウォッチング (弘前学院聖愛高等学校屋上28名)		
10. 2	窒素酸化物調査 (~11月2日)	継続実施	
14	エコフェスタ in ひろさきに出展 (武道館 ~15日)		
11. 23	第4回ごみ減量等児童図画展 (中三弘前店 ~26日)		
13. 1. 22	酸性雪調査 (~2月19日)	継続実施	
2. 9	エコストア・エコオフィス認定制度発足	継続実施	
3. 14	土壌分析調査 (~3月28日)		
19	弘前市環境基本計画策定		
6. 22	せせらぎウォッチング (青柳小学校43名)		
7. 5	電気自動車を公園緑地課へ譲渡		
11	岩木川水生物調査 (流域3地点)		
22	土手町エコフェスタに出展		
23	せせらぎウォッチング (千年小学校36名)		
	〃 (東目屋小学校33名)		
8. 11	スターウォッチング (弘前学院聖愛高等学校屋上40名)		
9. 5	せせらぎウォッチング (東目屋小学校33名)	継続実施	
10. 15	エコストア・エコオフィス認定証授与式 (1店舗4事務所)		
17	公害苦情相談員等ブロック会議 (弘前 ~18日)		
10. 20	エコフェスタ2001 in ひろさき開催 (弘前大学構内 ~21日)		
11. 23	第5回ごみ減量等児童図画展 (イトーヨーカドー ~25日)		

	内 容	備 考	
13.12.25	エコストア・エコオフィス認定証授与式（1事業所）	継続実施	
14.1.28	酸性雪調査（～2月24日）		
2.16	「ひろさき環境パートナーシップ21」設立会 （ダイエー4階市民ホール）		
3.4	エコストア・エコオフィス認定証授与式（1事業所）		
23	「弘前市環境基本計画の推進に関するパートナーシップ協定」調印式 （弘前パークホテル）		
4.1	下水道総務課へ合併処理浄化槽整備事業を移管		
6.25	せせらぎウォッチング（青柳小学校 46名）		
7.26	岩木川水生生物調査（流域3地点）		
27	スターウォッチング（弘前学院聖愛高等学校屋上 25名）		
8.1	エコストア・エコオフィス認定証授与式（1事業所）		
25	土手町エコ・フェスタに参加		
10.18	「津軽の食と産業まつり」にエコ・フェスタとして参加 （弘前克雪トレーニングセンター ～20名）		
15.1.27	酸性雪調査（～2月24日）		継続実施
2.24	弘前市生活環境保全審議会		
3.19	ビオトープ整備事業予定地取得		
4.1	環境ニュース 第1号（広報ひろさき同時配布）		
7.7	岩木川水生生物調査（流域3地点）		
9.1	エコストア・エコオフィス認定証授与式（1事業所）		
10.11	「津軽路ロマン国際スリーデーマーチ」に「エコ・フェスタ2003 inひろさき」として参加（弘前公園レクリエーション広場）		
18	とんぼ池開所式（ひろさきだんぶり池）		
16.1.26	酸性雪調査（～2月22日）	継続実施	
3.1	第1回 カラス対策協議会（弘前市立文化センター） カラスの種類調査（3月上旬～4月上旬）		
3.	環境ニュース 第2号（広報ひろさき同時配布）		
6.16	岩木川水生生物調査（流域3地点）		
7.1	せせらぎウォッチング（豊田小学校 72名）		
2	せせらぎウォッチング（青柳小学校 78名）		
8.5	エコストア・エコオフィス認定証授与式（1店舗、5事業所）		
9.2	第2回 カラス対策協議会（弘前市立観光館）		
10.9	エコ・フェスタ（弘前地区環境整備センター・プラザ棟 ～10月11日）		
15	ISO14001認証取得		
11.1	エコストア・エコオフィス認定証授与式（3店舗、2事業所）		
12.3	カラス糞害対策の試行実施（市で指定した場所について、東北電力弘前営業所が試験的に糞害対策を実施する。）		
17.1.24	酸性雪調査（～2月20日）		継続実施
4.	環境ニュース 第3号（広報ひろさき同時配布）		
5.19	エコストア・エコオフィス認定証授与式（7店舗、6事業所）		
6.21	岩木川水生生物調査（流域3地点）		

年月日	内 容	備 考	
17. 7. 1	せせらぎウォッチング（豊田小学校 72名）	継続実施	
24	スターウォッチング（弘前学院聖愛高等学校屋上 33名）		
8. 22	エコストア・エコオフィス認定証授与式（1事業所）		
10. 15	第2回世界自然遺産会議（弘前市民会館外 ～10月17日）		
11. 1	エコストア・エコオフィス認定証授与式（2事業所）		
24	第3回 カラス対策協議会（弘前市役所）		
18. 1. 18	エコストア・エコオフィス認定証授与式（1事業所）		計10店舗, 23事業所
2. 27	市町村合併（旧弘前市・旧岩木町・旧相馬村） 機構改革により市民環境部環境保全課環境保全係となる		
3.	環境ニュース 合併第1号（広報ひろさき同時配布）		
5. 26	エコストア・エコオフィス認定証授与式（4事業所）		
6. 7	エコストア・エコオフィス認定証授与式（1店舗）		
9	弘前だんぶり池自然観察会下敷き贈呈式（於：市長室）		
19	岩木川水生生物調査（流域3地点）	継続実施	
7. 5	せせらぎウォッチング（豊田小学校 74名）	継続実施	
14	せせらぎウォッチング（青柳小学校 12名）		
8. 26	スターウォッチング（岩木山弥生いこいの広場 49名）		
10. 5	エコストア・エコオフィス認定証授与式（1店舗、1事業所）		
11. 13	エコストア・エコオフィス認定証授与式（2事業所）		
30	エコストア・エコオフィス認定証授与式（1事業所）		計11店舗, 30事業所
19. 1. 22	酸性雪調査（～2月19日）		継続実施
2. 15	環境ニュース（広報ひろさきに掲載）		
6. 8	エコストア・エコオフィス認定証授与式（2店舗）		
7. 2	せせらぎウォッチング（豊田小学校 16名）		継続実施
13	エコストア・エコオフィス認定証授与式（3店舗、1事業所）		
8. 10	スターウォッチング（相馬ロマンティア天文台 12名）		
9. 28	エコストア・エコオフィス認定証授与式（3事業所）		
10. 24	カラス対策として、弘前公園東側堀にてイルミネーション設置 （～12月13日）		
11. 9	農林水産省・田園自然再生活動コンクールにてHEP21による だんぶり池活動が「パートナーシップ賞」を受賞	ひろさき環境 パートナーシップ ²¹	
11. 29	エコストア・エコオフィス認定証授与式（1事業所）		
12. 7	カラス対策として、観光館に向けて音波発信機設置 （～1月30日）		
20. 1. 16	カラス対策として、弘前公園東側堀にてハロゲン投光器設置 （～2月15日）	継続実施	
1. 28	酸性雪調査（～2月24日）		
2. 15	環境ニュース（広報ひろさきに掲載）		
3. 24	エコストア・エコオフィス認定証授与式（1店舗、1事業所）		計17店舗, 36事業所
6. 6	エコオフィス認定証授与式（1事業所）		
7. 7	エコオフィス認定証授与式（4事業所）		

年月日	内 容	
20. 8. 26	エコオフィス認定証授与式（2事業所）	継続実施
9. 4	せせらぎウォッチング（豊田小学校 75名）	
10. 14	エコオフィス認定証授与式（13事業所）	
11. 5	騒音規制地域の改正告示	
12. 9	あしたのまち・くらしづくり全国フォーラムにて、ひろさき環境パートナーシップ21が、「平成20年度あしたのまち・くらしづくり活動賞・振興奨励賞」を受賞	
21. 1. 9	カラス対策として、カラス個体数調査。（約2,700羽）	継続実施
22	ひろさき環境パートナーシップ21がABAグリーン賞奨励賞を受賞	
26	酸性雪調査（～2月23日）	
2. 5	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
15	環境ニュース（広報ひろさき掲載）	
4. 16	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
5. 29	エコストア・エコオフィス認定証授与式（2事業所）	
6. 12	エコストア認定証授与式（1事業所）	
7. 14	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
27	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
8. 5	弘前市環境基本計画策定	継続実施
22	スターウォッチング（弥生いこいの広場 12名）	
26	カラス対策として、庁内検討会議を開催	
10. 15	カラス調査の概要等カラス対策（広報ひろさき掲載）	
11. 24	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
22. 1. 25	酸性雪調査（～2月22日）	継続実施
2. 10	カラス個体数調査。（約2,700羽）	継続実施
15	環境ニュース（広報ひろさき掲載）	
17	カラス個体数調査。（約2,500羽）	
4. 6	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
5. 28	ひろさき環境パートナーシップ21と新たに環境パートナーシップ協定を締結	
29	弘前だんぶり池太陽光発電設備通電式	
7. 26	第1回弘前市カラス対策連絡協議会を開催	
8. 24	カラス対策座談会を開催（～8月27日）	
9. 29	せせらぎウォッチング（豊田小学校 69名）	
11. 4	カラス対策として、庁内検討会議を開催	
9	第2回弘前市カラス対策連絡協議会を開催	
23. 1. 24	酸性雪調査（～2月20日）	継続実施
29	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施（～1月30日）。（1/29 5,252羽、1/30 4,023羽）	
2. 15	環境ニュース（広報ひろさき掲載）	
17	サルが目撃情報があり、富士見町に捕獲檻を設置（～25日）	
26	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施（5,922羽）	
3. 11	東日本大震災発生。停電の影響により、富田の清水の利用を停止。また、斎場の予約を入れている業者に火葬延期のお知らせをするなど、環境保全係総出で震災の対応にあたる。	
17	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	

年月日	内 容	
23. 6. 23	世界自然遺産エコプロジェクト環境月間シンポジウム	継続実施
7. 14	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
15	第3回弘前市カラス対策連絡協議会を開催	
25	カラス対策サポートスタッフによる追い払いを開始(～12月31日)	
9. 1	せせらぎウォッチング（豊田小学校 74名）	
26	市民・行政・企業の協働による第1回カラス市内一斉追い払いを実施(参加者：約130名)	
11. 8	第4回弘前市カラス対策連絡協議会を開催	
30	市民・行政・企業の協働による第2回カラス市内一斉追い払いを実施(参加者：約80名)	
24. 1. 23	カラス追い払い用懐中電灯の貸出しを開始	
23	酸性雪調査（～2月20日）	
28	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 大町周辺で約2,400羽確認	
30	エコオフィス認定証授与式（2事業所）	
2. 18	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 城東（弘果）周辺で4,415羽確認	
5. 14	エコストア認定証授与式（6店舗）	
24	カラス対策として、高層建物へのテグスの設置補助開始 （～11月16日）	
7. 19	箱わな2基によるカラス捕獲駆除を開始	
8. 6	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
9. 3	せせらぎウォッチング（豊田小学校 60名）	
13	せせらぎウォッチング（石川小学校 33名）	
14	せせらぎウォッチング（千年小学校 52名）	
10. 27	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前公園周辺で約5,800羽確認	
25. 1. 25	酸性雪調査（～2月18日）	
27	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前駅周辺で約3,136羽確認	
2. 15	エコストア認定証授与式（1店舗）	
23	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前駅周辺で約5,438羽確認	
5. 22	第7回カラス協議会を開催	
7. 18	開校！白神塾（桔梗野小）を白神山地で開催	
19	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
8. 8	エコオフィス認定証授与式（12事業所）	
23	カラスの箱わなを1基増設し捕獲業務を強化	
9. 11	せせらぎウォッチング（千年小学校 60名）	
16	台風18号の豪雨によりだんぶり池が土砂堆積の被害をうける	
21	だんぶり池でHEP21が土砂上げなどの作業を実施	
10. 4	せせらぎウォッチング（石川小学校 38名）	
26	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前公園周辺で4,233羽確認	

年 月 日	内 容	備 考
25. 11. 21	第8回カラス協議会を開催	
11. 26	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
26. 1. 25	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前公園周辺で2,902羽確認	
1. 20	酸性雪調査（～2月17日）	
2. 22	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前駅周辺で約4,959羽確認	
4. 16	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
5. 15	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
5. 26	第9回カラス協議会を開催	
6. 10	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
7. 4	だんぶり池大畑沢にて不法投棄物確認 だんぶり池のメダカ・オタマジャクシなど大量死	
7. 26	開校！白神塾（弘前市少年少女発明クラブ、HEP21エコクラブ）を白神山地で開催	
8. 8	カラスの箱わなを1基増設し捕獲業務を強化	
8. 16	だんぶり池の観察小屋を新設	
8. 18	カラスの箱わなを1基増設し捕獲業務を強化	
9. 2	せせらぎウォッチング（石川小学校 36名）	
10. 25	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前公園周辺で4,634羽確認	
11. 19	カラスの箱わなを1基増設し、計6基で捕獲業務を実施	
11. 21	第10回カラス協議会を開催	
27. 1. 17	「白神山地を学ぶ会」を弘前市立観光館で開催	
1. 19	酸性雪調査（～2月15日）	
1. 24	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前駅周辺で約4,500羽確認	
2. 21	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前駅周辺で約5,001羽確認	
3. 16	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
3. 29	こどもエコクラブ全国フェスティバル2015において、HEP21エコクラブが、文部科学大臣賞を受賞	
4. 14	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
5. 28	第11回カラス協議会を開催	
6. 1	エコストア認定証授与式（2店舗）	
9. 7	せせらぎウォッチング（石川小学校 34名）	
10. 28	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前公園周辺で約5,853羽確認	
11. 25	第12回カラス協議会を開催	
28. 1. 18	酸性雪調査（～2月15日）	
1. 27	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前駅周辺で約4,657羽確認	
2. 17	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 城東周辺で約5,539羽確認	
3. 16	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	

年月日	内 容	備 考
3. 20	こどもエコクラブ全国フェスティバル2016において、HEP 21 エコクラブが、環境大臣賞（最高賞）を受賞	
5. 25	第13回カラス協議会を開催	
10. 26	八千代エンジニアリング㈱と共同でカラス個体数調査を実施 弘前公園周辺で4,640羽確認	
11. 15	第14回カラス協議会を開催	
29. 1. 18	酸性雪調査（～2月15日）	
1. 26	八千代エンジニアリング㈱と共同でカラス個体数調査を実施 弘前駅周辺で3,297羽確認	
2. 22	八千代エンジニアリング㈱と共同でカラス個体数調査を実施 南塘町周辺で5,774羽確認	
2. 6	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
3. 19	こどもエコクラブ全国フェスティバル2017において、HEP 21 エコクラブが、審査員特別賞を受賞	
3. 21	エコストア認定証授与式（5店舗）	
5. 25	第15回カラス協議会を開催	
10. 27	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前公園及び弘前駅周辺で3,371羽確認	
11. 17	第16回カラス協議会を開催	
12. 18	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
30. 1. 23	酸性雪調査（～2月20日）	
2. 2	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 旧大成小学校周辺で2,756羽確認	
2. 24	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前大学病院周辺で1,437羽確認	
3. 25	こどもエコクラブ全国フェスティバル2018において、HEP 21 エコクラブが、最優秀賞（自由参加）を受賞	
5. 26	ひろさき環境パートナーシップ21（HEP 21）が、公益社団法人 日本水環境学会東北支部より、水環境保全賞を受賞	
10. 27	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前公園及び弘前駅周辺で3,831羽確認	
11. 8	第17回カラス協議会を開催	
31. 1. 22	酸性雪調査（～2月19日）	
1. 26	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前駅周辺で2,942羽確認	
2. 16	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 旧大成小学校及び第五城東周辺で2,489羽確認	
3. 28	HEP 21 自然環境グループの「弘前だんぶり池」づくりが、 国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）の連携事業第 14弾に認定	
R元. 8. 23	エコオフィス認定証授与式（1事業所）	
11. 9	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前公園周辺で3,595羽確認	
2. 1. 20	酸性雪調査（～2月17日）	

年 月 日	内 容	備 考
2. 8	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前大学周辺で3,359羽確認	
2. 18	第18回カラス協議会を開催	
3. 21	HEP21がエコクラブ壁写真「タカラトミー賞」受賞	
4. 12	新型コロナウイルス感染症予防のため河川清掃美化運動中止	
7. 19	〃	
10. 8	第19回カラス協議会を開催	
11. 7	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前公園周辺で3,646羽確認	
3. 1. 18	酸性雪調査（～2月15日）	
2. 6	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前大学周辺で3,902羽確認	
4. 18	新型コロナウイルス感染症予防のため河川清掃美化運動中止	
6. 30	HEP21が『令和3年度「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰』受賞	
7. 18	新型コロナウイルス感染症予防のため河川清掃美化運動中止	
8. 2	HEP21と市が環境パートナーシップ協定締結	
9. 1	HEP21が「第41回陸奥新報社賞」を受賞	
10. 2	「スポGOMI大会in弘前」を開催	
11. 6	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前公園周辺で3,864羽確認	
11. 9	第20回カラス協議会を開催	
4. 2. 5	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 第5城東周辺及び弘前市立病院周辺で2,594羽確認	
8. 9	豪雨災害の発生（8月3日も大雨であった）	
8. 12	災害廃棄物の仮置場を旧小友小学校に開設 被災者への消石灰・ベンザルコニウム塩化物液の配付を開始	
11. 1	被災家屋のし尿汲み取り助成金の申請受付開始	
11. 5	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前公園周辺で3,197羽確認	
11. 22	HEP21が令和四年度青森県褒章を受章	
11. 29	第21回カラス協議会を開催	
5. 2. 4	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前大学及び弘前郵便局周辺で3,311羽確認	
3. 12	HEP21エコクラブ「東北・水すまし賞」（公益社団法人日本水環境学会東北支部）受賞	
11. 11	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前公園周辺で2,252羽確認	
12. 15	第22回カラス協議会を開催	
6. 2. 3	日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 第5城東周辺で2,699羽確認	
2. 22	HEP21エコクラブが「第14回クボタ・毎日地球未来賞」（毎日新聞社）で毎日地球未来賞（大賞）受賞	
2. 26	HEP21エコクラブが「全国エコ活コンクール」（公益財団法人日本環境協会）で絵日記部門優秀賞受賞	

年 月 日	内 容	備 考
6. 6. 1 11. 9 12. 19	<p>熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）・熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）運用開始。 クーリングシェルター（3カ所）・涼み処（9カ所）の設置（～9月30日まで）</p> <p>日本野鳥の会弘前と共同でカラス個体数調査を実施 弘前公園周辺で2,760羽確認</p> <p>第23回カラス協議会を開催</p>	<p>継続実施</p> <p>涼み処 (9カ所→35カ所)</p>

3. 公害関係用語の解説

(1) 大気汚染

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄酸化物全体のことであるが、主として二酸化硫黄（亜硫酸ガス）と三酸化硫黄SO₃（無水硫酸）である。

大気汚染ではSO₂に注目して測定が行われる。単独でよりは、ばいじん、粉じんなどと共存して作用することが多く、四日市ぜんそく、川崎ぜんそく等の主要な原因物質といわれている。

一酸化炭素（CO）

不完全燃焼の際発生する。血液中のヘモグロビンと結合し酸素の補給を阻害し、ひどいときには窒息にまで至る。自動車排ガス中に多量に含まれ、沿道地域の汚染をひきおこしてきたが、排ガス規制により改善されている。

オキシダント（O_x）

酸化作用のある物質の総称、大気汚染防止法施行規則では大気中のオゾン・PAN・その他ヨウ化カリウムまたは臭化カリウムと反応してヨウ素または臭素を遊離させる酸化性物質をいい、いわゆる光化学スモッグは主としてこのオキシダントに起因するといわれている。

降下ばいじん

自重や雨の作用によって地上に降下したばいじんや粉じん、デポジットゲージやダストジャーなどで測定される。降下ばいじん量は月毎 km² 毎トン（t/km²/月）で表し、気象条件などの影響をうける。

光化学スモッグ

オキシダントを指標とした二次的な汚染状態、春から夏にかけて日ざしが強く、風の弱い日にとくに発生しやすい。大気は白っぽく、どんより濁った感じになる。被害としては、植物被害・目や呼吸器への刺激作用があり、とくに運動時に重症例の発生が多い。

環境基準

人の健康を保護し、環境を良好に保つため維持することが必要な行政上の目標として、環境基本法第 16 条に定められた基準である。現在、大気（5 物質）、水質（健康項目 26、生活環境項目 5）、地下水（26 物質）、騒音（一般、航空機、新幹線）、土壌（27 物質）についての基準が設定されている。

炭化水素（HC）

一般には炭素と水素とだけからなる化合物の総称である。自動車の排出ガス中の不完全燃焼等によって発生するものがかなり多く「自動車排出ガス」の一つとして許容限度を定めている。また、光化学スモッグ発生に関与する物質といわれている。

窒素酸化物（NO_x）

物の燃焼に伴って発生し、工場、ボイラー自動車などから排出される。その多くは一酸化炭素NOとして排出され大気中で酸化され、次第に二酸化窒素NO₂となる。

また、NO₂は強い太陽光線の照射によりある種の炭化水素と反応し、オゾンその他のオキシダントなどによる光化学スモッグを発生する。

（また、NO₂は光化学スモッグを発生させる主要原因物質である。）

ppm

百万分の 1 の表示のことで、大気汚染では 1 m³ の大気中 1 cm³ の汚染物質濃度を 1 ppm で示す。

浮遊粉じん、浮遊粒子状物質

空気中に浮遊している、すす、土ぼこり、花粉などの粒子物質をいい、特に粒径 10 μm 以下の粒子は大気中の滞留時間が長く呼吸により気管や肺に入りやすいことから特に浮遊粒子状物

質として区別している。浮遊粒子状物質はイオウ酸化物、窒素酸化物、などとともに代表的な大気汚染物質である。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊している2.5 μm （1 μm は1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10 μm 以下の粒子）よりも小さな粒子のことを言う。PM_{2.5}は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

アスベスト

石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。

主成分は、珪酸マグネシウム塩で蛇紋石石綿と角閃石石綿に大別される。主たる産出国はカナダ、南アフリカ、ロシアなど。

アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていたが、繊維が肺に取り込まれると中皮腫等の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

1992年発効のバーゼル条約では有害廃棄物に指定され、各国間の越境移動が禁止されている。また、国際労働機関（ILO）は1986年に石綿条約を採択し、職業上の石綿暴露による健康被害の防止と抑制などを定めている（1989年発効で、日本は2005年8月に批准）。

国内では、石綿による健康被害の救済に関する法律が、2006年2月に制定。

(2) 水質汚濁

アルキル水銀

水銀にある有機物が結合した形のもので、この中には水俣病の原因物質であるメチル水銀なども含まれる。有機水銀による中毒症状は水銀と結合している有機物により大きく異なり、メチル～プロピル水銀は特に強い中枢神経障害を起こす。

カドミウム（Cd）

水質汚濁防止法の健康項目のひとつで「イタイイタイ病」の原因物質、人体に入ると骨に影響を及ぼしたり、大量のカドミウムが長時間にわたって体内に入ると慢性中毒となり機能低下を伴う肺障害、胃腸、腎臓等に障害を起こす。

公共用水域

水質汚濁防止法の定義では「公共用水域とは河川・湖沼港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域および、これに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路」をいう。

シアン（CN⁻）

この物質は青酸カリ等で知られた物質で、体内に入ると呼吸困難を起こし死にいたらしめる猛毒で、経口致死量は200～300mg/人といわれている。メッキ工場ではアルカリメッキの時に青酸ナトリウムがよく用いられる。

COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、この数値が大きいほど有機物による汚濁が大きい。

水質汚濁

工場、事業場の廃液や都市下水の排水、土壌汚染の雨などによる流入、航行船舶の漏油・養豚・養鶏業からの汚水、土建業による埋立てや砕石業による土砂の流入などによって海・河川などの公共用水域が汚染されることをいう。

大腸菌群

腸内細菌に属するグループで、いくつかの菌のグループの総称。大腸菌群が検出されるということは、人畜のし尿が混入している疑いを示す。

鉛 (Pb)

鉛およびその化合物は有害物質として古くから知られ、水銀などと並んでもっとも毒性の強いものの一つである。毒性としては、原形質毒で造血機能を営む骨髄神経を犯し、貧血、血液変化、神経障害、身体の衰弱等を起こし、強度の中毒の場合は死亡する。

pH (水素イオン濃度)

酸性、アルカリ性を示す指標で 7.0 が中性、 $\text{pH} < 7$ の場合は酸性、 $\text{pH} > 7$ の場合はアルカリ性である。なお、特殊な場合を除き、河川の表流水は pH 7 付近にある。

BOD (生物化学的酸素要求量)

河川などに放流された排水中の有機物が水中の微生物により酸化分解される際に消費される酸素量。BODが高いことは、分解されやすい有機物(汚濁物質)が多く水質の汚濁が高いことを意味する。

ヒ素 (As)

ヒ素及びヒ素化合物は毒性が強く、殺虫剤として農薬等に用いられる。人体に吸収されると骨や内臓に沈積して排出しにくく、慢性中毒を起す。症状としては嘔吐、脱水症状、腹痛等をおこす。水道水の許容量は 0.01 mg/l 以下に定められている。

PCB (ポリ塩化ビフェニル)

熱に対して安全な物質で水に不溶である。熱媒体、絶縁油、ノーカーボン紙など広い用途に使用されたが、カネミ油症事件などで毒性の強いことが知られ一部例外を除き使用中止となった。廃油や廃水に出てくる恐れがあるということで調査を続けている。

また、ダイオキシンと化学構造が似ており、ダイオキシンと同じような毒性をもつコプラナーPCBもある。

浮遊物質 (SS)

粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。重要な汚濁指標の一つで、SSが高くなると水は濁り、光の透過を妨害し植物の光合成に障害を与えたり、魚類の呼吸に悪影響を及ぼす。一般に水域の正常な生活活動を維持することは 25 mg/l 以下が望ましいとされている。

有機リン (Org. - P)

有機リン系化合物は農薬の他、防炎剤などにも使用されているが、水質汚濁防止法では健康項目の一つとしてパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNの4種類が有害物質として指定されている。これらは浸透力が強く体内に取り込まれると頭痛、目まい、手足のしびれなどの症状が出、時には死を招く。基準値は「検出されないこと」となっている。

DO (溶存酸素)

水の汚染状態を示す一つの項目で水中に溶けている酸素のことをいう。溶存酸素自体は温度と気圧によって飽和量が定まっているが、水中の汚染源である有機物が増えるとそれを分解する微生物のため消費され、溶存酸素が減少する。

溶存酸素が一定値以下になると魚類の生息も制約され、さらに減少すると生息しなくなる。

(3) 騒音

近隣騒音

交通騒音、工場騒音と異なって、問題になる音が多種多様であり、例えば楽器の音、冷暖房の音、テレビ・ステレオの音、ペット・家畜の鳴声、また近年問題となっているカラオケ騒音等不特定な場所・時間に発生することにより、近隣の人々に影響を及ぼす騒音。

規制基準

公害を防止するためには、これ以上は超えてはならないという規制のための基準であり、事業者等がこれに反した場合には強制手段（行政処分や罰則）が定められている。

工場騒音

苦情や陳情が持ち込まれる騒音のうちで最も多い。その理由としては①対象がはっきりしていて訴えやすい。②住宅地に混在する工場が多い。③中小企業が多く敷地が狭い。④建物の構造も騒音防止対策が不十分なところが多い等があげられる。対策としては、監視規制の強化や、工場の移転、集団化や地域内集約化を進めるとともに低騒音の機械装置等の開発促進が必要である。

自動車騒音

モータリゼーションの急速な進展に伴い、道路交通に起因する騒音は大きな社会問題となっている。騒音源としては、エンジン音、タイヤ音、加速時の騒音等が問題となることが多い。車種別に見るとディーゼルエンジン付きの大型トラック、バス等が最も大きい。対策としては①規制強化、②自動車構造の改善、③道路環境の整備、④道路建設時の対策、⑤被害者側の防音等が考えられる。

特定施設・特定工場

工場及び事業場に設置される施設のうちに、著しい騒音・振動を発生する施設をいい、政令により騒音 11 項目・振動 10 項目にわたる機械が指定され、その規模、容量など範囲が定められている。また、これらの特定施設を設置する工場、事業場を特定工場という。

特定建設作業

騒音規制法のなかの用語で「建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって、政令で定めるもの」をいう。

騒音レベル

騒音計で測定した騒音の指示値を騒音レベルといい、単位は騒音規制法ではホンを用いていたが、平成 5 年 11 月からデシベルに変更された。

用途地域

都市計画として、都市計画区域に定められる地域で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の 12 種類がある。用途地域内における建物、工作物については建築基準法等により種々の制限が加えられている。また、騒音・振動に係る規制地域および騒音環境基準の類型地域は用途地域に準じて定められている。

(4) その他

ダイオキシン

有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンの略称。2 個のベンゼン環が 2 個の酸素原子で結びつけられ、ベンゼン環に塩素原子がついている。塩素原子の数と位置により、多数の異性体があり、そのうち特に 2、3、7、8-テトラクロロジベンゾダイオキシンは猛毒で、発がん性や胎児に対する催奇形成が強く、分解されにくい。

環境ホルモン

ダイオキシン、DDT、PCB などの有機塩素化合物や、プラスチックの原料のビスフェノール A、塗料成分の有機スズなどは、ごく微量で生体に性ホルモンと類似した作用をもたらし、精子数の減少や生殖器の異常を起こすといわれている。このような化学物質を総称して内分泌かく乱物質（環境ホルモン）という。

第 13 章 關係条例及び規則

1. 弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成18年2月27日弘前市条例第96号

改正

平成18年12月22日弘前市条例第265号 平成24年3月22日弘前市条例第6号
平成25年3月22日弘前市条例第9号 平成26年3月20日弘前市条例第18号
平成29年9月21日弘前市条例第19号 平成30年9月28日弘前市条例第43号
平成31年3月22日弘前市条例第11号

弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 再利用等による廃棄物の減量（第9条—第12条）
- 第3章 廃棄物の適正処理（第13条—第16条）
- 第4章 廃棄物の処分手数料等（第17条—第20条）
- 第5章 廃棄物減量等推進審議会（第21条・第22条）
- 第6章 雑則（第23条—第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に定めるもののほか、本市の廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することによる廃棄物の減量並びに廃棄物の適正な処理及び清掃に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- （2）事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- （3）再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市民の自主的な活動の促進及び支援に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、市民及び事業者に対し、これらに関する情報の提供に努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を図ることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業系一般廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を図ることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を定め、告示しなければならない。

2 前項の計画を著しく変更したときは、その都度告示しなければならない。

(清潔の保持管理)

第7条 土地又は建物の占有者（占有者がいないときは、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保ち、廃棄物の不当な投棄等をされることがないように適正な管理に努めなければならない。

(指導及び助言)

第8条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導し、及び助言することができる。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

(市による廃棄物の減量)

第9条 市は、再利用の可能な物を回収するため必要な施策を実施するとともに、廃棄物の処理に当たっては、分別による収集、廃棄物処理施設での資源化が可能な物の回収等を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市長その他の市の機関は、市の施設から発生する廃棄物を適正に分別し、その再利用を図る等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(市民による廃棄物の減量)

第10条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、商品の購入に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した選択をするよう努めなければならない。

(事業者による一般廃棄物の減量)

第11条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その排出する事業系一般廃棄物の減量に努めなければならない。

(適正包装の推進等)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、市民が商品の購入に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるように努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又は返却する場合には、当該包装、容器等の回収等に努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

(家庭系廃棄物の適正処理)

第13条 市は、一般廃棄物処理計画に従って、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(事業系一般廃棄物の適正処理)

第14条 事業者は、その事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(占有者の協力義務)

第15条 占有者は、一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる物については、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない物については、一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、排出する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(一般廃棄物処分の届出等)

第16条 土地若しくは建物の占有者又は事業者が臨時に又は継続して一般廃棄物を自ら処分できないときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合はこれを審査し、市の設置する廃棄物処理施設で処分することが適当であると認めるときは、許可証を交付するものとする。

第4章 廃棄物の処分手数料等

(一般廃棄物の処分手数料)

第17条 前条第2項の許可証の交付を受けた者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づく一般廃棄物の処分手数料を納付しなければならない。

2 前項の処分手数料の額は、次の表により算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第26号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税相当率」という。）に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、当該一般廃棄物の重量を計量機により計量することが困難なときは、市長が別に定めるところによる。

種別	処分手数料の額
一般廃棄物	重量10キログラムまでごとに130円

3 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、申請により第1項の処分手数料を減免することができる。

（市が処分する産業廃棄物）

第18条 法第11条第2項の規定により、市が一般廃棄物と合わせて処分することが必要であると認める産業廃棄物は、一般廃棄物の処分に支障のない範囲で市長が定める。

2 第16条の規定は、前項の産業廃棄物の処分について準用する。

（産業廃棄物の処分費用）

第19条 前条第2項で準用する第16条第2項の規定により許可証の交付を受けた者は、法第13条第2項に基づく産業廃棄物の処分費用を納付しなければならない。

2 前項の処分費用の額は、次の表により算出した額に消費税相当率に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、当該産業廃棄物の重量を計量機により計量することが困難なときは、市長が別に定めるところによる。

種別	処分費用の額
産業廃棄物	重量10キログラムまでごとに130円

3 市長は、特に必要と認めるときは、申請により第1項の処分費用を減免することができる。

（一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可等の手数料）

第20条 次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定める額の手数を徴収する。

- (1) 法第7条第1項又は第6項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可 2,000円
- (2) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理業の事業範囲変更の許可 2,000円
- (3) 浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可 2,000円
- (4) 前3号の許可に係る許可証の再交付 500円

2 前項の手数は、当該各号に規定する事務の申請の際に徴収する。

第5章 廃棄物減量等推進審議会

（廃棄物減量等推進審議会の設置）

第21条 市長は、法第5条の7第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を調査し、審議させるため、弘前市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進等に関する事項
- (2) その他廃棄物処理に関して市長が必要と認める事項

（委員）

第22条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 公共的団体を代表する者
- (3) 廃棄物関係業者の団体を代表する者
- (4) 企業関係団体を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による市民

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第6章 雑則

(報告の徴収)

第23条 市長は、法18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者又は事業者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第24条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(技術管理者の資格)

第25条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科若しくは化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第26条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和54年弘前市条例第29号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料及び処分費用の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

4 合併前の岩木町又は相馬村の区域から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の施行日から平成18年3月31日までの間の処分に係る手数料及び処分費用については、第6条第1項（犬、ねこ等の死体に係る部分を除く。）及び第8条第1項の規定にかかわらず、無料とする。

5 第15条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の会議は、市長が招集する。

附 則（平成18年12月22日弘前市条例第265号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日弘前市条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日弘前市条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項及び附則第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日弘前市条例第18号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月21日弘前市条例第19号）

改正

平成30年9月28日弘前市条例第43号

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（処分手数料及び処分費用に関する経過措置）

2 改正後の第17条第2項及び第19条第2項の規定は、平成29年10月1日以後に搬入された一般廃棄物の処分手数料又は産業廃棄物の処分費用について適用し、同日前に搬入された一般廃棄物の処分手数料又は産業廃棄物の処分費用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月28日弘前市条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日弘前市条例第11号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2. 弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

平成18年2月27日弘前市規則第72号

改正

平成18年12月22日弘前市規則第228号
平成20年3月25日弘前市規則第7号
平成24年3月23日弘前市規則第12号
平成25年3月25日弘前市規則第18号
平成26年6月13日弘前市規則第46号
平成28年3月30日弘前市規則第10号
平成28年3月31日弘前市規則第11号
平成29年9月21日弘前市規則第29号
平成31年3月29日弘前市規則第10号
平成31年4月26日弘前市規則第20号
令和3年5月31日弘前市規則第23号
令和6年11月1日弘前市規則第35号

弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成18年弘前市条例第96号。以下「条例」という。)の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(排出等ができない一般廃棄物)

第2条 土地若しくは建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。)又は事業者は、次に掲げる一般廃棄物を排出し、又は市の設置する廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)に搬入してはならない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 危険性を有するもの
- (3) 著しく悪臭を発するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、処理施設の業務を困難にするおそれのあるもの

(一般廃棄物の処理)

第3条 条例第16条第1項の規定による届出は、廃棄物搬入届出書(様式第1号)によらなければならない。

2 条例第16条第2項の許可証は、廃棄物搬入許可証(様式第2号。第5条において「許可証」という。)とする。

(処分手数料の納付)

第4条 条例第17条第2項に規定する処分手数料は、市が発行する納入通知書により市が定める納付期限までに納付しなければならない。

(搬入手続)

第5条 条例第16条第2項の規定により許可証の交付を受けた者は、市長が指示する処理施設へ一般廃棄物を運搬し、当該施設の係員に許可証を提示し、検査を受けなければならない。

(処分手数料の減免)

第6条 条例第17条第3項の規定により、処分手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処分手数料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を審査し、減免の可否を決定したときは、当該申請者に対し廃棄物処分手数料減免決定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

(市が処分する産業廃棄物)

第7条 条例第18条第1項に規定する産業廃棄物は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 燃え殻
- (2) その他市長が特に認めたもの
(産業廃棄物の処分)

第8条 産業廃棄物の処分については、第3条から第6条までの規定を準用する。この場合において、第4条中「処分手数料」とあるのは、「処分費用」と、第6条第1項中「、処分手数料」とあるのは「、処分費用」と、「廃棄物処分手数料減免申請書」とあるのは「廃棄物処分費用減免申請書」と、同条第2項中「廃棄物処分手数料減免決定通知書」とあるのは「廃棄物処分費用減免決定通知書」と、様式第3号中「廃棄物処分手数料減免申請書」とあるのは「廃棄物処分費用減免申請書」と、「廃棄物処分手数料」とあるのは「廃棄物処分費用」と、様式第4号中「廃棄物処分手数料減免決定通知書」とあるのは「廃棄物処分費用減免決定通知書」と読み替えるものとする。

(一般廃棄物処理業等の許可の申請)

第9条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて一般廃棄物処理業許可申請書(様式第5号)又は浄化槽清掃業許可申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業の許可
 - ア 住民票の抄本(法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
 - イ 一般廃棄物処理業許可申請者(一般廃棄物処理業許可申請者が一般廃棄物処理業に係る営業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人又はその役員を含む。)が、法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
 - ウ 事業計画書及び事業収支見積書
 - エ 履歴書(法人にあっては、役員の名簿及び履歴書)
 - オ 従業員名簿
 - カ 車両、設備、器材等の一覧表
 - キ 処理方法及び作業計画書
 - ク 事業所、車庫及び処理施設等の見取図
 - ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 浄化槽清掃業の許可

- ア 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第2項各号に掲げる書類
- イ 前号ウからクまでに掲げる書類

(一般廃棄物処理業等の許可証の交付等)

第10条 市長は、前条の申請を適当と認め、当該業の許可をしたときは、当該申請者に対し必要な条件を付して一般廃棄物処理業許可証(様式第6号)又は浄化槽清掃業許可証(様式第6号)(以下「許可証」という。)を交付するものとする。

- 2 許可証は、2年間に限り有効とする。
- 3 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可事業の変更)

第11条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「許可業者」という。)が許可を受けた事業の範囲を変更しようとするときは、許可事業変更申請書(様式第7号)に許可証を添えて市長に提出しなければならない。ただし、浄化槽清掃業の許可を受けた者については、この限りでない。

(許可証の再交付)

第12条 許可業者は、許可証を紛失し、又は損傷したときは、速やかに許可証再交付申請書(様式第8号)を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業等の廃止等の届出)

第13条 許可業者は、法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条若しくは第38条の規定により、廃止又は変更の届出をするときは、一般廃棄物処理業等廃止届(様式第9号)又は一般廃棄物処理業等変更届(様式第10号)に許可証を添えて市長に提出しなければならない。

(許可証の返還)

第14条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに許可証を返還しなければならない。

- (1) 許可証の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 営業を廃止したとき。

(従業員身分証明書)

第15条 許可業者は、一般廃棄物処理業等を取り扱う現場従業員に対し、許可業者が発行する身分証明書を携帯させなければならない。

2 現場従業員は、業務に従事するとき、前項の身分証明書を携帯し、関係人の求めによりこれを示さなければならない。

(報告)

第16条 許可業者は、一般廃棄物（ごみ）処理実績報告書（様式第11号）、一般廃棄物（し尿）処理実績報告書（様式第12号）又は浄化槽清掃実績報告書（様式第13号）により毎月の実績を翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(一般廃棄物処理計画の告示)

第17条 条例第6条第1項の規定による告示は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する基本計画については策定後速やかに、同条に規定する実施計画については毎年度の初めに行うものとする。

(身分証明書)

第18条 条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第14号）によるものとする。

(弘前市廃棄物減量等推進審議会の会長)

第19条 条例第21条に規定する弘前市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第21条 条例第21条各号に定める事項を調査し、審議するために、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、審議会の委員の中から会長が指名する。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第23条 第19条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年2月27日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和54年弘前市規則第30号）の規定又は合併前の岩木町若しくは相馬村の例（以下「合併前の規則等」という。）によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、合併前の規則等によりなされた一般廃棄物処理業又浄化槽清掃業の許可は、それぞれこの規則の規定によりなされた許可とみなし、合併前の規則等により交付された当該業の

許可証は、それぞれこの規則の規定により交付された許可証とみなす。

- 4 前項の場合において、合併前の規則等により許可された一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業に係る許可期限及び営業の区域は、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、合併前の規則等により定められた許可期限及び営業の区域とする。

附 則（平成18年12月22日弘前市規則第228号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日弘前市規則第7号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 13 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成24年3月23日弘前市規則第12号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 16 この規則の施行の際現に有する様式については、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年3月25日弘前市規則第18号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

（様式に関する経過措置）

- 61 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年6月13日弘前市規則第46号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日弘前市規則第10号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日弘前市規則第11号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月21日弘前市規則第29号）
（施行期日）

- 1 この規則は、弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成29年弘前市条例第19号）の公布の日から施行する。

（処分の手続に関する経過措置）

- 2 改正後の第3条、第4条、第5条及び第8条の規定は、平成29年10月1日以後に搬入された一般廃棄物又は産業廃棄物の処分について適用し、同日前に搬入された一般廃棄物又は産業廃棄物の処分については、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

- 3 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成31年3月29日弘前市規則第10号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

102 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成31年4月26日弘前市規則第20号)

(施行期日)

1 この規則中第1条、第2条、第4条、第6条、第8条から第13条まで、第15条、第17条、第19条、第21条、第25条、第27条、第29条、第31条、第33条、第35条、第37条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第52条、第54条、第56条、第58条、第60条、第62条、第64条、第65条、第67条、第69条、第71条、第73条、第75条から第77条まで、第79条、第81条、第82条、第84条、第85条、第87条、第89条、第91条、第93条、第95条、第97条、第99条、第101条、第103条、第105条、第107条、第109条、第111条、第113条、第115条、第117条、第119条、第120条、第122条、第124条、第127条、第129条、第131条、第133条、第134条、第136条、第138条、第139条、第141条、第143条、第144条、第146条、第148条、第150条、第152条、第155条、第157条、第159条から第161条まで、第163条、第165条、第166条、第168条、第170条、第172条、第173条、第175条、第177条、第179条、第181条、第183条、第185条、第187条から第189条まで、第191条、第193条、第195条、第197条、第199条、第201条、第203条、第205条、第207条、第209条、第211条、第213条、第215条、第217条、第218条、第220条、第221条、第223条、第225条の規定は天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月30日)の翌日から、第3条、第5条、第7条、第14条、第16条、第18条、第20条、第24条、第26条、第28条、第30条、第32条、第34条、第36条、第38条、第40条、第42条、第44条、第46条、第49条、第51条、第53条、第55条、第57条、第59条、第61条、第63条、第66条、第68条、第70条、第72条、第74条、第78条、第80条、第83条、第86条、第88条、第90条、第92条、第94条、第96条、第98条、第100条、第102条、第104条、第106条、第108条、第110条、第112条、第114条、第116条、第118条、第121条、第123条、第125条、第128条、第130条、第132条、第135条、第137条、第140条、第142条、第145条、第147条、第149条、第151条、第153条、第156条、第158条、第162条、第164条、第167条、第169条、第171条、第174条、第176条、第178条、第180条、第182条、第184条、第186条、第190条、第192条、第194条、第196条、第198条、第200条、第202条、第204条、第206条、第208条、第210条、第212条、第214条、第216条、第219条、第222条、第224条、第226条の規定は不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(平成31年7月1日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第22条の規定 平成31年5月7日

(2) 第23条の規定 平成31年6月24日

(3) 第126条及び第154条の規定 公布の日

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和3年5月31日弘前市規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和6年11月1日弘前市規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2

この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3. 弘前市一般廃棄物処理業許可取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年弘前市条例第96号。以下「条例」という。）及び弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成18年弘前市規則第72号。以下「規則」という。）に定める一般廃棄物処理業の許可に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「一般廃棄物処理業」とは、一般廃棄物の収集運搬業及び処分業のことをいう。

2 この要綱において「新規許可」とは、法第7条第1項の規定による許可のことをいう。

3 この要綱において「更新許可」とは、法第7条第2項の規定による許可の更新のことをいう。

4 この要綱において「許可業者」とは、法第7条第1項又は第2項の規定により本市の許可を受けた者をいう。

(廃棄物の範囲)

第3条 一般廃棄物処理業の許可に係る廃棄物は、次に掲げるものとする。

(1) 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物

(2) 臨時的に家庭から生ずる一般廃棄物

(3) し尿

(4) 浄化槽汚泥

(5) 特定家庭用機器(特定家庭用機器再商品化法(平成16年法律第97号)第2条第4項で定めるもの)

(6) その他市が収集運搬又は処分を行うことが困難と認められる一般廃棄物

(新規許可の要件等)

第4条 新規許可は、原則として、条例第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に定める市の処理計画区域内において発生する一般廃棄物の総量の増加が見込まれ、かつ、既存の収集運搬業者による収集運搬等だけでは処理が困難で、許可を与えても現在の収集運搬及び処理体制に混乱をきたすおそれがないと認められるときに行うものとする。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合はこの限りではない。

(1) 他市町村で発生した特定家庭用機器を指定引取場所まで運搬する場合

(2) 許可を有している個人が、その代表者となって法人を設立し、その事業の全部を承継する場合

(3) 許可を有している法人が解散等し、その代表者が個人として、その事業の全部を承継する場合

(4) 許可を有している個人が死亡し、その法定相続人がその事業を承継する場合

(5) 許可を有している個人が、高齢又は傷病等により事業を継続できなくなり、その親族がその事業を承継する場合

(6) 許可を有している法人が合併により消滅し、その代表者が、合併後の法人の代表者となり、その事業を承継する場合

(7) その他市長が必要と認める場合

(許可基準)

第5条 一般廃棄物処理業の許可に係る基準は、別に定めるとおりとする。

(更新許可の時期)

第6条 許可期間の満了により引き続き許可を受けようとする者は、規則第9条の規定による許可の申請を許可期間満了日の30日前までに行うものとする。

(添付書類)

第7条 規則第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理業許可申請書（規則様式第5号）と併せて提出する書類は、別表1のとおりとする。

(実地調査)

第8条 一般廃棄物処理業の許可申請の審査に当たって、申請に係る事項について実地調査し、設備の状況とその他必要な事項を確認するものとする。ただし、許可の更新申請の場合において、既に確認した事項に変更がない時は、省略することができる。

(標準処理期間)

第9条 一般廃棄物処理業の許可申請に対する標準処理期間は、30日間とする。

(更新許可時の不許可処分)

第10条 市長は、更新許可を受けようとする者で、次の各号のいずれかに該当するときは不許可処分とすることができる。

(1) 許可を受けた一般廃棄物処理業に係る業務を全く行わなかったとき。

(2) 市長の指導に従わなかったとき。

(許可条件)

第 11 条 規則第 10 条に規定する許可処分の際に付する条件は、次に掲げるものとする。その他必要と認められる場合は、許可業者毎に条件を付するものとする。

1 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可

- (1) 許可業者は、他市町村の一般廃棄物を弘前市分として弘前地区環境整備事務組合が管理する一般廃棄物処理施設等へ搬入してはならない。
- (2) 許可業者が一般廃棄物を収集・運搬する場合は、シート等で覆いをするなど一般廃棄物が飛散し及び流出しないようにし、収集運搬車両については汚水、悪臭が漏れないようにしなければならない。
- (3) 収集運搬車両及び作業用具は常に整備し、収集・運搬時における清潔保持に努めなければならない。
- (4) 収集運搬車両は、法令による点検、整備を遵守し、運行にあたっては道路交通法等に基づいて安全運転の確保に努めなければならない。
- (5) 許可を受けた収集運搬車両（特定家庭用機器等の荷卸しに使用する車両を除く）の左右に「弘前市一般廃棄物許可第〇〇号」並びに許可業者名を明記（磁石式シート等の簡易に付替えができるもの）の使用は認めない。）しなければならない。
- (6) 許可業者は、収集した一般廃棄物を、分別した品目ごとに、それぞれ適正に処理することが可能な弘前地区環境整備事務組合が管理する一般廃棄物処理施設等へ運搬しなければならない。
- (7) 許可業者は、許可業務に従事する職員に事業主の発行する身分証明書を必ず携帯させなければならない。
- (8) 許可業者は、一般廃棄物の収集・運搬料金を徴収する際には、必ず領収書を発行しなければならない。
- (9) 許可業者は、市民からの収集の依頼には速やかに対応することとし、その言動・態度には十分留意し、市民の信頼を損なうような行為をしてはならない。

2 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業許可

- (1) 許可業者は、他市町村のし尿及び浄化槽汚泥を弘前市分として津軽広域連合が管理するし尿処理施設等へ搬入してはならない。
- (2) 許可業者は、収集・運搬時にし尿及び浄化槽汚泥が飛散、流出、汚水漏れ等がないようにし、また、悪臭を除去するため脱臭装置を取り付け、良質の脱臭剤を使用すること。
- (3) 収集運搬車両及び作業用具は常に整備し、収集運搬時における清潔保持に努めなければならない。また、作業終了後は、汲み取り口周辺に消毒薬剤を散布すること。
- (4) 収集運搬車両は、法令による点検、整備を遵守し、運行にあたっては道路交通法等に基づいて安全運転の確保に努めなければならない。
- (5) 浄化槽汚泥を津軽広域連合が管理するし尿処理施設等へ搬入する場合は、浄化槽汚泥であることを施設管理者へ申告すること。
- (6) 津軽広域連合が管理するし尿処理施設等の故障または工事等により投入を削減し、または投入の一時休止を指示したときは、これに従うこと。
- (7) し尿または浄化槽汚泥収集依頼者には、収集前及び収集後にメーターの確認を求めること。ただし、その確認を不要として了解したときはこの限りでない。
- (8) 許可業者は、許可業務に従事する職員に、事業主の発行する身分証明書を必ず携帯させなければならない。
- (9) 許可業者は、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬料金を徴収する際には、必ず領収書を発行しなければならない。
- (10) 許可業者は、市民からの収集の依頼には速やかに対応することとし、その言動・態度には十分留意し、市民の信頼を損なうような行為をしてはならない。

3 一般廃棄物処分業許可

- (1) 許可業者は、搬入された許可対象廃棄物及び処理過程のもの等が飛散、流出、発火、悪臭発散等しないよう、必要な措置を講じなければならない。また、周辺地の生活環境に影響を及ぼすことがないよう十分配慮しなければならない。
- (2) 許可業者は、処理設備及び作業用具は常に整備し、施設内の清潔保持に努めなければならない。
- (3) 許可業者は、許可業務に従事する職員に事業主の発行する身分証明書を必ず携帯させなければならない。
- (4) 許可業者は、許可対象廃棄物の処分料金を徴収する際には、必ず領収書を発行しなければならない。
- (5) 許可業者は、市等の保有する施設では処理困難な一般廃棄物について、その処分能力を有する場合は、その種類・量等において最大限受け入れるよう努めなければならない。
- (6) 許可業者は、市民からの処分の依頼には速やかに対応することとし、その言動・態度には十分留意し、市民の信頼を損なうような行為をしてはならない。

(変更の届出)

第12条 規則第13条の規定により一般廃棄物処理業等変更届(規則様式第10号)により変更の届出が必要となる事項及び当該申請書と併せて提出する書類は、別表2のとおりとする。

(収集運搬車両の一時使用)

第13条 許可業者は、許可を受けている収集運搬車両以外の車両をやむを得ない事情により一時使用する場合は、使用開始の前日までに市長の承認を受けなければならない。

(契約書及び帳簿の記載等)

第14条 許可業者は、契約関係書類及び環境省令で定める事項を記録した帳簿を整備しなければならない。

2 前項に規定する業務の状況を記録した帳簿は、1カ月を単位として記録し、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

3 市長は、業務の状況を確認するため、必要に応じて帳簿等の提出を指示することができる。

(処理施設利用手数料)

第15条 許可業者は、弘前地区環境整備事務組合が管理する一般廃棄物処理施設等へ一般廃棄物を搬入する場合には、搬入するごみ量によって処分手数料を納入しなければならない。

(安全管理)

第16条 許可業者は、業務に従事する者の安全管理を図るため、講習会等に努めて参加し、安全管理に留意しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第17条 許可業者は、理由のいかんを問わず第三者に対し、許可業務の全部若しくは一部の業務を委託し若しくは請け負わせる等、権利義務を譲渡してはならない。

(賠償責任)

第18条 許可業者の責に帰すべき行為によって、許可業者が他に損害を与えた場合における損害は、許可業者が直接賠償の責任を負わなければならない。また、その場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

(行政処分基準)

第19条 規則第14条の規定による許可の取消し等の行政処分の基準は、別に定めるとおりとする。

(委任)

第20条 この要綱を定めるもののほか、一般廃棄物処理業許可に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に受けている許可等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

別表1 (第7条関係)

提出書類	該当条項	収集運搬業				処分業	
		ごみ		し尿及び 浄化槽汚泥			
		新規許可	更新許可	新規許可	更新許可	新規許可	更新許可
住民票の写し	規則第9条(1)ア	個	個	個	個	個	個
定款の写し	規則第9条(1)ア	法	法	法	法	法	法
現在事項全部証明書	規則第9条(1)ア	法	法	法	法	法	法
誓約書(様式第1号)	規則第9条(1)イ	共	共	共	共	共	共
事業計画書(様式第2号)	規則第9条(1)ウ	共	共	共	共	共	共
事業収支見積書(様式第3号)	規則第9条(1)ウ	共		共		共	
履歴書(様式第4号)	規則第9条(1)エ	共	共	共	共	共	共
役員名簿(様式第5号)	規則第9条(1)エ	共	共	共	共	共	共
従業員名簿(様式第6号)	規則第9条(1)オ	共	共	共	共	共	共
車両一覧表(様式第7号、様式第8号)	規則第9条(1)カ	共	共	共	共		
設備・器材一覧表(様式第9号)	規則第9条(1)カ					共	共
処理設備(器材)等の概要(様式第10号)	規則第9条(1)キ					共	共
営業所見取図・写真(様式第11号)	規則第9条(1)ク	共	共	共	共	共	共
車庫見取図・写真(様式第12号)	規則第9条(1)ク	共	共	共	共		
施設見取図・写真(様式第13号)	規則第9条(1)ク					共	共
事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第14号)	規則第9条(1)ケ	共		共		共	
事業収支書(様式第15号)	規則第9条(1)ケ		個		個		個
決算報告書	規則第9条(1)ケ	法	法	法	法	法	法
契約状況調査票(様式第16号)	規則第9条(1)ケ	共	共			共	共
納税を証する書類	規則第9条(1)ケ	共	共	共	共	共	共
従業員の身分証明書の写し	規則第9条(1)ケ	共	共	共	共	共	共
土地及び家屋の所有権又は使用権を証する書類	規則第9条(1)ケ	共	共	共	共	共	共
車両台帳(様式第17号、様式第18号)	規則第9条(1)ケ	共	共	共	共		
自動車検査証の写し	規則第9条(1)ケ	共	共	共	共		
自動車保険契約を締結していることを証する書類の写し	規則第9条(1)ケ	共	共	共	共		
廃棄物の積替え及び保管を行う場合、一般廃棄物積替え保管実施計画書(様式第19号)	規則第9条(1)ケ	共	共				
施設の構造及び設備の設計図面、設備の設計計算書等	規則第9条(1)ケ					共	
現行許可証の写し	規則第9条(1)ケ		共		共		共
他行政機関での廃棄物処理業許可取得状況一覧(様式第20号)	規則第9条(1)ケ	共	共	共	共	共	共
産業廃棄物処理業許可又は他市町村の一般廃棄物処理業許可を受けている場合、その写し	規則第9条(1)ケ	共	共	共	共	共	共

※ 共：法人及び個人の提出書類、法：法人の場合の提出書類、個：個人の場合の提出書類

※ 上記に定めるもののほか、必要に応じて書類の提出を求めるものとする。

別表 2 (第 12 条関係)

変更事項		添付書類	
		申請者が法人の場合	申請者が個人の場合
住所の変更		定款及び寄付行為及び登記事項証明書	住民票の写し
氏名又は名称の変更		定款及び寄付行為及び登記事項証明書	住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
法定代理人及び役員等使用人の変更		誓約書(様式第 1 号)、履歴書(様式第 4 号)、役員名簿(様式第 5 号)、登記事項証明書	
営業所の変更		営業所見取図・写真(様式第 11 号)、土地及び家屋の所有権又は使用権を証する書類	左に同じ
事業の用に供する主要な施設(車両、車庫等)の変更	車両	車両一覧表(様式第 7 号)、車両台帳(様式第 17 又は 18 号)、自動車検査証の写し、自動車保険契約を締結していることを証する書類の写し、車両を増車する場合にあってはその理由書	左に同じ
	車庫	営業所見取図・写真(様式第 11 号)、土地及び家屋の所有権又は使用権を証する書類	左に同じ

※ 上記に定めるもののほか、必要に応じて書類の提出を求めるものとする。

4. 弘前市一般廃棄物処理業者に対する行政処分に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年弘前市条例第96号。以下「条例」という。）及び弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成18年弘前市規則第72号。以下「規則」という。）に基づく、一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者に不利益をもたらす行政処分（以下「行政処分」という。）に関して、その基準及び手続きを定めることにより、行政処分の公正の確保及び透明性の向上を資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 処理業者 許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者をいう。

(2) 処理基準 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する一般廃棄物処理基準をいう。

(行政処分の種類)

第3条 行政処分は、行政指導では法の目的を達成することができない場合に行うものとし、その種類は、当該各号に定めるところによる。

(1) 改善命令は、法第19条の3の規定に基づき、処理基準に適合しない一般廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行う処理業者に対し、その方法の変更その他必要な改善を命じることをいう。

(2) 措置命令は、法第19条の4の規定に基づき、処理基準に適合しない一般廃棄物の処分により生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがある場合で、当該処分を行った者に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を命じることをいう。

(3) 許可の取消しは、法第7条の4の規定に基づき、処理業者に対し、許可を取り消すことをいう。

(4) 事業の停止命令は、法第7条の3の規定に基づき、処理業者に対し、期間を定めて事業の全部又は一部の停止を命じることをいう。

第2章 行政処分の基準

(改善命令)

第4条 改善命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に、期間を定めて行うことができる。

(1) 行政指導では、保管、収集、運搬又は処分の方法が改善されないとき。

(2) 早急に保管、収集、運搬又は処分の方法の改善を必要とするとき。

(措置命令)

第5条 措置命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に、期間を定めて行うことができる。

(1) 行政指導では、支障の除去等の措置が講じることができないとき。

(2) 早急に支障の除去等の措置を講じる必要があるとき。

(許可の取消し)

第6条 許可の取消しは、別表第1に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合に行わなければならない。

2 許可の取消しは、前項に該当する場合のほか、別表第1の2に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合に行うことができる。

3 前2項の場合において、当該業者が複数の業の許可を持つときは、その全ての許可を処分の対象とすることができる。

(事業の停止命令)

第7条 事業の停止命令は、別表第2に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合に行うことができる。

(事業の停止期間)

第8条 事業の停止期間は、別表第2のとおりとする。

(事業の停止期間の軽減)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の停止期間を軽減することができる。この場合における軽減日数は、前条の規定による期間の2分の1を限度とする。

(1) 違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。

(2) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講じる等、軽減するに足りる理由があると認められるとき。

(事業の停止期間の加重)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の停止期間を加重することができる。この場合における加重日数は、第6条の規定による期間の2分の1を限度とする。

- (1) 違反行為の結果、生活環境の保全上重大な支障が生じたとき。
- (2) 事業の停止命令を受けた日から起算して5年以内に再び、行政処分理由に該当する行為を行ったとき。

(複数違反の場合の取扱い)

第11条 市長は、違反行為が2以上ある場合は、最も処分の重い違反行為について処分する。ただし、特に必要と認める場合は、各違反行為の処分を合算したものを限度として処分する。

(第三者に対する違反行為の実行要求等に係る行政処分)

第12条 第6条及び第7条の規定は、処理業者が第三者に対して違反行為の実行を要求若しくは依頼又は教唆若しくはほう助したときも、これを適用する。

(警告)

第13条 市長は、処理業者が法又は条例等の規定に違反する行為を行った場合には、文書により警告することができる。

第3章 行政処分の手続

(聴聞)

第14条 市長は、許可の取消し又は事業の停止期間が60日を超える停止命令を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者について聴聞を行わなければならない。ただし、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第2項及び弘前市行政手続条例(平成18年条例第22号)第13条第2項の規定により聴聞を要しない場合を除く。

(弁明の機会の付与)

第15条 市長は、事業の停止期間が60日以下の停止命令を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者について、弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 生活環境保全上の支障が生じており、早急にその支障を除去する必要があるとき。
- (2) 生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、支障が生じた後では支障の除去又は生活環境の回復が望めないとき。
- (3) 生活環境保全上の支障が生じており、その支障が広範囲に及ぶため、影響を受ける者が多数に及ぶとき。

(口頭による弁明の聴取)

第16条 市長は、弁明を口頭であることを認めたときは、市民生活部環境課長の指名する職員は、弁明を記録しなければならない。

2 口頭による弁明の聴取は、市民生活部環境課長が主宰する。

(行政処分の実施)

第17条 行政処分の実施に当たっては、弘前市行政手続条例(平成18年弘前市条例第22号)等によることとする。

第4章 雑則

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

	処分理由	根拠条文	関係条文
1	無許可で廃棄物の収集運搬を業として行い、情状が特に重いとき。	法第7条の4第1項第5号	法第7条第1項
2	法に定める欠格事由に該当したとき。	法第7条の4第1項第1～4号	法第7条第5項第4号
3	無許可で廃棄物の処分を業として行い、情状が特に重いとき。	法第7条の4第1項第5号	法第7条第6項
4	再委託禁止違反をし、情状が特に重いとき。		法第7条第14項
5	無許可で事業の範囲を変更し、情状が特に重いとき。		法第7条の2第1項
6	市長の事業停止命令に違反する行為を行ったとき。		法第7条の3
7	名義貸し禁止違反をし、情状が特に重いとき。		法第7条の5
8	投棄禁止違反をし、情状が特に重いとき。		法第16条
9	焼却行為禁止違反をし、情状が特に重いとき。		法第16条の2
10	改善命令に違反し、情状が特に重いとき。		法第19条の3
11	措置命令に違反し、情状が特に重いとき。		法第19条の4第1項
12	上記以外で法若しくは法に基づく処分に違反し、情状が特に重いとき。		

別表第1の2（第6条関係）

	処分理由	根拠条文	関係条文
1	業の許可の規定による許可申請で、虚偽の申請をしたとき。	法第7条の4第1項第6号	法第7条第1項、第6項
2	事業の用に供する施設又は能力が法施行規則第2条の2又は第2条の4で定める基準に適合しなくなったとき。	法第7条の4第2項	法第7条第5項第3号、第10項第3号
3	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可に付した条件に違反したとき。		法第7条第11項
4	業の変更許可の規定による許可申請で、虚偽の申請をしたとき。	法第7条の4第1項第6号	法第7条の2第1項
5	処理基準違反をし、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。	法第7条の4第1項第5号	法第7条第13項
6	許可証の譲渡等禁止違反をし、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。	法第7条の4第1項第5号	
7	市長から30日以上事業の停止命令を受けた後、5年以内に法又は条例等に違反する行為をし、当該処分と同程度以上の処分に該当するものと認められるとき。		法第7条の3
8	上記以外で条例等に違反をし、違反の程度が重大であると認められるとき。		

別表第2（第7条、第8条関係）

	処分理由	根拠条文	関係条文	処分期間日数	
				下限	上限
1	公共の場所等の清潔の保持違反をしたとき。	法第7条の3第1項	法第5条第1項、第3項、第4項	30	60
2	無許可で廃棄物の収集運搬を業として行ったとき。		法第7条第1項	30	60
3	事業の用に供する施設又は能力が法施行規則第2条の2又は第2条の4で定める基準に適合しなくなったとき。	法第7条の3第2号	法第7条第5項第3号、第10項第3号	改善に必要な期間	
4	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可に付した条件に違反したとき。	法第7条の3第3号	法第7条第11項	15	30
5	無許可で廃棄物の処分を業として行ったとき。	法第7条の3第1号	法第7条第6項	30	60
6	処理料金上限規定に違反したとき。		法第7条第12項	7	15
7	法施行令に定める処理基準違反をしたとき。		法第7条第13項	20	40
8	再委託禁止違反したとき。		法第7条第14項	30	60
9	帳簿を備えず、又は法施行規則で定める指定事項を記載せず、又は帳簿を保存せず、又は虚偽の記載をしたとき。		法第7条第15項、第16項	20	40
10	無許可で事業の範囲を変更したとき。		法第7条の2第1項	30	60
11	事業の廃止若しくは諸事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。		法第7条の2第3項	20	40
12	名義貸し禁止違反をしたとき。		法第7条の5	30	60
13	投棄禁止違反をしたとき。		法第16条	30	60
14	焼却行為禁止違反をしたとき。		法第16条の2	30	60
15	報告違反をしたとき。		法第18条	20	40
16	改善命令違反をしたとき。		法第19条の3第1項第1号	30	60
17	措置命令違反をしたとき。		法第19条の4第1項	30	60
18	業の許可の規定による許可申請で、虚偽の申請をしたとき。		法第7条第1項、第6項	30	60
19	業の変更許可の規定による許可申請で、虚偽の申請をしたとき。		法第7条の2第1項	30	60
20	許可証の譲渡等禁止違反をしたとき。			30	60
21	立入検査規定に違反したとき。		法第19条第1項	7	15
22	上記以外で法又は条例等に違反する行為をし、特に事業の停止命令を行う必要があると認められるとき。			7	60

5. 弘前市再生資源回収運動推進報償金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、弘前市内の家庭から排出される再生利用が可能な資源物を集団で回収する活動（以下「再生資源回収運動」という。）をする市民の団体に対し、再生資源回収運動推進報償金（以下「報償金」という。）を交付し、資源物の回収の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源 新聞紙・チラシ類、雑誌・雑がみ類、ダンボール・厚紙、紙パック、アルミ製缶、布類、ビールプラスチック箱、ペットボトル及びび空ビンをいう。
- (2) 回収業者 市と「再生資源回収運動推進に関する協定」を締結した業者をいう。
- (3) 登録団体 市に申請し登録された再生資源回収運動を行う団体をいう。

(団体の登録申請等)

第3条 報償金の交付を受けようとする団体は、団体代表者を選出するとともに、弘前市再生資源回収運動団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、弘前市再生資源回収運動団体登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 登録団体は、登録した事項に変更があったときは、弘前市再生資源回収運動団体登録事項変更承認申請書（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

4 登録団体は、自ら登録の取消しを受けようとするときは、弘前市再生資源回収運動団体登録廃止申請書（様式第4号）を速やかに市長に提出するものとする。

(登録団体の要件)

第4条 登録団体の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法人格を有しない団体であること。ただし、認可地縁団体を除く。
- (2) 市内に住所を有すること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (4) 登録団体の構成員に暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）を有しないこと。

(登録の取消し)

第5条 市長は、登録団体が次の各号に該当するとき、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第9条における報償金の申請において、回収量等の虚偽申告等を行ったとき。
- (2) 第4条第1号から第4号までのいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 市長が求める書類の提出に応じなかったとき。
- (4) 最後に報償金の申請を行った時点から、市長への連絡なしに2年間申請がないとき。

2 第1項第1号の規定に該当することにより登録の取消しを受けた登録団体は、再度第3条第1項に規定する登録申請を行うことができないものとする。

3 第1項第2号から第4号までの規定に該当することにより登録の取消しを受けた登録団体は、取消し事由が是正されたことを市長が認めるまでの間、再度第3条第1項に規定する登録申請を行うことができないものとする。

(登録要件にかかる調査等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、登録要件にかかる調査を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する調査を行うに当たり、登録団体に対し、必要な書類等の提出を求めることができる。

(車両の登録申請)

第7条 再生資源を車両に積み込み再生資源回収運動を行う場合は、あらかじめ登録団体及び回収業者毎に、車両登録申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(再生資源回収運動の実施要件)

第8条 登録団体及び回収業者は、回収日、回収場所、回収再生資源及び再生資源の持ち込みについて、あらかじめ、取り決めるものとする。なお、回収場所について、行政回収による家庭ごみの収集に利用されるステーションを使用する場合は、行政回収の廃棄物と混同しないよう配慮し、行政回収と再生資源回収運動が重なる場合は、再生資源回収運動であることを明示するものとする。

2 登録団体は、可能な限り回収に立ち合い、登録団体の責任で回収場所の維持管理を行うものとする。

3 登録団体及び回収業者は、回収実施に関して問題が生じたときは、双方の協議により解決するものとする。

(報償金の交付申請)

第9条 報償金の交付を受けようとする登録団体は、弘前市再生資源回収運動推進報償金交付申請書(様式第6号。以下「交付申請書」という。)に回収業者が発行する再生資源集荷引取伝票(様式第7号。以下「引取伝票」という。)を添えて市が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(代理申請)

第10条 登録団体は、前条の申請を回収業者に委任することができる。

- 2 前項の規定により、回収業者が申請の委任を受けた場合は、登録団体から委任状(様式第8号)を徴収し、あらかじめ市長に提出しなければならない。
- 3 回収業者が代理による申請を行う場合は、電子申請システムにより申請を行うこととする。この場合において、交付申請書及び引取伝票は不要とする。

(報償金の交付)

第11条 市長は、前2条の申請があったときは、申請内容に基づき内容を審査し、報償金の交付を決定するものとする。

2 登録団体への報償金の額は、回収資源物ごとの回収量1キログラムにつき4円とする。ただし、ビールプラスチック箱及び空ビンについては、個数に対して次の各号に掲げる重量を乗じた回収量とする。

- (1) ビールプラスチック箱は1箱につき2キログラム
- (2) 1.0リットル以上のビンは1本につき1キログラム
- (3) 0.5リットル以上1.0リットル未満のビンは1本につき0.5キログラム
- (4) 0.5リットル未満のビンは1本につき0.4キログラム

- 3 報償金は、登録団体が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、個人名義の口座を指定してはならない。
- 4 登録団体は、あらかじめ市長へ口座振替依頼書(様式第9号)を提出しなければならない。
- 5 市長は、市長が別に定める最終申請期限までに申請がないものについては、原則として交付しないものとする。

(報償金の返還)

第12条 報償金の交付を受けたものが、回収量の虚偽申告等の報償金申請に関する不正行為を行った場合は、報償金の全額又は一部について返還しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 弘前市再生資源回収運動推進報償金交付要綱(平成27年4月1日)は、廃止する。

6. 弘前市電動式生ごみ処理機貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、電動式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の貸出しを行い、市民が実際に処理機を利用し、その効果を体験することにより、市民による生ごみの自家処理の推進並びにごみ排出量の削減及びごみ減量の意識の高揚を図ることを目的とする。

(貸出対象世帯)

第2条 処理機の貸出対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 処理機の設置場所を確保できる者
- (3) 処理機を適正に維持管理できる者

(貸出期間等)

第3条 処理機の貸出期間は、1年以内とする。ただし、前条の要件を満たさなくなった場合は、速やかに返却するものとする。

(貸出手続及び費用負担)

第4条 処理機の貸出しを受けようとする者は、生ごみ処理機貸出申請書（別記様式）により、市長に申請しなければならない。

- 2 貸出しは、1世帯につき1台とし無償とする。ただし、処理機の使用及び運搬に要する経費は、貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。
- 3 処理機の貸出しは、借受者に対し、市役所担当部署の窓口（以下「市の窓口」という。）において直接引き渡す方法で行うものとする。

(返却方法)

第5条 処理機の返却は、使用者が市の窓口へ直接返却するものとする。

- 2 使用者は、返却する際、処理機を次の借受者の支障にならないよう、借受時と同じ状態で返却するものとする。

(遵守事項)

第6条 借受者は、生ごみ処理機の使用に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 生ごみ処理機を毀損又は紛失しないよう注意すること。
- (2) 生ごみ処理機を常に良好な状態で使用すること。
- (3) 処理機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (4) 次の借受者に支障を来さないよう、生ごみ処理機を原状に回復して返却すること。

(貸出しの取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは貸し出した処理機を返却させることができる。

- (1) 使用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第8条 市長は、借受者が故意又は過失により生ごみ処理機を毀損又は紛失した場合は現品又は市長が相当と認める金額をもって賠償させることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成26年5月12日から施行する。

様式（省略）

7. 弘前市廃棄物減量等推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弘前市の廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進を図るため、弘前市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）を設置し、必要な事項について定めるものとする。

(活動内容)

第2条 推進員は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) ごみの減量化、資源化に関すること。
- (2) ごみの適正排出及び分別並びに不法投棄防止のための指導に関すること。
- (3) 地域の清潔保持等に関すること。
- (4) その他ごみの適正処理に関すること。

(配置及び活動区域)

第3条 推進員は、弘前市に存する町内会の区域毎に原則2名配置する。

2 前項の規定にかかわらず、町会の必要性に応じて推進員を増減することができる。

3 推進員の活動区域は、当該推進員の所属する町内会の区域とする。

(委嘱)

第4条 推進員は、社会的信望があり、かつその活動を行うのに必要な識見を有する者で、当該町内会長が推薦する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 推進員の任期は1年以内とする。ただし補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(解嘱)

第6条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、これを解嘱するものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 活動が遂行できなくなったとき。
- (3) その他推進員として不相当と認めるとき。

(腕章等の貸与)

第7条 推進員には、その身分を証する推進員手帳を交付し、腕章等を貸与する。

2 推進員は、その身分を明確にし、適切な活動を行うにあたり、推進員手帳、腕章等を携帯しなければならない。

3 推進員は、その役目を終えたときは、推進員手帳及び腕章を返還しなければならない。

(報酬等)

第8条 推進員の活動を支援するため、推進員には予算の範囲内において報酬及び衣服等を支給する。

2 推進員が公務の遂行を補助するため旅行した場合は、弘前市職員等の旅費に関する条例（平成18年弘前市条例第46号）及び弘前市職員等の旅費等に関する条例施行規則（平成18年弘前市規則第41号）に基づき、その費用を弁償する。

(活動上の注意事項)

第9条 推進員は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 推進員は、その信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(研修)

第10条 市は、推進員として必要な知識の養成と、その資質の向上を図るため研修会を実施する。

(活動の報告)

第11条 市長は、推進員に対し必要に応じ活動状況の報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年2月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日において、合併前の推進員であった者は、施行日において第4条の規定により推進員に委嘱された者とみなし、その任期は、第5条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

8. 弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例

昭和54年10月11日

条例第3号

改正	昭和60年3月26日	条例第2号	平成14年12月26日	条例第1号
	昭和60年12月27日	条例第3号	平成24年11月19日	条例第1号
	平成元年7月27日	条例第1号	平成26年2月25日	条例第1号
	平成5年6月28日	条例第1号	平成27年11月25日	条例第1号
	平成9年3月22日	条例第1号	令和2年7月21日	条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、弘前地区環境整備事務組合（以下「組合」という。）が管理運営するごみ処理施設（以下「処理施設」という。）の廃棄物処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定するものをいう。
- (2) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定するもののうち、可燃のものをいう。

(処理施設の使用許可)

第3条 組合の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者（組合を構成する市町村を除く。）は、管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めた場合は、許可を受けることを要しない。

(一般廃棄物の処分手数料)

第4条 前条の場合において、一般廃棄物の処分に関し徴収する手数料(以下「処分手数料」という。)の額は 次の表により算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税相当率」という。）に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

種 別	手数料の額
可燃ごみ	10キログラムまでごとに100円
不燃・粗大ごみ	10キログラムまでごとに125円
資源ごみ（容器包装類に限る。）	無料

2 処分手数料は、処分の都度納めなければならない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 処分手数料を納期限までに納付しないときの督促、延滞金の徴収及び滞納処分については、弘前市督促等に関する条例（平成18年弘前市条例第70号）の例による。

4 管理者は、災害その他特別の理由があると認められるときは、申請により処分手数料を減免することができる。

(組合が処分する産業廃棄物)

第5条 法第11条第2項の規定により、組合が一般廃棄物と合わせて処分することが必要であると認める産業廃棄物は、一般廃棄物の処分に支障のない範囲で管理者が定める。

(産業廃棄物の処分費用)

第6条 前条の場合において、法第13条第2項の規定により産業廃棄物の処分に要する費用(以下「処分費用」という。)として徴収する額は、管理者の定めた実費の処理費用に消費税相当率に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

2 第4条第2項の規定は、前項の処分費用について準用する。

3 管理者は、特に必要と認めるときは、申請により第1項の処分費用を減免することができる。

(技術管理者の資格)

第7条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生

工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科若しくは化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
(委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定中可燃ごみに係る部分及び第6条の規定は、昭和54年12月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 第4条の規定中可燃ごみに係る部分及び第6条の規定は、昭和54年12月1日以後の搬入に係る一般廃棄物又は産業廃棄物から適用する。
(弘前地区環境整備事務組合衛生センター条例の廃止)
- 3 弘前地区環境整備事務組合衛生センター条例(昭和37年弘前地区環境整備事務組合条例第5号)は、廃止する。

附 則 (昭和60年3月26日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設使用条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第1項の規定(可燃ごみの部分に限る。以下同じ。)の適用については、この条例の施行の日から昭和61年5月31日までの間(以下「第1期」という。)においては、同項の表可燃ごみ50キログラムの場合の項中「150円」とあるのは「120円」と、同表可燃ごみ50キログラムを超えた場合の項中「30円」とあるのは「25円」と、「150円」とあるのは「125円」とし、同年6月1日から昭和62年5月31日までの間(以下「第2期」という。)においては、同表可燃ごみの項中「150円」とあるのは「140円」と、「30円」とあるのは「28円」とする。
- 3 改正後の条例第6条第1項の規定の適用については、第1期においては、同項中「30円」とあるのは「25円」とし、第2期においては、同項中「30円」とあるのは「28円」とする。
- 4 前2項の場合において、計算して得た手数料又は処分に要する費用の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 5 改正後の条例第4条第1項又は第6条第1項の規定は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める日以後の搬入に係る一般廃棄物又は産業廃棄物から適用する。
 - (1) 第1期の場合 昭和60年6月1日
 - (2) 第2期の場合 昭和61年6月1日
 - (3) 第2期経過後の場合 昭和62年6月1日

附 則（昭和60年12月27日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年7月27日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設使用条例第4条第1項及び第6条第1項の規定は、平成元年8月1日以後の搬入に係る一般廃棄物又は産業廃棄物から適用する。

附 則（平成5年6月28日条例第1号）

この条例は、弘前地区環境整備事務組合同規約の一部を変更する規約（平成5年青森県指令第2531号）の施行の日（8月12日）から施行する。

附 則（平成9年3月22日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設使用条例第4条第1項及び第6条第1項の規定は、平成9年4月1日以後の搬入に係る一般廃棄物又は産業廃棄物から適用する。

附 則（平成14年12月26日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設使用条例第4条第1項及び第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される一般廃棄物及び産業廃棄物について適用し、同日前までに搬入される一般廃棄物及び産業廃棄物については、なお従前の例による。

附 則（平成24年11月19日条例第1号）

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年2月25日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例第4条第1項及び第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される一般廃棄物及び産業廃棄物について適用し、同日前に搬入される一般廃棄物及び産業廃棄物については、なお従前の例による。

附 則（平成27年11月25日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行日前にし尿処理施設に搬入されたし尿に関する事務については、なお従前の例による。
- 3 改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例第4条第1項及び第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される一般廃棄物及び産業廃棄物について適用し、同日前に搬入される一般廃棄物及び産業廃棄物については、なお従前の例による。

附 則（令和2年7月21日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例の規定は、令和3年4月1日以後に発生した処分手数料の未納により生じる督促、延滞金の徴収及び滞納処分に適用する。

9. 弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例施行規則

昭和54年10月26日

規則第2号

改正	昭和60年3月26日	規則第1号	平成27年3月25日	規則第1号
	昭和60年12月27日	規則第2号	平成27年9月25日	規則第2号
	昭和63年5月26日	規則第1号	平成27年11月25日	規則第4号
	平成4年3月31日	規則第1号	平成28年2月24日	規則第1号
	平成5年6月28日	規則第2号	令和2年7月21日	規則第1号
	平成15年3月25日	規則第1号	令和4年1月24日	規則第1号
	平成24年11月19日	規則第1号		

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例(昭和54年弘前地区環境整備事務組合条例第3号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(施設の設置)

第2条 弘前地区環境整備事務組合(以下「組合」という。)が管理運営するごみ処理施設(以下「処理施設」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
弘前地区環境整備センター	弘前市大字町田字筒井6番地2
南部清掃工場	弘前市大字小金崎字川原田54番地

(処理施設の利用時間及び休業日)

第3条 処理施設の利用時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。

2 処理施設の休業日は、次のとおりとする。

名 称	休 業 日
弘前地区環境整備センター	1 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで 2 第1日曜日及び第3日曜日
南部清掃工場	1 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで 2 第2日曜日及び第4日曜日

3 前2項の規定は、管理者が特別の事情があると認めるときは、変更することができる。

(搬入を制限する廃棄物)

第4条 処理施設には、組合を組織する地方公共団体の区域(平川市にあっては平成17年12月31日における平賀町及び碓ヶ関村の区域、藤崎町にあっては平成17年3月27日における藤崎町の区域に限る。以下同じ。)以外において排出された廃棄物を搬入してはならない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる廃棄物を搬入してはならない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 危険性を有するもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、処理施設の業務を困難にするおそれのあるもの

(処理施設の使用許可申請等)

第5条 条例第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、あらかじめ廃棄物処理施設使用許可申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、これを審査し、処分を適当と認めるときは、廃棄物処理施設使用許可証(様式第2号。以下「許可証」という。)を交付する。

3 前項の許可証の交付を受けた者は、当該許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

第6条 条例第3条第2項の管理者が特に必要と認めた場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 組合を組織する地方公共団体の長から収集運搬業の許可を受けている者のうち管理者が特に

必要と認めた者が搬入する場合

(2) 単回の搬入である場合

2 前項第2号による場合には、搬入前に廃棄物搬入届（様式第3号）を提出しなければならない。

（処分手数料の徴収方法）

第7条 条例第4条第1項に規定する一般廃棄物の処分に関し徴収する手数料（以下「処分手数料」という。）は、組合が発行する廃棄物処分券（様式第4号。以下「処分券」という。）を購入して納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、処分手数料を1月ごとに集計し、弘前地区環境整備事務組合財務規則（昭和52年弘前地区環境整備事務組合規則第3号）第3条の規定による納入通知書により納付するものとする。この場合においては、指定期限内に処分手数料を納付しなければならない。

3 購入済みの処分券が不要になったため、その払戻しを受けようとする者は、廃棄物処分券払戻請求書（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

（後納の承認申請）

第7条の2 後納（前条第2項の規定により、処分手数料を1月ごとに集計し、納入通知書により納付することをいう。以下同じ。）を希望する者は、廃棄物処分手数料後納申請書（様式第6号）に一般廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付して管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公的機関等（市町村、県、国等の官公庁その他これらに準ずる団体であって、現金の取扱いが業務上困難であり、かつ公益性のある事業を行っている団体をいう。）が後納を希望する場合は、当該公的機関等を代表する者が管理者に対し、文書により依頼するものとする。この場合においては、一般廃棄物収集運搬業許可証の写しの添付は不要とする。

（後納の承認の可否）

第7条の3 管理者は、前条の規定による申請（又は依頼）があった場合は、その内容が管理者が別に定める後納を承認する基準に該当するかどうかを審査し、承認の可否を廃棄物処分手数料後納承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（後納の承認取消）

第7条の4 正当な理由なくして指定期限内に後納に係る処分手数料の納付がない場合又は管理者が別に定める後納を取り消す基準に該当する場合は、管理者は、後納の承認を取り消し、及び取消しとなった日の前日までの当該月の処理量に係る処分手数料を一時に徴収することができる。

2 管理者は、前項の規定により処分手数料の後納を取り消したときは、廃棄物処分手数料後納承認取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（処分手数料の減免）

第8条 条例第4条第4項の規定により、処分手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処分手数料減免申請書（様式第10号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、審査のうえ減免の可否を決定し、減免の申請者に対し廃棄物処分手数料減免決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（搬入手続）

第9条 処理施設に廃棄物を搬入しようとするときは、許可証等を提示し、検査を受け、及び搬入量の計量を受けなければならない。

2 管理者は、必要に応じて、廃棄物の展開検査をすることができる。

（搬入の停止等）

第10条 管理者は、処理施設の管理上必要と認めるときは、期間を定め、廃棄物の搬入を制限し、又は停止することができる。

（許可の取消等）

第11条 管理者は、施設を使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は期間を定めて廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。

(1) 法令、条例又はこの規則に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な申請により許可を受けたとき

(3) 施設内で危険な行為を行い、又は秩序を乱すなど管理運営上支障があると認められるとき

2 管理者は、前項の規定により許可の取消し又は廃棄物搬入の停止を決定したときは、文書で通知するものとする。

（組合が処分する産業廃棄物）

第12条 条例第5条に規定する産業廃棄物は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、破碎のうえ袋詰め等をして飛散しないようにしたものに限る。

(1) 紙くず

- (2) 木くず
- (3) 繊維くず

2 前項に規定する産業廃棄物を処理施設に搬入するときは、その量が1日につき200キログラムを超えてはならない。

(産業廃棄物の処分及び処分費用)

第13条 産業廃棄物の処分については、第7条から第8条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「処分手数料」とあるのは、「処分費用」と読み替えるものとする。

(許可証の返還)

第14条 許可証の交付を受けた者は、許可証の有効期間が満了したとき又は許可の取消しの処分を受けたときは、直ちに許可証を管理者に返還しなければならない。ただし、廃棄物の収集及び運搬を業としていない者については、この限りでない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、施設の管理運営に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条(第11条において準用する場合を含む。)の規定は昭和54年11月1日から、第7条中処分券に係る部分は同年12月1日から施行する。

(弘前地区環境整備事務組合衛生センター管理規則の廃止)

2 弘前地区環境整備事務組合衛生センター管理規則(昭和40年弘前地区環境整備事務組合規則第1号)は、廃止する。

附 則(昭和60年3月26日規則第1号)

この規則は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則(昭和60年12月27日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年5月26日規則第1号)

1 この規則は、昭和63年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に購入済みの改正前の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設使用条例施行規則の規定に基づく廃棄物処分券は、改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設使用条例施行規則様式第3号その2の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成4年3月31日規則第1号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年6月28日規則第2号)

この規則は、弘前地区環境整備事務組合規約の一部を変更する規約(平成5年青森県指令第2531号)の施行の日(8月12日)から施行する。

附 則(平成15年3月25日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する改正前の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設使用条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に発行済みの改正前の規定に基づく廃棄物処分券は、この規則による改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設使用条例施行規則第4条第1項の規定に基づく廃棄物処分券とみなす。

附 則(平成24年11月19日規則第1号)

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成27年9月25日規則第2号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成27年11月25日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項に第3号を加える改正規定は、公

布の日から施行する。

(弘前地区環境整備事務組合一般廃棄物処理施設管理運営規則の廃止)

- 2 弘前地区環境整備事務組合一般廃棄物処理施設管理運営規則(昭和54年弘前地区環境整備事務組合規則第3号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成28年2月24日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に有する改正前の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例施行規則の規定による様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和2年7月21日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に有する様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和4年1月24日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

10. 弘前市環境保全基本条例

平成18年2月27日弘前市条例第94号

弘前市環境保全基本条例

美しく豊かな自然と風格のある歴史的及び文化的遺産に恵まれた弘前市（以下「市」という。）は、これまで調和と活力のある良好な環境の創造をその基本理念として、都市づくりに努めてきた。しかし、最近の産業経済活動の多様化と都市化の進行により、徐々にこの恵まれた環境及び人間と自然の調和も損なわれようとしている。

市、市民及び事業者は、それぞれの責務を自覚し、健康で文化的な生活の確保を目指し、生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境を保全し、かつ、良好な環境を創造するとともに、これを将来の市民へ継承していかなければならない。

（目的）

第1条 この条例は、市民生活における良好な環境を保全し、かつ、創造し、もって現在及び将来の市民の生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）良好な環境 現在及び将来の市民が、健康で安全かつ快適な文化生活を営むことのできる生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。
- （2）生活環境 生活に関する環境をいい、市民の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものとする。
- （3）自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び動植物の環境をいう。
- （4）歴史的及び文化的環境 郷土の歴史上意義を有する建造物、遺跡その他の歴史的遺産並びに文化に関する施設その他豊かな文化を創造し、及び発展させていくための基礎となる環境をいう。

（市の責務）

第3条 市は、すべての施策を通じ良好な環境を保全するため、次に掲げる事項について、国その他の関係機関の施策と連携を図りながら、その実現に努めなければならない。

- （1）土地の適正利用、公害の防止、廃棄物の適正処理、災害の防止、都市景観の保全、住宅、道路、公園及び上下水道等の生活環境施設の整備その他生活環境の保全
- （2）都市緑化の推進、動植物の保護、河川の浄化その他自然環境の保全
- （3）伝統的建造物の保存、名所・旧跡等の整備、城下町固有の歴史的景観の維持、文化活動の向上その他歴史的及び文化的環境の保全
- （4）その他良好な環境を保全するために必要な調査研究等に関する事項

（市民の責務）

第4条 市民は、日常生活において互いにその生活環境を損なうことのないように心掛け、積極的に良好な環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 市民は、自然環境を保全し、緑豊かな都市の実現に努めるとともに、歴史的及び文化的環境を発展させよう環境を育てるように努力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動により良好な環境を侵害することのないようにその責任において適切な措置を講じるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

（市の指導等）

第6条 市は、良好な環境の侵害を防止し、又はその改善を図るため必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導、助言及び勧告等を行うことができる。

（環境保全思想の高揚等）

第7条 市は、良好な環境の保全に関する思想を高揚するとともに、その知識の普及を図るよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。

1 1. 弘前市生活環境をよくする条例

平成18年 2月27日弘前市条例第95号

改正

平成24年 3月22日弘前市条例第5号
平成26年 3月20日弘前市条例第17号
令和 7年 3月21日弘前市条例第2号

平成25年 3月22日弘前市条例第4号
平成31年 3月22日弘前市条例第1号

弘前市生活環境をよくする条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 公害防止に関する事項（第3条―第8条）
- 第3章 生活環境の保全に関する事項（第9条―第16条）
- 第4章 雑則（第17条―第23条）
- 第5章 生活環境保全審議会（第24条―第29条）
- 第6章 罰則（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、弘前市環境保全基本条例（平成18年弘前市条例第94号）の理念に基づき、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、公害の防止その他良好な生活環境の保全に関して必要な事項を定めることにより、健康で安全かつ快適な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- （2） 環境汚染物質等 ばい煙、粉じん、汚水、廃液、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭をいう。
- （3） 特定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設のうち、環境汚染物質等を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設であって別表に定めるものをいう。
- （4） 規制基準 特定施設から発生し、及び排出し、又は飛散する環境汚染物質等の濃度及び構造等の基準であって規則に定めるものをいう。

第2章 公害防止に関する事項

（規制基準の遵守等）

第3条 特定施設を設置している者は、規制基準を遵守し、良好な生活環境を侵害することのないように努めなければならない。

2 市民及び事業者は、法令等及びこの条例に規制の定めがないものについても、良好な生活環境を損なうことのないように努めなければならない。

（監視及び公表等）

第4条 市長は、国その他の関係機関と連絡を密にし、公害の防止及び生活環境の保全について、必要な監視、測定及び調査を行うとともに、苦情の処理に努めなければならない。

2 市長は、毎年、前項の規定による測定、調査及び苦情処理の状況を公表しなければならない。

（援助）

第5条 市長は、公害防止のための施設の整備について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助を行うように努めなければならない。

(公害防止協定)

第6条 事業者は、市長が良好な生活環境を保全する必要があると認め、公害の防止に関する協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

2 事業者は、前項の規定による協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

(事故時の措置)

第7条 事業者は、工場等における事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講じるとともに、市長に事故の状況を届け出なければならない。

2 前項の規定により届出をした者は、その事故について、速やかに復旧その他の必要な措置を講じ、その措置を完了したときは、市長にその旨を届け出なければならない。

(公害防止教育の実施等)

第8条 事業者は、公害の防止のため、従業者に対し必要な教育を行い、公害防止に係る指示を徹底させるとともに、その事業に係る施設を適正に管理するよう努めなければならない。

第3章 生活環境の保全に関する事項

(空地の適正管理)

第9条 空地の所有者、占有者又は管理者は、その空地について、繁茂した雑草又は放置された廃棄物を除去し、及び廃棄物の不法投棄を防止する措置を講じるなど、近隣住民の生活環境を損なうことのないよう適正に管理しなければならない。

(燃焼不適物の焼却禁止)

第10条 何人も、ゴム、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って著しいばい煙、有害ガス又は悪臭の発生するおそれのある物を、屋外においてみだりに焼却してはならない。ただし、人の健康又は生活環境を損なうことのないように適切な措置を講じた場合は、この限りでない。

(土砂等の飛散防止等)

第11条 土砂、建設廃材その他の物(以下「土砂等」という。)を運搬する者は、その積載物を飛散させないように被覆その他の必要な措置を講じなければならない。

2 土砂等をたい積し、又は土地造成等を行う者は、その土砂等を飛散し、又は流出させないように必要な措置を講じなければならない。

(畜舎等の清潔保持)

第12条 家畜、家禽(きん)を飼養する者は、畜舎、家禽(きん)舎を常に清潔にするとともに、汚物及び汚水の処理を適切に行い、悪臭及び害虫の発生防止に努めなければならない。

(公共の場所等の清潔保持)

第13条 何人も、道路、公園、河川等の公共の場所(以下「公共の場所」という。)その他に、空き缶、吸い殻、汚物等の廃棄物を投棄し、これらの場所を汚損してはならない。

(夜間の静穏保持)

第14条 何人も、夜間(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。)においては、楽器音、音響機器音、機械音、人声等により付近の静穏を害してはならない。

2 事業者は、夜間においては、建設工事等に伴う騒音又は振動を発生させないように努めなければならない。ただし、特殊かつ緊急の場合は、この限りでない。

(農薬の被害防止)

第15条 市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域をいう。)内において農薬を使用する者又は取り扱う者は、人の健康又は生活環境を損なうことのないよう十分に配慮しなければならない。

(屋根雪等の除排雪)

第16条 土地及び建物の所有者、占有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、屋根雪等を除排雪するときは、指定された雪捨て場以外の公共の場所にみだりに捨ててはならない。

2 所有者等は、屋根雪等の除排雪をするときは、隣家及び周囲の生活環境を損なわないように適切な処理をしなければならない。

第4章 雑則

(報告)

第17条 市長は、必要と認める場合には、特定施設を設置している者に対し、環境汚染物質等の処理状況その他の事項について報告を求めることができる。

(立入調査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、特定施設その他環境汚染物質等を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設が設置されている場所に立ち入り、その施設、関係書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第19条 市長は、特定施設から発生し、及び排出し、又は飛散する環境汚染物質等が規制基準に適合しないと認めるときは、その施設を設置している者に対し、公害の防止について必要な措置を講じるように指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、第9条から第15条まで及び第16条第1項の規定に違反する行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為の是正について必要な措置を講じるように指導し、又は勧告することができる。

(措置命令)

第20条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該特定施設に係る環境汚染物質等の処理方法の改善又は当該違反行為の是正その他の措置命令をすることができる。

(使用停止命令等)

第21条 市長は、前条の規定による命令を受けた者（第13条から第15条まで及び第16条第1項の規定に係る者を除く。）がその命令に従わないときは、当該特定施設の全部若しくは一部の使用停止命令又は当該違反行為に係る是正命令をすることができる。

2 市長は、前項の規定により命令をしようとするときは、あらかじめ、弘前市生活環境保全審議会（第24条の規定により設置されたものをいう。）の意見を聴かなければならない。

(届出)

第22条 第19条第1項の規定による勧告又は第20条の規定による措置命令若しくは前条第1項の規定による使用停止命令若しくは是正命令を受けた者が、その勧告又は命令に基づく措置を完了したときは、速やかに市長に届け出て確認を受けなければならない。

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関して必要な事項（次章に規定する事項を除く。）は、規則で定める。

第5章 生活環境保全審議会

(設置)

第24条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議するため、弘前市生活環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第21条に規定する使用停止命令又は是正命令に関する事項

(2) その他公害の防止及び生活環境の保全に関する事項

(委員)

第25条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験のある者

(2) 公共的団体等の代表者

(3) 企業関係団体の代表者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第26条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

第30条 第21条第1項の規定による使用停止命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100,000円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30,000円以下の罰金に処する。

(1) 第17条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第18条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(3) 第21条第1項の規定による是正命令に違反した者

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の弘前市生活環境をよくする条例（昭和60年弘前市条例第7号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第27条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の会議は、市長が招集する。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成24年3月22日弘前市条例第5号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日弘前市条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日弘前市条例第17号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日弘前市条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日弘前市条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

	施設の区分	施設の名称	施設の規模等
1	ばい煙関係施設	廃棄物焼却炉	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上100キログラム未満であること。
2	粉じん関係施設	土石のたい積場	面積が200平方メートル以上500平方メートル未満であること。
3	汚水関係施設	豚房施設	豚房の総面積が10平方メートル以上50平方メートル未満であること。
4		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設（自動式のものを除く。）	屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場であること。
5		自動車解体を業として行う工場等	

備考 4の項に掲げる「自動車分解整備事業」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。

12. 弘前市生活環境をよくする条例施行規則

平成18年 2月27日弘前市規則第71号

改正

平成24年 3月23日弘前市規則第12号
平成28年 3月30日弘前市規則第10号
平成31年 4月26日弘前市規則第20号
令和 6年10月 8日弘前市規則第33号

平成25年 3月25日弘前市規則第18号
平成31年 3月29日弘前市規則第10号
令和 3年 5月31日弘前市規則第23号

弘前市生活環境をよくする条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前市生活環境をよくする条例（平成18年弘前市条例第95号。以下「条例」という。）第2条及び第23条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(規制基準)

第2条 条例第2条第4号の規則に定める基準は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

(事故発生届出等)

第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、事故発生届出書（様式第1号）によってしなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による届出は、事故復旧措置完了届出書（様式第2号）によってしなければならない。

(立入調査証明書)

第4条 条例第18条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第3号）によるものとする。

(改善勧告等)

第5条 条例第19条の規定による勧告は、特定施設改善（違反行為是正）勧告書（様式第4号）によってしなければならない。

(改善措置命令等)

第6条 条例第20条の規定による措置命令は、特定施設改善（違反行為是正）措置命令書（様式第5号）によってなければならない。

(使用停止命令等)

第7条 条例第21条の規定による命令は、特定施設使用停止（違反行為是正）命令書（様式第6号）によってなければならない。

(措置完了届)

第8条 条例第22条の規定による届出は、措置完了届出書（様式第7号）によってなければならない。

附 則

この規則は、平成18年2月27日から施行する。

附 則（平成24年3月23日弘前市規則第12号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

16 この規則の施行の際現に有する様式については、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年3月25日弘前市規則第18号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

(様式に関する経過措置)

61 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる

る。

附 則（平成28年 3月30日弘前市規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3月29日弘前市規則第10号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

102 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成31年 4月26日弘前市規則第20号）

（施行期日）

1 この規則中第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条から第13条まで、第15条、第17条、第19条、第21条、第25条、第27条、第29条、第31条、第33条、第35条、第37条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第52条、第54条、第56条、第58条、第60条、第62条、第64条、第65条、第67条、第69条、第71条、第73条、第75条から第77条まで、第79条、第81条、第82条、第84条、第85条、第87条、第89条、第91条、第93条、第95条、第97条、第99条、第101条、第103条、第105条、第107条、第109条、第111条、第113条、第115条、第117条、第119条、第120条、第122条、第124条、第127条、第129条、第131条、第133条、第134条、第136条、第138条、第139条、第141条、第143条、第144条、第146条、第148条、第150条、第152条、第155条、第157条、第159条から第161条まで、第163条、第165条、第166条、第168条、第170条、第172条、第173条、第175条、第177条、第179条、第181条、第183条、第185条、第187条から第189条まで、第191条、第193条、第195条、第197条、第199条、第201条、第203条、第205条、第207条、第209条、第211条、第213条、第215条、第217条、第218条、第220条、第221条、第223条、第225条の規定は天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年 4月30日）の翌日から、第 3 条、第 5 条、第 7 条、第14条、第16条、第18条、第20条、第24条、第26条、第28条、第30条、第32条、第34条、第36条、第38条、第40条、第42条、第44条、第46条、第49条、第51条、第53条、第55条、第57条、第59条、第61条、第63条、第66条、第68条、第70条、第72条、第74条、第78条、第80条、第83条、第86条、第88条、第90条、第92条、第94条、第96条、第98条、第100条、第102条、第104条、第106条、第108条、第110条、第112条、第114条、第116条、第118条、第121条、第123条、第125条、第128条、第130条、第132条、第135条、第137条、第140条、第142条、第145条、第147条、第149条、第151条、第153条、第156条、第158条、第162条、第164条、第167条、第169条、第171条、第174条、第176条、第178条、第180条、第182条、第184条、第186条、第190条、第192条、第194条、第196条、第198条、第200条、第202条、第204条、第206条、第208条、第210条、第212条、第214条、第216条、第219条、第222条、第224条、第226条の規定は不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（平成31年 7月 1日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第22条の規定 平成31年 5月 7日

（2）第23条の規定 平成31年 6月24日

（3）第126条及び第154条の規定 公布の日

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 3年 5月31日弘前市規則第23号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3年 6月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和6年10月8日弘前市規則第33号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

施設の種類	規制基準 (許容限度)
条例別表の1の項に掲げる施設	0.70グラム

備考

- 1 この表の右欄に掲げる許容限度は、温度が0度で、かつ、圧力が1気圧の状態に換算した場合における排気ガス1立方メートル中に含まれるばいじんの量とする。
- 2 この表におけるばいじんの量は、日本工業規格Z8808に定める方法により測定される量とし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- 3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

別表第2 (第2条関係)

施設の種類	規制基準 (構造等の基準)
条例別表の2の項に掲げる施設	粉じんが飛散するおそれのある土石をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 葉液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

別表第3 (第2条関係)

施設の種類	規制基準	
	項目	許容限度
条例別表の3の項に掲げる施設	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均120)
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均120)
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	200 (日間平均150)
	大腸菌数(単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位)	日間平均800
条例別表の4及び5の項に掲げる施設	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)	5

備考

- 1 この表の右欄に掲げる許容限度は、昭和49年環境庁告示第64号(排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法)に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 生物化学的酸素要求量についての許容限度は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての許容限度は、湖沼に排出される排出水に限って適用する。

13. 弘前市斎場条例

平成18年 2月27日弘前市条例第97号

改正

平成18年12月22日弘前市条例第265号 平成25年12月24日弘前市条例第60号
平成27年12月21日弘前市条例第53号 平成31年 3月22日弘前市条例第 2号

弘前市斎場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、弘前市斎場（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に定める火葬場であつて弘前市が設置するものをいう。以下「斎場」という。）の設置及び管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公衆衛生その他公共の福祉の増進を図るため、斎場を次のように設置する。

名称	位置
弘前市斎場	弘前市大字常盤坂二丁目20番地1

(使用の申込み等)

第3条 斎場を使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、市長に使用の申込みをし、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、斎場の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- (1) 斎場の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあること。
- (2) 斎場の施設、附属設備等を損傷し、汚損し、又は紛失するおそれがあること。
- (3) その他斎場の管理運営上支障があること。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、斎場の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 使用許可の目的以外に使用していること。
- (2) 第3条第2項の規定による条件を履行していないこと。
- (3) 前条各号のいずれかに該当していること。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反していること。

2 市は、前項の場合において生じた損害に対して賠償の責めを負わない。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 斎場の施設、附属設備等を損傷し、若しくは汚損するおそれのある行為をしないこと又はさせないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、若しくは火気を使用しないこと又はさせないこと。
- (3) 整理、原状の回復その他斎場の使用について職員の指示に従うこと。

(入場者の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、斎場への入場を拒否し、若しくは退場させ、又はこれを使用者に命じることができる。

- (1) 斎場の秩序を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 斎場の施設、附属設備等を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められる者

(使用料)

第8条 斎場の使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により納付した使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、斎場の使用を終わったとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がその義務を代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、斎場の施設、附属設備等を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、市長がその都度定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の弘前市斎場条例(昭和58年弘前市条例第8号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

4 前項の規定にかかわらず、合併前の岩木町又は相馬村の区域に住所を有する者が、施行日の前日までに合併前の条例の規定により許可を受けた施行日以後の使用に係る使用料については、別表市の住民の欄に定める金額を適用する。

附 則(平成18年12月22日弘前市条例第265号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成19年1月31日までの間の愛がん動物の火葬に係る使用料に限り、弘前市斎場条例第8条第1項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「別表(愛がん動物の火葬に係る使用料)については、弘前市斎場条例の一部を改正する条例(平成18年弘前市条例第265号)附則別表」とする。

(弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

3 弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成18年弘前市条例第96号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則別表

区分	単位		金額
愛がん動物	1体	10キログラムまでのもの	2,620円
		10キログラムを超えるもの	4,200円

附 則(平成25年12月24日弘前市条例第60号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(弘前市行政財産使用料徴収条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条から第7条まで、第10条、第12条から第18条まで、第21条、第27条から第30条まで、第35条から第43条まで、第45条から第51条まで及び第54条の規定による改正後の弘前市行政財産使用料徴収条例、弘前市交流センター条例、弘前市岩木ふれあいセンター条例、弘前市岩木嶽さわやかホール条例、弘前市岩木常盤野コミュニティセンター条例、弘前市昂地区集会所条例、弘前市斎場条例、弘前市生きがいセンター条例、弘前市岩木カントリーエレベーター条例、弘前市岩木りんご集出荷貯蔵センター条例、弘前市農村交流施設条例、弘前市伝統産業会館条例、弘前市まちなか情報センター条例、弘前市立観光館条例、弘前市岩木山百沢スキー場条例、弘前市藤田記念庭園条例、弘前市野外活動施設条例、弘前市営住宅条例、弘前市都市改造記念会館条例、弘前市文化財施設条例、弘前市立学校使用料徴収条例、弘前市教育センター条例、弘前市立公民館条例、弘前市農村環境改善センター条例、弘前市立博物館条例、弘前市鳴海要記念陶房館条例、弘前市立百石町展示館条例、弘前文化会館条例、弘前市岩木文化センター条例、弘前市民会館条例、弘前市学習情報館条例、弘前市体育施設条例、弘前市B&G海洋センター条例、弘前市相馬ふれあい館条例、弘前市農業用排水施設条例及び弘前市民文化交流館条例の規定は、施行日以後の使用、利用、入園、入場又は観覧の許可（以下この項において「使用等の許可」という。）に係る使用料、利用に係る料金、入園料及び入場料（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、施行日前の使用等の許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月21日弘前市条例第53号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日弘前市条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(行政財産使用料徴収条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条、第3条から第8条まで、第10条、第12条、第14条から第19条まで、第21条、第26条から第28条まで、第31条、第32条、第34条から第39条まで、第41条から第46条まで、第48条及び第50条の規定による改正後の弘前市行政財産使用料徴収条例、弘前市岩木ふれあいセンター条例、弘前市岩木嶽さわやかホール条例、弘前市岩木常盤野コミュニティセンター条例、弘前市昂地区集会所条例、弘前市駅前営駐車場条例、弘前市自転車等駐車場条例、弘前市斎場条例、弘前市生きがいセンター条例、弘前市岩木カントリーエレベーター条例、弘前市岩木りんご集出荷貯蔵センター条例、弘前市農村交流施設条例、弘前市伝統産業会館条例、弘前市まちなか情報センター条例、弘前市立観光館条例、弘前市岩木山百沢スキー場条例、弘前市都市公園条例、弘前市藤田記念庭園条例、弘前市野外活動施設条例、弘前市営住宅条例、弘前市都市改造記念会館条例、弘前市文化財施設条例、弘前市立学校使用料徴収条例、弘前市立博物館条例、弘前市鳴海要記念陶房館条例、弘前市立百石町展示館条例、弘前文化会館条例、弘前市岩木文化センター条例、弘前市民会館条例、弘前市体育施設条例、弘前市多目的広場条例、弘前市B&G海洋センター条例、弘前市農業用排水施設条例、弘前市民文化交流館条例及び弘前市泉野多目的コミュニティ施設条例の規定は、平成31年10月1日（以下「基準日」という。）以後の使用等に係る使用料等について適用し、基準日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表（第8条第1項関係）

区分	単位		金額				
			市の住民	他市町村の住民			
大人	1体		6,000円	30,000円			
小人	1体		4,000円	20,000円			
死産児	1体		2,000円	10,000円			
人体の一部胞衣及びこれらに類するもの	10キログラム		1,000円				
愛がん動物	使用者が焼骨を引き取る場合	1体		6,600円	13,200円		
	使用者が焼骨を引き取らない場合	1体	5キログラム未満	2,200円	4,400円		
			5キログラム以上 10キログラム未満	2,750円	5,500円		
			10キログラム以上 15キログラム未満	3,300円	6,600円		
			15キログラム以上 20キログラム未満	3,850円	7,700円		
			20キログラム以上 25キログラム未満	4,400円	8,800円		
			25キログラム以上 30キログラム未満	4,950円	9,900円		
			30キログラム以上 35キログラム未満	5,500円	11,000円		
			35キログラム以上 40キログラム未満	6,050円	12,100円		
			40キログラム以上	6,600円	13,200円		
			待合室 (一般待合室を除く。)	1室		2,200円	4,400円

備考

- 「市の住民」の欄は、当該者が死亡時に当市に住所を有していた場合、死産児にあつては死産時に父又は母が当市に住所を有していた場合及び愛がん動物にあつては死亡時に飼い主が当市に住所を有していた場合に適用し、「他市町村の住民」の欄は、それら以外の場合に適用する。
- 「小人」とは満10歳未満の者をいい、「死産児」とは妊娠4か月以上の死胎をいう。
- 単位欄の重量には、計量時にこん包しているものにあつては、こん包のための資材の重さを含むものとする。

14. 弘前市斎場管理運営規則

平成18年2月27日弘前市規則第73号

改正

平成18年12月22日弘前市規則第228号	平成24年3月23日弘前市規則第12号
平成25年3月25日弘前市規則第32号	平成28年3月30日弘前市規則第10号
平成31年3月29日弘前市規則第10号	平成31年4月26日弘前市規則第20号
令和3年5月31日弘前市規則第23号	

弘前市斎場管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前市斎場条例（平成18年弘前市条例第97号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、弘前市斎場（以下「斎場」という。）の管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 斎場の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による火葬並びに人体の一部胞衣及びこれらに類するものの焼却及び愛がん動物の火葬に関すること。
- (2) 斎場の使用許可申請（市民課及び出張所に申請のものを除く。）の受付及び許可証の交付に関すること。
- (3) その他斎場に関して必要な業務

(職員)

第3条 斎場に次の職員を置く。

- (1) 斎場長
- (2) 看守長
- (3) 看守

2 その他斎場に市長が必要と認める職員を置くことができる。

(職員の職務)

第4条 斎場長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、その所掌事務を掌理する。

2 看守長は、上司の命を受け、所属職員を指揮し、その分掌事務を処理する。

3 前条第1項第3号及び第2項に掲げる職員は、上司の命を受け、その分掌事務を処理する。

(搬入時間)

第5条 死体等の搬入時間は、午前8時30分から午後2時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第6条 斎場の休場日は、1月1日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休むことができる。

(使用の申込み)

第7条 条例第3条第1項の規定により斎場の使用許可を受けようとする者は、斎場使用許可申請書（様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号又は様式第5号の2）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、他の市町村長が火葬許可をした者に係る斎場の使用については、火葬許可証（墓地、埋葬等に関する法律第8条に定める火葬許可証をいう。）を添付しなければならない。

(使用の許可等)

第8条 市長は、条例第3条第1項の規定により斎場の使用を許可するときは、申請者に対して斎場使用許可証（様式第6号、様式第7号、様式第8号又は様式第8号の2）を交付する。

2 他の市町村長が火葬許可をした者について斎場の使用を許可するときは、前項の規定による斎場使

用許可証に代えて前条第2項の火葬許可証の裏面に許可する旨を表示し、これを交付するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により斎場使用許可証（様式第8号及び様式第8号の2に限る。）を交付したときは、斎場使用許可受付書（様式第9号又は様式第9号の2）を作成し、保管するものとする。
（使用許可証の提示）

第9条 斎場を使用しようとする者は、使用前に斎場の職員に前条の斎場使用許可証又は火葬許可証（以下「許可証」という。）を提示しなければならない。

（使用料の還付）

第10条 条例第8条第2項ただし書の規定による特別の理由があると認めるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 災害その他使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとするものは、斎場使用料還付申請書（様式第10号）に許可証を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を審査し還付の可否を決定したときは、当該申請者に対し、斎場使用料還付決定書（様式第11号）により通知するものとする。

（使用料の減免）

第11条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、許可証に、斎場使用料減免申請書（様式第12号）を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を審査し減免の可否を決定したときは、当該申請者に対し、斎場使用料減免決定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（火葬の事実の証明）

第12条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第5条第3項により読み替えて準用される同条第1項の規定による火葬の事実を証する書類は、火葬及び分骨証明書（様式第14号）とする。

2 前項の証明書の交付を受けようとする者は、火葬及び分骨証明書交付申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、斎場の管理運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年2月27日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の弘前市斎場管理運営規則（昭和58年弘前市規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月22日弘前市規則第228号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（弘前市行政組織規則の一部改正）

3 弘前市行政組織規則（平成18年弘前市規則第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（弘前市公印規則の一部改正）

4 弘前市公印規則（平成18年弘前市規則第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（弘前市会計規則の一部改正）

5 弘前市会計規則（平成18年弘前市規則第46号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正)

- 6 弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成18年弘前市規則第72号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成24年3月23日弘前市規則第12号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 16 この規則の施行の際現に有する様式については、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年3月25日弘前市規則第32号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月30日弘前市規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日弘前市規則第10号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 102 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成31年4月26日弘前市規則第20号）

(施行期日)

- 1 この規則中第1条、第2条、第4条、第6条、第8条から第13条まで、第15条、第17条、第19条、第21条、第25条、第27条、第29条、第31条、第33条、第35条、第37条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第52条、第54条、第56条、第58条、第60条、第62条、第64条、第65条、第67条、第69条、第71条、第73条、第75条から第77条まで、第79条、第81条、第82条、第84条、第85条、第87条、第89条、第91条、第93条、第95条、第97条、第99条、第101条、第103条、第105条、第107条、第109条、第111条、第113条、第115条、第117条、第119条、第120条、第122条、第124条、第127条、第129条、第131条、第133条、第134条、第136条、第138条、第139条、第141条、第143条、第144条、第146条、第148条、第150条、第152条、第155条、第157条、第159条から第161条まで、第163条、第165条、第166条、第168条、第170条、第172条、第173条、第175条、第177条、第179条、第181条、第183条、第185条、第187条から第189条まで、第191条、第193条、第195条、第197条、第199条、第201条、第203条、第205条、第207条、第209条、第211条、第213条、第215条、第217条、第218条、第220条、第221条、第223条、第225条の規定は天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から、第3条、第5条、第7条、第14条、第16条、第18条、第20条、第24条、第26条、第28条、第30条、第32条、第34条、第36条、第38条、第40条、第42条、第44条、第46条、第49条、第51条、第53条、第55条、第57条、第59条、第61条、第63条、第66条、第68条、第70条、第72条、第74条、第78条、第80条、第83条、第86条、第88条、第90条、第92条、第94条、第96条、第98条、第100条、第102条、第104条、第106条、第108条、第110条、第112条、第114条、第116条、第118条、第121条、第123条、第125条、第128条、第130条、第132条、第135条、

第137条、第140条、第142条、第145条、第147条、第149条、第151条、第153条、第156条、第158条、第162条、第164条、第167条、第169条、第171条、第174条、第176条、第178条、第180条、第182条、第184条、第186条、第190条、第192条、第194条、第196条、第198条、第200条、第202条、第204条、第206条、第208条、第210条、第212条、第214条、第216条、第219条、第222条、第224条、第226条の規定は不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（平成31年7月1日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第22条の規定 平成31年5月7日
- (2) 第23条の規定 平成31年6月24日
- (3) 第126条及び第154条の規定 公布の日
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年5月31日弘前市規則第23号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

15. 弘前霊園条例

平成18年 2月27日弘前市条例第98号

改正

平成25年12月24日弘前市条例第60号
平成31年 3月22日弘前市条例第2号

平成30年 3月16日弘前市条例第17号
令和 3年 5月31日弘前市規則第23号

弘前霊園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、弘前霊園（以下「霊園」という。）の設置及び管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公衆衛生その他公共の福祉の増進を図るため、次のように霊園を設置する。

名称	位置
弘前霊園	弘前市大字小沢字井沢43番地3

2 前項の規定する霊園の区域は、都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づき設置した弘前市墓地公園内の墓域及びその附帯施設に係る部分で市長が定めるものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 墳墓 焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (2) 合葬墓 多数の焼骨を共同で埋蔵する墳墓として、市が設置する施設をいう。
- (3) 一般墓地 墳墓（合葬墓を除く。）を設けるために区画した用地をいう。
- (4) 埋蔵場所 一般墓地及び合葬墓をいう。
- (5) 使用者 次に掲げる者をいう。
 - ア 一般墓地の使用において、市長の許可を受けた者又は使用する権利を承継した者
 - イ 合葬墓の使用において、市長の許可を受けた者

(使用できる者の資格)

第4条 埋蔵場所を使用することができる者は、次の各号に掲げる埋蔵場所の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一般墓地 次のいずれかに該当する者
 - ア 本市に住所を有する者
 - イ 本市に本籍を有し、市外に住所を有する者で、かつ、第6条の代理人を選定するもの
- (2) 合葬墓
 - ア 本市に住所を有する者で、現に一般墓地の使用許可を受けておらず、かつ、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 現に焼骨を所持する者
 - (イ) 弘前霊園以外の墓地から改葬する者
 - (ウ) 自己のために合葬墓を使用する者であって、本市に第5条の規定による申請時において引き続き1年以上住所を有し、かつ、満65歳以上のもの
 - イ 死亡時において本市に住所を有していた者又は死亡前に本市に住所を有していた期間のある者の焼骨を現に所持する、当該死亡者の配偶者又は3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族で、市外に住所を有し、現に一般墓地の使用許可を受けていないもの

2 市長は、国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が埋蔵場所を使用しようとするときは、前項の規定にかかわらず、これを使用させることができる。

(使用申請及び使用許可)

第5条 埋蔵場所を使用しようとする者は、市長に申請し、その許可（以下「使用許可」という。）を

受けなければならない。

(代理人の選定及び届出義務)

第6条 次の各号に掲げる者は、本市に住所を有する代理人を選定し、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 市外に住所を有する者で、一般墓地の使用許可を受けようとするもの

(2) 市内に住所を有していた一般墓地の使用者で、市外に住所を移転しようとするもの

2 前項の代理人は、前項各号に掲げる者と連帯して、この条例又はこれに基づく規則に定める一切の義務を負うものとする。

(祭祀(し)を主宰する者の届出)

第7条 第4条第1項第2号ア(ウ)に掲げる者は、第5条の申請をするときに、その死後において祭祀を主宰する者を指定し、市長に届け出なければならない。

(一般墓地の区画の制限)

第8条 一般墓地の区画は、使用者1人につき1区画とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、2区画とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、国等が一般墓地を使用するときは、市長が別に定める区画数とする。

(永代使用料)

第9条 使用者は、使用許可を受けた日から起算して30日以内に、次に定める永代使用料を納付しなければならない。

種類	面積	永代使用料 (1区画分)
第1種	4平方メートル	280,000円(中央2区B及びCの区画にあっては、300,000円)
第2種	6平方メートル	420,000円
合葬墓		1体につき 60,000円

2 市長は、特に必要があると認めるときは、合葬墓の永代使用料を減免することができる。

3 市長は、第1項の永代使用料を既に納付している一般墓地の使用者が、第15条第1項の規定により一般墓地を返還し、合葬墓の使用許可を受ける場合に限り、合葬墓の永代使用料を免除するものとする。

(使用権の承継)

第10条 埋蔵場所を使用する権利(以下「使用権」という。)のうち、一般墓地の使用権は、使用者が死亡した場合その他必要があると認められる場合は、当該使用者に代わって祭祀を主宰する者又は市長の承認を得た親族若しくは縁故者が、承継することができる。

2 前項の規定により、使用権を承継しようとする者は、遅滞なく名義変更の手続きをとり、市長の承認を得なければならない。

(使用制限及び移転命令)

第11条 市長は、一般墓地の使用者に対し、墳墓工作施設の設置について、霊園の管理上必要な制限をし、又は必要と認める措置を命ずることができる。

2 市長は、霊園の経営上又は改良事業施行のためやむを得ないときは、一般墓地の使用者に対し、相当の期間を定め、一般墓地の移転を命ずることができる。この場合において、市長は、当該一般墓地に代わる替地を指定し、かつ、移転によって通常生じる損失を補償しなければならない。

(管理手数料)

第12条 一般墓地の使用者は、次に定める管理手数料を納付しなければならない。

種類	管理手数料(1区画1年分)
第1種	2,530円
第2種	3,300円

2 前項の管理手数料は、毎会計年度6月末日までに納付しなければならない。ただし、年度の中途において使用許可を受けたときは、その都度、全額納付しなければならない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、管理手数料を減免することができる。

(永代使用料等の払戻し)

第13条 既納の永代使用料及び管理手数料は、払戻ししないものとする。

(名義変更等の手数料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 第10条第2項又は第18条第2項の規定に該当する場合で名義変更を要するとき 1件につき 500円

(2) 使用許可証を亡失又は汚損し、再交付を受けるとき 1件につき 300円

(埋蔵場所等の返還)

第15条 一般墓地の利用者は、一般墓地を使用しなくなったときは、直ちに届け出て、これを原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、現状のまま返還することができる。

2 一般墓地の利用者が、前項本文の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を一般墓地の利用者から徴収する。

3 合葬墓の利用者は、焼骨を埋蔵していない場合において、合葬墓を使用する必要がなくなったときは、合葬墓の使用権を返還しなければならない。

(焼骨の返還制限等)

第16条 合葬墓に埋蔵された焼骨は、返還しない。ただし、第19条の規定により区別して埋蔵された焼骨は、この限りでない。

(使用権の消滅及び取消し)

第17条 一般墓地の利用者が死亡し、又は利用者の所在が7年間明らかでなく、かつ、使用権を承継する者がいない場合は、その使用権は消滅する。

2 合葬墓については、現に焼骨を所持しているときは許可の日から、自己のために使用するときは本人死亡の日からそれぞれ1年以内に焼骨を埋蔵しない場合は、市長が特別な事情があると認める場合を除き、その使用権は消滅する。

3 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用権の譲渡(第10条第1項の規定による承継を除く。)又は埋蔵場所の転貸をしたとき。

(2) 埋蔵場所を使用許可の目的以外に使用したとき。

(3) 一般墓地の管理手数料を3年以上滞納したとき。

(4) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

4 前項の規定により使用許可を取り消された一般墓地の利用者は、直ちに当該一般墓地を原状に復して返還しなければならない。

5 第15条第2項の規定は、利用者が前項の義務を履行しない場合において準用する。

(墳墓等の移転)

第18条 市長は、前条第1項に該当する場合は、法定手続をとり、墳墓及び焼骨を一定の場所に移転するものとする。

2 前項の規定による墳墓等の移転前に、従前の利用者又はその親族若しくは縁故者が当該一般墓地の使用を願い出たときは、市長はこれを使用させることができる。

(無縁故者及び行旅死亡人の焼骨の埋蔵)

第19条 合葬墓内においては、無縁故者及び行旅死亡人の焼骨は、当分の間これらの者以外の者の焼骨と区別して埋蔵するものとする。

(使用料)

第20条 霊園内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受け、同時に当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

(1) 行商 1人につき日額 115円

(2) 露店営業 1平方メートルにつき日額 44円

(行為の禁止)

第21条 霊園内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 墳墓及び墳墓工作施設を損傷し、又は汚損すること。

(2) 立入禁止の区域に立ち入ること。

(3) 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。

- (4) ごみその他の汚物又は廃棄物を投棄すること。
 - (5) 指定された場所以外に車両等を乗り入れること。
 - (6) 墓参者に妨害又は迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (7) その他管理上支障があると認められる行為をすること。
- (不可抗力による損害の責任)

第22条 地震、風水害その他の不可抗力によって生じた損害については、市長は一切の責任を負わない。
(委任)

第23条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。
(過料)

第24条 第21条各号の規定に該当する者は、10,000円以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の弘前霊園条例(昭和58年弘前市条例第25号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料、手数料その他費用の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成25年12月24日弘前市条例第60号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(弘前霊園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第11条の規定による改正後の弘前霊園条例(次項において「改正後の霊園条例」という。)第11条第1項の表の規定は、平成26年度分の管理手数料から適用し、平成25年度分までの管理手数料については、なお従前の例による。
- 7 改正後の霊園条例第17条の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月16日弘前市条例第17号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成30年7月13日弘前市規則第34号で、同30年8月1日から施行)

附 則(平成31年3月22日弘前市条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(行政財産使用料徴収条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条、第3条から第8条まで、第10条、第12条、第14条から第19条まで、第21条、第26条から第28条まで、第31条、第32条、第34条から第39条まで、第41条から第46条まで、第48条及び第50条の規定による改正後の弘前市行政財産使用料徴収条例、弘前市岩木ふれあいセンター条例、弘前市岩木嶽さわやかホール条例、弘前市岩木常盤野コミュニティセンター条例、弘前市昂地区集会所条例、弘前市駅前営駐車場条例、弘前市自転車等駐車場条例、弘前市斎場条例、弘前市生きがいセンター条例、弘前市岩木カントリーエレベーター条例、弘前市岩木りんご集出荷貯蔵センター条例、弘前市農村交流施設条例、弘前市伝統産業会館条例、弘前市まちなか情報センター条例、弘前市立観光館条例、弘前市岩木山百沢スキー場条例、弘前市都市公園条例、弘前市藤田記念庭園条例、弘前市野外活動施設条例、弘前市営住宅条例、弘前市都市改造記念会館条例、弘前市文化財施設条例、弘前市立学校使用料徴収条例、弘前市立博物館条例、弘前市鳴海要記念陶房館条例、弘前市立百石町展示館条例、弘前市文化会館条例、弘前市岩木文化センター条例、弘前市民会館条例、弘前市体育施設条例、弘前市多目的広場条例、弘前市B&G海洋センター条例、弘前市農業用排水施設条例、弘前市民文化交流館条例及び弘前市泉野多目的コミュニティ施設条例の規定は、平成31年10月1日(以下「基準日」という。)

以後の使用等に係る使用料等について適用し、基準日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

(弘前霊園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第11条の規定による改正後の弘前霊園条例（次項において「改正後の霊園条例」という。）第12条第1項の表の規定は、平成32年度分の管理手数料から適用し、平成31年度分までの管理手数料については、なお従前の例による。
- 7 前項の規定にかかわらず、基準日以後に一般墓地の使用許可を受けた者に係る平成31年度分の管理手数料については、改正後の霊園条例第12条第1項の表の規定を適用する。
- 8 改正後の霊園条例第20条の規定は、基準日以後の使用に係る使用料について適用し、基準日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

16. 弘前霊園管理運営規則

平成18年2月27日弘前市規則第74号

改正

平成24年3月23日弘前市規則第12号	平成25年3月25日弘前市規則第18号
平成27年2月27日弘前市規則第3号	平成28年3月30日弘前市規則第10号
平成30年7月13日弘前市規則第35号	平成31年3月29日弘前市規則第10号
平成31年4月26日弘前市規則第20号	令和3年5月31日弘前市規則第23号
令和4年2月25日弘前市規則第2号	

弘前霊園管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前霊園条例（平成18年弘前市条例第98号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、弘前霊園（以下「霊園」という。）の管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用申請等)

第2条 市長は、条例第4条第1項第2号ア(ウ)に掲げる者に合葬墓を使用させようとするときは、公募するものとする。この場合において、応募者の数が、募集する数を超えるときは公開抽選により使用申請をする者（以下「使用申請者」という。）を決定し、募集する数を超えないときは応募者を使用申請者として決定するものとする。

2 前項後段の規定にかかわらず、市長は、特別な事情があると認めるときは、公開抽選によらず使用申請者を決定することができる。

3 第1項後段又は第2項で決定された権利については、譲渡することができない。

4 条例第5条の規定による申請は、埋蔵場所使用許可申請書（様式第1号）により行うものとする。

(使用の許可)

第3条 市長は、埋蔵場所の使用許可（以下「使用許可」という。）をするときは、当該使用申請者に対して、埋蔵場所使用許可証（様式第2号。以下「使用許可証」という。）を交付する。

(代理人の選定及び届出)

第4条 条例第6条第1項の規定により代理人を選定した者は、当該代理人と連署のうえ代理人選定届（様式第3号）に当該代理人の住民票の写しを添付して市長に提出しなければならない。

2 代理人は、行為能力者でなければならない。

3 前2項の規定は、代理人を変更する場合について準用する。

4 条例第10条第1項の規定により一般墓地の使用権を承継した者が市外に住所を有する場合は、代理人を選定しなければならない。新たに代理人として選定される者が従前と同一人である場合においても同様とする。

(祭祀(し)主宰者の届出)

第5条 条例第7条の規定により祭祀を主宰する者（以下「祭祀主宰者」という。）を指定した者は、当該祭祀主宰者と連署のうえ祭祀主宰者指定届（様式第4号）に当該祭祀主宰者の住民票の写しを添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、祭祀主宰者を変更する場合について準用する。

(永代使用料の減免)

第6条 条例第9条第2項の特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護を受けていた者の焼骨を埋蔵する場合

(2) その他霊園の設置目的に照らし、市長が減免を適当と認める場合

2 条例第9条第2項の永代使用料の減免を受けようとする者は、永代使用料減免申請書（様式第5号）にその理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、永代使用料の減免の可否を決定したときは、当該申請書を提出した者に対し、永代使用料

減免決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（工事の届出）

第7条 埋蔵場所において、墳墓及び墳墓工作施設（以下「墳墓等」という。）を設置し、又は変更しようとする者は、工事届（様式第7号）に設計図その他市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

（埋蔵場所の構築制限）

第8条 条例第11条第1項の規定による墳墓等の設置若しくは変更又は管理の基準は、次に定めるところによる。この場合において、「高さ」とは、埋蔵場所の地盤面から当該墳墓等の最高部までをいう。

（1） 墓碑及び盛土の高さは、それぞれ次に定めるところによるものとし、それら全体の高さは、3.0メートル以内とすること。

ア 墓碑については、2.5メートル以内

イ 盛土については、0.5メートル以内

（2） 囲障の高さは、1.0メートル以内とすること。

（3） 周囲の土留は、石材、コンクリート等の恒久的な材料で構築すること。

（4） 植栽する樹木については、周辺の墳墓に支障のないものを選択するとともに、その高さは、1.5メートル以内とし、常に整理整形すること。

（管理手数料の減免）

第9条 条例第12条第3項の特に必要なと認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

（1） 一般墓地の利用者が、生活保護法の規定に基づく保護を受けている者である場合

（2） その他霊園の設置目的に照らし、市長が減免を適当と認める場合

2 条例第12条第3項の規定による管理手数料の減免を受けようとする者は、管理手数料減免申請書（様式第8号）にその理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、管理手数料の減免の可否を決定したときは、当該申請書を提出した者に対し、管理手数料減免決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（名義変更）

第10条 条例第10条第2項又は第18条第2項の規定により名義を変更しようとする者は、使用者名義変更届（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、市長に届出しなければならない。

（1） 従前の使用者の使用許可証

（2） 従前の使用者との関係を証する書類

（3） その他市長が必要と認める書類

（使用許可証の再交付）

第11条 第3条に規定する使用許可証を亡失し、又は汚損した者は、埋蔵場所使用許可証再交付申請書（様式第11号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（埋蔵場所の返還）

第12条 条例第15条第1項若しくは第3項又は第17条第4項の規定により埋蔵場所を返還しようとする者は、埋蔵場所返還届（様式第12号）に使用許可証を添付して、市長に提出しなければならない。

（使用許可の取消し）

第13条 市長は、条例第17条第3項の規定により使用許可を取り消す場合は、埋蔵場所使用許可取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（臨時使用の許可）

第14条 条例第20条の規定により霊園内で行商又は露店営業を行う者は、弘前霊園臨時使用許可申請書（様式第14号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

（住所等の変更）

第15条 使用者及び代理人は、本籍、住所又は氏名を変更した場合には、住所等変更届（様式第15号）に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。ただし、本市に住所を有する者が、本籍若しくは氏名を変更した場合又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条の転居をした場合は、この限りでない。

（使用許可証の提示）

第16条 使用者は、次に掲げる場合には、使用許可証を係員に提示しなければならない。

- (1) 焼骨を埋蔵するとき。
- (2) 一般墓地において墳墓等の工事を行うとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(分骨の証明)

第17条 一般墓地について墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第5条第1項の規定により分骨の証明を受けようとする者は、弘前霊園埋蔵証明申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請により、当該申請者に対して弘前霊園埋蔵証明書（様式第17号）を交付する。
(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、霊園の管理運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年2月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の弘前霊園管理運営規則（昭和58年弘前市規則第32号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月23日弘前市規則第12号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 16 この規則の施行の際現に有する様式については、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年3月25日弘前市規則第18号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

(様式に関する経過措置)

- 61 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成27年2月27日弘前市規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年3月2日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月30日弘前市規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年7月13日弘前市規則第35号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成31年3月29日弘前市規則第10号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

102 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成31年4月26日弘前市規則第20号)

(施行期日)

1 この規則中第1条、第2条、第4条、第6条、第8条から第13条まで、第15条、第17条、第19条、第21条、第25条、第27条、第29条、第31条、第33条、第35条、第37条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第52条、第54条、第56条、第58条、第60条、第62条、第64条、第65条、第67条、第69条、第71条、第73条、第75条から第77条まで、第79条、第81条、第82条、第84条、第85条、第87条、第89条、第91条、第93条、第95条、第97条、第99条、第101条、第103条、第105条、第107条、第109条、第111条、第113条、第115条、第117条、第119条、第120条、第122条、第124条、第127条、第129条、第131条、第133条、第134条、第136条、第138条、第139条、第141条、第143条、第144条、第146条、第148条、第150条、第152条、第155条、第157条、第159条から第161条まで、第163条、第165条、第166条、第168条、第170条、第172条、第173条、第175条、第177条、第179条、第181条、第183条、第185条、第187条から第189条まで、第191条、第193条、第195条、第197条、第199条、第201条、第203条、第205条、第207条、第209条、第211条、第213条、第215条、第217条、第218条、第220条、第221条、第223条、第225条の規定は天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月30日)の翌日から、第3条、第5条、第7条、第14条、第16条、第18条、第20条、第24条、第26条、第28条、第30条、第32条、第34条、第36条、第38条、第40条、第42条、第44条、第46条、第49条、第51条、第53条、第55条、第57条、第59条、第61条、第63条、第66条、第68条、第70条、第72条、第74条、第78条、第80条、第83条、第86条、第88条、第90条、第92条、第94条、第96条、第98条、第100条、第102条、第104条、第106条、第108条、第110条、第112条、第114条、第116条、第118条、第121条、第123条、第125条、第128条、第130条、第132条、第135条、第137条、第140条、第142条、第145条、第147条、第149条、第151条、第153条、第156条、第158条、第162条、第164条、第167条、第169条、第171条、第174条、第176条、第178条、第180条、第182条、第184条、第186条、第190条、第192条、第194条、第196条、第198条、第200条、第202条、第204条、第206条、第208条、第210条、第212条、第214条、第216条、第219条、第222条、第224条、第226条の規定は不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(平成31年7月1日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第22条の規定 平成31年5月7日
- (2) 第23条の規定 平成31年6月24日
- (3) 第126条及び第154条の規定 公布の日

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和3年5月31日弘前市規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年2月25日弘前市規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に決定する使用申請者について適用する。

17. 弘前市共同墓地の管理に関する規則

平成18年2月27日弘前市規則第75号

弘前市共同墓地の管理に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、合併前の岩木町の区域内に有する共同墓地（以下「墓地」という。）の管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(管理)

第2条 墓地の管理については、市長が管理する。ただし、市長が必要と認めるときは、当該墓地の所在する町会の長又は当該町会の墓地管理委員会に委託することができる。

(使用目的)

第3条 墓地は、埋葬以外の目的に使用してはならない。

(使用許可)

第4条 墓地を使用しようとする者は、市長又は委託を受けた町会の長及び町会の管理委員会の許可を受けなければならない。

(使用者の資格)

第5条 墓地を使用しようとする者は、弘前市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(使用の制限)

第6条 市長は、墓地の管理上必要と認めるときは、墓地の使用に関し、制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を行わせることができる。

(使用権の消滅)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用権は消滅する。

(1) 使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者等祖先の祭しを主宰するものがないとき。

(2) 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

(使用権の承継)

第8条 使用者の相続人又は親族若しくは、縁故者等で祭しを主宰する者は、市長又は委託を受けた町会の長及び町会の墓地管理委員会の承認を得て墓地の使用権を承継することができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月27日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の岩木町共同墓地の管理に関する規則（昭和54年岩木町規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年5月31日弘前市規則第23号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年2月25日弘前市規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に決定する使用申請者について適用する。

18. 弘前市墓地等の経営の許可等に関する規則

平成19年 8月20日弘前市規則第45号

改正

平成20年11月28日弘前市規則第39号 平成24年 3月23日弘前市規則第12号
平成25年 3月25日弘前市規則第18号 平成31年 3月29日弘前市規則第10号
平成31年 4月26日弘前市規則第20号

弘前市墓地等の経営の許可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営主体)

第2条 墓地等を経営しようとするものは、地方公共団体でなければならない。ただし、市長が適当と認める宗教法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「宗教法人等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 地方公共団体が経営する墓地等では地域の需要を満たせない等市長が相当の理由があると認めるとき。
- (2) 災害の発生又は公共事業の実施により、墓地等を移転して経営しようとするとき。

(墓地等の経営の許可申請等)

第3条 法第10条第1項の許可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、墓地等経営許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が添付を要しないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 定款等の写し及び登記事項証明書（申請者が宗教法人等の場合に限る。）
- (2) 役員名簿（申請者が宗教法人等の場合に限る。）
- (3) 墓地等の経営計画書
- (4) 墓地等の位置図
- (5) 周囲（墓地にあってはおおむね150メートル以内、火葬場にあってはおおむね250メートル以内）の病院、学校その他の公共的施設及び住宅の状況を明らかにした図面（墓地又は火葬場に係る許可申請の場合に限る。）
- (6) 墓地等の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (7) 墓地等の敷地に隣接する土地の所有者の承諾書（墓地又は火葬場に係る許可申請の場合に限る。）
- (8) 墓地等の構造設備の概要を記載した書類
- (9) 墓地等の構造設備を明らかにした図面
- (10) 墓地等を経営することについて承認を得た総会等の議事録の写し（申請者が宗教法人等の場合に限る。）
- (11) 墓地等を設置するに当たりその土地又は施設について、事前に法令等により許可を必要とするものは、その許可証の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、法第10条第1項の許可をする場合は墓地等経営許可書（様式第2号）を、当該許可をしない場合はその旨及びその理由を記載した書面を申請者に対して交付するものとする。

(墓地等の区域等の変更の許可申請等)

第4条 法第10条第2項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとするもの（第3項において「申請者」という。）は、墓地等区域（施設）変更許可申請書（様

式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する申請書の提出について準用する。この場合において、前条第2項第10号中「を経営する」とあるのは「の区域等を変更する」と、同項第11号中「を設置する」とあるのは「の区域等を変更する」と読み替えるものとする。

3 市長は、法第10条第2項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可をする場合は、申請者に対して墓地等区域(施設)変更許可書(様式第4号)を交付するものとする。
(墓地等の廃止の許可申請等)

第5条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとするもの(第3項において「申請者」という。)は、墓地等廃止許可申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 墓地等の土地の登記事項証明書及び公図の写し

(2) 改葬の内容を明らかにした書類(墓地又は納骨堂に係る廃止の許可申請の場合に限る。)

3 市長は、法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可をする場合は、申請者に対して墓地等廃止許可書(様式第6号)を交付するものとする。

(みなし許可の届出)

第6条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合にあっては、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかに墓地、火葬場みなし許可届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 都市計画事業の認可書若しくは承諾書の写し又は土地区画整理事業の事業計画の認可書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(墓地の設置場所の基準)

第7条 墓地を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 市の土地利用計画の用途に適合する場所であること。

(2) 病院、学校その他の公共的施設及び住宅の敷地から100メートル以上離れている場所であること。

(3) 当該墓地を営しようとする宗教法人等の事務所から直線距離にしておおむね1キロメートル以内の場所であること。

(4) 飲料水その他環境を汚染するおそれがない場所であること。

(5) がけ崩れ、地滑り等の災害のおそれがない場所であること。

(墓地の構造設備の基準)

第8条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 墓地の周囲には、垣根、障壁等が設けられていること。

(2) 通路は、砂利敷等によりぬかるみとならない構造を有し、支障なく墓参することができる幅員を有し、かつ、各墳墓に接続したものであること。

(3) 雨水その他の地表水を排除するための排水設備が設けられていること。

(4) 経営者の名称、連絡先等を明示した看板が設けられていること。

(5) 法第10条第1項の規定により設けた墓地を有する場合は、当該墓地の面積を超えないこと。ただし、区画整理事業に伴い墓地を移転する場合は、この限りでない。

(6) 墳墓区画の面積は、墓地面積の2分の1以下であること。

(7) 墓地面積の15パーセント以上の緑地又は緑地帯が設けられていること。

(8) 墳墓15区画につき自動車1台以上の収容が可能な駐車場が設けられていること。

(納骨堂の設置場所の基準)

第9条 納骨堂を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 市の土地利用計画の用途に適合する場所であること。

(2) 寺院、教会等の敷地内の場所であること。

(納骨堂の構造設備の基準)

第10条 納骨堂の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 外壁及び屋根は、耐火構造又は防火構造であること。
- (2) 換気設備が設けられていること。
- (3) 出入口及び納骨装置に施錠設備が設けられていること。
- (4) 周囲の景観と調和のとれた構造であること。

(火葬場の設置場所の基準)

第11条 火葬場を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 市の土地利用計画の用途に適合する場所であること。
- (2) 鉄道、国道、県道その他交通の頻繁な道路、河川若しくは湖沼又は公園に隣接していないこと。
- (3) 病院、学校その他の公共的施設及び住宅の敷地から200メートル以上離れていること。
- (4) 飲料水その他環境を汚染するおそれがない場所であること。
- (5) がけ崩れ、地滑り等の災害のおそれがない場所であること。

(火葬場の構造設備の基準)

第12条 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 火葬場の周囲には、垣根、障壁等が設けられていること。
- (2) 火葬場の敷地内に緑地が設けられていること。
- (3) 防臭、防じん及び防音について十分な能力を有する火葬炉が設けられていること。
- (4) 事務室、遺体保管所、収骨室、灰置場、待合室、便所及び駐車場が設けられていること。
- (5) 周囲の景観と調和のとれた構造であること。

(墓地の区域変更に係る基準)

第13条 第7条第1号、第4号及び第5号並びに第8条第1号から第3号まで及び第5号の規定は、法第10条第2項の規定による墓地の区域の変更について準用する。この場合において、第8条第5号中「当該墓地」とあるのは「拡張に係る部分の墓地の面積が既存の墓地」と読み替えるものとする。

2 500平方メートル以上の拡張による墓地の区域の変更については、前項に定めるもののほか、第8条第6号から第8号までの規定を準用する。

(納骨堂又は火葬場の施設変更に係る基準)

第14条 第9条及び第10条の規定は法第10条第2項の規定による納骨堂の施設の変更について、第11条及び第12条の規定は法第10条第2項の規定による火葬場の施設の変更について、それぞれ準用する。

(墓地等の工事完了の届出等)

第15条 墓地等の経営者は、墓地等の設置又は変更に係る工事が完了したときは、速やかに墓地等工事完了届出書(様式第8号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 墓地等の経営者は、前項の検査を受け、当該墓地等が構造設備基準等に適合していることの確認を受けた後でなければ、当該墓地等を使用させてはならない。

(管理者の届出)

第16条 法第12条の規定による管理者の届出は、墓地等管理者届出書(様式第9号)に当該管理者の住民票の写しを添えて行うものとする。

2 墓地等の経営者は、前項の届出書の内容に変更があったときは、墓地等管理者変更届出書(様式第10号)に当該管理者の住民票の写しを添えて速やかに市長に届け出なければならない。

(墓地等の経営者等の変更の届出)

第17条 墓地等の経営者は、事務所の所在地若しくは代表者の氏名又は墓地等の名称に変更が生じたときは、速やかに墓地等経営者等変更届出書(様式第11号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、墓地等の経営の許可等に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する墓地等については、第7条から第12条までの規定は、適用しない。

附 則 (平成20年11月28日弘前市規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(弘前市墓地等の経営の許可等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の弘前市墓地等の経営の許可等に関する規則第2条に規定する墓地等の経営主体の基準により墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の許可を受けたものは、第1条の規定による改正後の弘前市墓地等の経営の許可等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条に規定する墓地等の経営主体の基準により同項の許可を受けたものとみなす。

- 4 前項の規定により墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の許可を受けたものとみなされるもの(宗教法人、公益社団法人及び公益財団法人(以下この項において「宗教法人等」という。))を除く。については、宗教法人等とみなして改正後の規則第2条第2号の規定を適用する。

附 則(平成24年3月23日弘前市規則第12号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 16 この規則の施行の際現に有する様式については、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成25年3月25日弘前市規則第18号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

(様式に関する経過措置)

- 61 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成31年3月29日弘前市規則第10号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 102 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成31年4月26日弘前市規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則中第1条、第2条、第4条、第6条、第8条から第13条まで、第15条、第17条、第19条、第21条、第25条、第27条、第29条、第31条、第33条、第35条、第37条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第52条、第54条、第56条、第58条、第60条、第62条、第64条、第65条、第67条、第69条、第71条、第73条、第75条から第77条まで、第79条、第81条、第82条、第84条、第85条、第87条、第89条、第91条、第93条、第95条、第97条、第99条、第101条、第103条、第105条、第107条、第109条、第111条、第113条、第115条、第117条、第119条、第120条、第122条、第124条、第127条、第129条、第131条、第133条、第134条、第136条、第138条、第139条、第141条、第143条、第144条、第146条、第148条、第150条、第152条、第155条、第157条、第159条から第161条まで、第163条、第165条、第166条、第168条、第170条、第172条、第173条、第175条、第177条、第179条、第181条、第183条、第185条、第187条から第189条まで、第191条、第193条、第195条、第197条、第199条、第201条、第203条、第205条、第207条、第209条、第211条、第213条、第215条、第217条、第218条、第220条、第221条、第223条、第225条の規定は天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月30日)の翌日から、第3条、第5条、第7条、第14条、第16条、第18条、第20条、第24条、第26条、第28条、第30条、第32条、第34条、第36条、第38条、第40条、第42条、第44条、第46条、第49条、第51条、第53条、第55条、第57条、第59条、第61条、第63条、第66条、第68条、第70条、第72条、第74条、第78条、第80条、第83条、第86条、第88条、第90条、第92

条、第94条、第96条、第98条、第100条、第102条、第104条、第106条、第108条、第110条、第112条、第114条、第116条、第118条、第121条、第123条、第125条、第128条、第130条、第132条、第135条、第137条、第140条、第142条、第145条、第147条、第149条、第151条、第153条、第156条、第158条、第162条、第164条、第167条、第169条、第171条、第174条、第176条、第178条、第180条、第182条、第184条、第186条、第190条、第192条、第194条、第196条、第198条、第200条、第202条、第204条、第206条、第208条、第210条、第212条、第214条、第216条、第219条、第222条、第224条、第226条の規定は不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（平成31年7月1日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第22条の規定 平成31年5月7日
- (2) 第23条の規定 平成31年6月24日
- (3) 第126条及び第154条の規定 公布の日
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

19. 弘前市化製場等に関する法律施行細則

平成19年10月15日弘前市規則第56号

改正

平成20年11月28日弘前市規則第39号	平成24年3月23日弘前市規則第12号
平成25年3月25日弘前市規則第18号	平成31年3月29日弘前市規則第10号
平成31年4月26日弘前市規則第20号	令和3年5月31日弘前市規則第23号

弘前市化製場等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）及び青森県化製場等に関する条例（昭和59年青森県条例第27号。以下「県条例」という。）に基づく事務のうち、青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成11年青森県条例第54号）の規定により市が処理することとされた事務の執行に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(死亡獣畜取扱場の設置の許可申請等)

第3条 法第3条第1項の規定により死亡獣畜取扱場の設置の許可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、あらかじめ死亡獣畜取扱場設置許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第3条第1項の規定により死亡獣畜取扱場の設置を許可する場合は、申請者に対して死亡獣畜取扱場設置許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(死亡獣畜取扱場の変更等の届出)

第4条 法第3条第2項の規定による届出に係る届出書又は県条例第6条第1項の規定による死亡獣畜取扱場の県条例第4条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項の変更に係る届出書は、死亡獣畜取扱場変更届出書（様式第3号）とする。

2 県条例第6条第1項の規定による死亡獣畜取扱場の経営の停止、再開若しくは廃止に係る届出書又は県条例第6条第2項の届出書は、死亡獣畜取扱場経営停止（再開・廃止）届出書（様式第4号）とする。

(動物の飼養等の許可申請等)

第5条 法第9条第1項の規定により動物の飼養又は収容の許可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、あらかじめ動物の飼養（収容）許可申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第9条第1項の規定により動物の飼養又は収容を許可する場合は動物の飼養（収容）許可書（様式第6号）を、当該許可をしない場合はその旨及びその理由を記載した書面を申請者に対して交付するものとする。

(区域指定等に係る届出)

第6条 法第9条第4項の規定による届出は、動物の飼養（収容）の区域指定等に係る届出書（様式第7号）によるものとする。

(動物の飼養等の変更の届出)

第7条 県条例第13条第1項の規定による動物の飼養又は収容の県条例第11条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更に係る届出書は、動物の飼養（収容）変更届出書（様式第8号）とする。

2 県条例第13条第1項の規定による動物の飼養若しくは収容の停止、再開若しくは廃止に係る届出書又は県条例第13条第2項において準用する県条例第6条第2項の届出書は、動物の飼養（収容）停止（再開・廃止）届出書（様式第9号）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月28日弘前市規則第39号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成24年3月23日弘前市規則第12号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 16 この規則の施行の際現に有する様式については、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年3月25日弘前市規則第18号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

（様式に関する経過措置）

- 61 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成31年3月29日弘前市規則第10号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 102 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成31年4月26日弘前市規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則中第1条、第2条、第4条、第6条、第8条から第13条まで、第15条、第17条、第19条、第21条、第25条、第27条、第29条、第31条、第33条、第35条、第37条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第52条、第54条、第56条、第58条、第60条、第62条、第64条、第65条、第67条、第69条、第71条、第73条、第75条から第77条まで、第79条、第81条、第82条、第84条、第85条、第87条、第89条、第91条、第93条、第95条、第97条、第99条、第101条、第103条、第105条、第107条、第109条、第111条、第113条、第115条、第117条、第119条、第120条、第122条、第124条、第127条、第129条、第131条、第133条、第134条、第136条、第138条、第139条、第141条、第143条、第144条、第146条、第148条、第150条、第152条、第155条、第157条、第159条から第161条まで、第163条、第165条、第166条、第168条、第170条、第172条、第173条、第175条、第177条、第179条、第181条、第183条、第185条、第187条から第189条まで、第191条、第193条、第195条、第197条、第199条、第201条、第203条、第205条、第207条、第209条、第211条、第213条、第215条、第217条、第218条、第220条、第221条、第223条、第225条の規定は天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から、第3条、第5条、第7条、第14条、第16条、第18条、第20条、第24条、第26条、第28条、第30条、第32条、第34条、第36条、第38条、第40条、第42条、第44条、第46条、第49条、第51条、第53条、第55条、第57条、第59条、第61条、第63条、第66条、第68条、第70条、第72条、第74条、第78条、第80条、第83条、第86条、第88条、第90条、第92条、第94条、第96条、第98条、第100条、第102条、第104条、第106条、第108条、第110条、第112条、第114条、第116条、第118条、第121条、第123条、第125条、第128条、第130条、第132条、第135条、第137条、第140条、第142条、第145条、第147条、第149条、第151条、第153条、第156条、第158条、第162条、第164条、第167条、第169条、第171条、第174条、第176条、第178条、第180条、第182条、第184条、第186条、第190条、第192条、第194条、第196条、第198条、第200条、第202条、第204条、第206条、第208条、第210条、第212条、第214条、第216条、第219条、第222条、第224条、第226条の規定は不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（平成31年7月1日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第22条の規定 平成31年5月7日
- (2) 第23条の規定 平成31年6月24日
- (3) 第126条及び第154条の規定 公布の日
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和3年5月31日弘前市規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和7年度版 環境保全の概要
(令和6年度実績)

弘前市市民生活部環境課

〒036-8551

青森県弘前市大字上白銀町1番地1

(弘前市役所前川新館2階)

電話番号 0172-36-0677